

6月6日(火曜日)午前9時30分開議

議事日程(第1日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第44号 平成7年度可児市一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第45号 平成7年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第46号 平成7年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第47号 平成7年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第48号 平成7年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第49号 平成7年度可児市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 可児市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第57号 字区域等の変更について

日程第7 請願4号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議会運営委員会委員の辞任について

日程第5 議会運営委員会委員の選任について（日程追加）

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて

承認第12号 専決処分の承認を求めることについて

承認第13号 専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第44号 平成7年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

議案第45号 平成7年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第46号 平成7年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて

議案第47号 平成7年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）について

議案第48号 平成7年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

議案第49号 平成7年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第52号 可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第53号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

議案第54号 可児市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 字区域等の変更について

日程第8 請願4号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書

議員定数 26名

出席議員 (25名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	加藤新次君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
18番	村瀬日出夫君	19番	渡辺重造君
20番	小池優之助君	21番	松本喜代子君
22番	奥田俊昭君	23番	田口進君
24番	林則夫君	25番	林義弘君
26番	澤野隆司君		

欠席議員 (1名)

17番 勝野健範君

説明のため出席した者

市長	山田豊君	助役	山口正雄君
収入役	小池勝雅君	教育長	渡邊春光君
総務部長	大澤守正君	民生部長	可児征治君
経済部長	奥村主税君	建設部長	曾我宏基君

水道部長	堀江 智君	福祉事務所長	高橋 卓二君
教育部長	宮島 凱良君	秘書課長	長瀬 文保君
総務課長	奥村 雄司君	税務課長	田口 茂君
市民課長	丹羽 広明君	農政課長	渡辺 敏郎君
都市計画課長	渡辺 孝夫君	業務課長	梅田 伸樹君
学校教育課長	丹羽 一仁君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	佐橋 郁平	係長	籠橋 義朗
書記	高野 志郎	書記	脇坂 忠志
書記	安田 美保		

開会 午前9時30分

議長（林 則夫君） おはようございます。

本日、平成7年第2回可児市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会及び開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は25名です。したがって、定足数に達しております。これより平成7年第2回可児市議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成7年第2回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、極めて御多忙のところ定刻に御参集賜り、まことにありがとうございました。

今月に入りまして暑さも本格化してまいりましたが、議員各位におかれましてはますます御健勝の御様子、まずもってお喜び申し上げます。

一昨日、大盛況のうちに閉幕いたしました「花フェスタ'95 ぎふ」も 191万 5,000人という、予想をはるかに上回る入場者を迎え、たくさんの方々に美しい花飾りや数々のイベントを満喫いただくことができました。本市出展のパビリオン可児市館も、26万人余の多くの方々に御来場いただき、広く内外に可児市をアピールすることができました。これもひとえに議員皆様を初め、関係各位、市民皆様の御協力のたまものであり、心から厚く御礼を申し上げます。

これを契機に、今後とも一層活力あるまちづくりに努力してまいりますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、承認を求めるもの9件、予算に関するも

の6件、条例に関するもの7件、その他の案件1件の合計23件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（林 則夫君） 次に、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

議会事務局長（佐橋郁平君） それでは、諸報告を申し上げます。

議長会の関係でございます。4月5日、第78回東海市議会議長会の定期総会が伊勢市で開催されました。

5月24日、中濃六市議会議長会を可児市で開催いたしました。

概要につきましてはお手元に配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（林 則夫君） 以上をもって、諸報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付いたしましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において22番議員 奥田俊昭君、23番議員 田口 進君を指名します。

会期の決定について

議長（林 則夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの16日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月21日までの16日間と決定いたしました。

諸般の報告について

議長（林 則夫君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分された事件について、同条第2項の規定による報告、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成6年度予算の繰越明許費繰越計算書の報告及び地方公営企業法第26条第3項の規定による平成6年度可児市水道事業会計予算の繰越計算書の報告、並びに地方自治法第243条の3第2項の規定による可児市土地開発公社、財団法人可児市公共施設振興公社の経営状況を報告する書類が市長から提出され

ました。それぞれお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員の辞任について（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第4、議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時37分

議長（林 則夫君） 会議を再開いたします。

お手元の資料にありますように、勝野健範君から一身上の都合による議会運営委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。委員会条例第13条の規定により勝野健範君の辞任について、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（林 則夫君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 今回、辞任願いが出ておりますが、聞くところによりますと、これは本人の署名、捺印があるわけですが、いろいろ風の便りに伺いますと、自民クラブの中において、やめろというお話があったということです。その辺の経過を少し議長の方からお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） ただいま16番議員 大江金男君から御異議がありましたので、これより採決を行います。

なお、理由についての御意見がありました。お手元の辞任願のとおりでございます。

お諮りします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

16番（大江金男君） 議会運営と違うじゃないか。ちゃんときのう答えてくれということ。を要請してあるわけでしょう。別にこのことについて異議を申してあるわけじゃないでしょう。今、議長が異議の申し立てがあったということですが、私は意見を求めたのであって、異議を申してあるわけじゃないんです。正確にしてください。

議長（林 則夫君） ただいま16番議員 大江金男君から御発言がございました。理由等についての御意見がありました。お手元の辞任願のとおりでございます。

お諮りします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 則夫君） 起立多数と認めます。御異議がないものと認めます。よって、議題となっております本案件については、これを許可することに決しました。

ただいま議会運営委員の辞任が許可されたことにより議会運営委員会に欠員が生じました。したがって、この際、議会運営委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

なお、念のため申し上げます。ただいま本案が日程に追加されたことに伴い、日程第5以下の順序が繰り下げられたものといたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時41分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員の選任について（提案説明・採決）

議長（林 則夫君） 議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付してあります議会運営委員会の欠員に伴う選任名簿案のとおり、新たに15番議員 河村恭輔君を議長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、議長において、別紙案のとおり選任することに決しました。

それでは、これより議会運営委員会の開催を願い、委員長である委員の辞任に伴う委員長の互選をお願いいたします。

その間、暫時休憩いたします。

なお、会場を事務局長から案内いたさせます。

議会事務局長（佐橋郁平君） それでは御案内申し上げます。

これより議会運営委員会を第1委員会室においてお願いをいたします。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時54分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会の委員長が決定いたしましたので、事務局長から報告いたさせます。
事務局長。

議会事務局長（佐橋郁平君） それでは御報告を申し上げます。

議会運営委員会の委員長は河村恭輔さんに決定されました。

議長（林 則夫君） 以上の報告のとおり決定されました。

それでは、ここで新たに選任されました議会運営委員長のあいさつをお願いいたします。
委員長は演壇の前へお進みください。

議会運営委員長（河村恭輔君） ただいま御指名をいただきました河村でございます。

あとわずかになりました私どもの任期、その間、やはりこの議会運営委員会というのは、議会においても中枢的な性格を持つものでございますので、ひとつ残りしました期間、私ども精いっぱい頑張りたいと思いますので、先輩議員、また同僚議員の皆さん方の格段の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任についてのごあいさつとさせていただきます。（拍手）

承認第5号から承認第13号までについて（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第6、承認第5号から承認第13号までの専決処分の承認を求めることについての9案件を一括議題といたします。

提出案件の説明を求めます。

総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、お手元に配付させていただいております議案の番号1から5番までにおいて、ほとんどでございますが、説明をさせていただきます。

まず認定5号から9号までは資料ナンバー2番の補正予算の専決書でよろしく願いいたします。

それでは1ページをお開きいただきたいと思います。

平成6年度可児市一般会計補正予算（第7号）でございます。

既定の予算に2億7,928万5,000円を追加し、それぞれ歳入歳出が234億6,112万6,000円とするものでございます。

なお、地方債の補正等もあわせて行わせていただいております。

なお、この補正予算は、事業費等の確定により精算的に行うものでございまして、国県の支出金等も諸事業の増減を差し引いたものを載せておりますので、よろしく願いいたします。なお、詳細は事項別明細にございますので、簡単に説明をさせていただきます。

2ページの方をよろしく願いいたします。

まず収入でございますが、市税は、市民税、これは法人割でございますが、それと市たばこ税で、差し引き1,500万円の増。

地方譲与税、これは消費譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税合わせまして6,654万9,000円の増でございます。

利子割交付金でございますが1億663万7,000円の増でございます。

ゴルフ場利用税交付金、これも1,594万1,000円の増でございます。

特別地方消費税交付金、これは46万3,000円の減でございます。

自動車取得税交付金3,687万円の増。

地方交付税、これは特別交付税でございますが1億1,638万3,000円の増。

交通安全対策特別交付金186万5,000円の増。

分担金及び負担金でございます。分担金は土地改良事業等の分担金で、減の14万円、負担

金は福祉関係の措置費等でごさいますして、差し引き、分担金及び負担金では54万 9,000円の増。

それから使用料及び手数料でごさいます、使用料は道路占用料等でごさいます。手数料は、戸籍住民票等の窓口の手数料がほとんどでごさいますして、合わせて 533万 3,000円の増。

国庫支出金、国庫負担金は、公共土木施設の災害復旧費等の負担金、それから保健衛生の負担金等が入ってごさいます。国庫補助金は社会福祉事業費の減などでごさいます。委託金も社会福祉委託金の関係、年金等の事務費の関係でごさいます。差し引き 1,187万円の増でごさいます。

県支出金、県負担金、これは保健事業費の増、それから県補助金は社会福祉関係でごさいます。あと減でごさいます、花フェスタ関連での振興補助の増でごさいますして、差し引きになっております。委託金は、県民税の徴収委託金の減がほとんどでごさいます。合わせて減の 1,917万 7,000円。

財産収入、これは土地の貸付料、財産運用でごさいます、これの増。それから財産売却収入、これは代替地の予定が減となりましたので、合わせて2億 498万 9,000円の減となっております。

寄附金は、花フェスタ関連に伴います寄附金等でごさいます、381万 5,000円の増。

それから、4ページへまいりまして繰入金、基金繰入金でごさいます、これは文化センターの基金の方で用地費等の減。それから財産区繰入金、これは北姫財産区の関係の減。それから特別会計の方からは国保会計でごさいます、減で、合わせまして 4,788万 4,000円の減でごさいます。

諸収入、市預金利子、それから次の受託事業収入でごさいます、これは国道21号バイパスの用地関係のものでごさいます。雑入はもろもろでごさいますして、合わせまして 618万 6,000円の増でごさいます。

市債は、追加が2件、それから増加変更が3件、合わせまして1億 6,480万円。

合わせまして、収入の増額は2億 7,928万 5,000円、合計の予算総額は 234億 6,112万 6,000円ということでごさいます。

歳出の方へまいります。

議会費、5ページでごさいます。15万円の減、これは給与費関係でごさいます。

総務費の総務管理費でふえております、これは財政調整基金の積み立てに5億 3,173万 7,000円、それから減債基金に2億ということ、そのほか差し引きしまして、総務管理費だけです、6億 7,170万 6,000円でごさいます。あと徴税費で人件費、戸籍住民登録で人件費等、それから選挙費では、県議選の無投票による減でごさいますして、合わせて総務費6億 6,779万 5,000円の増でごさいます。

それから民生費、社会福祉費、老人保健の特別会計の繰出金の減でごさいますして、それから児童福祉費、給与関係の減。生活保護費においても同じくでごさいます。合わせまして 8,300万 2,000円の減でごさいます。

衛生費、保健衛生費は給与関係でございます。それから清掃費は塵芥処理費等、し尿処理費等の減で、合わせまして、これも 688万 7,000円の減でございます。

労働費は、勤労者の雇用対策の補助金の減、それから ポートの管理費等の減が入っております。合わせまして83万 8,000円の減でございます。

農林水産業費、これは農業費の減、それから県単土地改良事業等の減などがございます。林業費については、需用費などで減になっております。合わせて 1,320万 4,000円の減でございます。

6 ページにまいります。

商工費、これは商工振興費、工場誘致の奨励金等と観光費の方で、合わせまして 388万 4,000円の減でございます。

次の土木費ですが、土木管理費は人件費の減、道路橋りょう費におきましては工事費、委託料、原材料等で減をいたしております。それから河川費におきましても用地費の減でございます。都市計画費につきましては人件費。合わせまして、すべて減でございますが、1億 9,463万 1,000円の減でございます。

それから消防費は人件費の減でございます。

教育費、教育総務費は、文化センター用地費の関係でございます。それから小学校は人件費の関係、幼稚園においても臨時職員等の関係でございます。それから社会教育費は公民館などの、やはりこれも賃金を中心に減になっております。保健体育費は給食センターの、いわゆる需用費、給食費関係の減でございます。合わせまして 7,978万 8,000円の減でございます。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、これは河川関係のものでございます。それから農林水産業施設災害復旧費、これは柿下の頭首工などの関係でございます。合わせて 269万円の減でございます。

公債費は、減の 333万 6,000円。

歳出合計は 2億 7,928万 5,000円。予算総額 234億 6,112万 6,000円でございます。

なお、地方債の補正が 7 ページにございますが、新たなものが帷子の土地改良関係の団体営農道整備事業で 990万円。

減収補てん債、これは法人税割の減の分に相当しますが 1億 4,000万円。内容は明記してあるとおりでございます。

次に 8 ページの変更でございます。

県営ため池整備事業の負担金の関係で 1,090万円の増、合わせまして 5,490万円。

それから県営事業の負担金、これは県道関係のものでございますが、10万円の増。合計にしまして 1億 810万円になったわけでございます。

臨時地方道整備事業、これにつきましても県道等の負担金の関係でございます。 390万円増の 4,510万円ということにさせていただきました。

それでは、次に65ページでございます。

平成6年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

既定の予算に826万5,000円を減額し、それぞれ31億644万円にするものでございます。
次の66ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、国民健康保険税の増で4,400万円。

それから国庫支出金。国庫負担金——これは事務費の負担金でございますが、この増、国庫補助金は財政調整交付金の増でございます。合わせて9,440万4,000円。

それから療養給付費交付金でございますが、これは6,623万3,000円の減でございます。

それから共同事業交付金、これが1,588万8,000円の増でございます。これは高額療養費の交付金でございます。

それから繰入金は、基金繰り入れ、財調の関係でございますが、これで、そちらを減額しまして、他会計繰り入れは一般会計からでございますが、合わせまして9,949万5,000円の減でございます。

諸収入は第三者行為等による賠償のものでございまして317万1,000円の増。

合わせまして、歳入合計826万5,000円の減で、予算総額は31億644万円でございます。

歳出の方でございますが、総務費。総務管理費で、賃金等、それから徴税費で役務費的なもの、それから協議会の運営協議会費で、これももろもろでございますが、合わせまして、すべて減で72万3,000円の減。

保険給付費も減でございますが、療養諸費の方で748万2,000円。出産育児諸費、これは一時金の補助金でございますが、そういったものを合わせまして754万2,000円の減でございます。

歳出の方も826万5,000円の減で、予算総額は歳入と同じでございます。

次に83ページでございます。

平成6年度可児市北姫財産区特別会計補正予算(第3号)でございます。

41万2,000円を減額し、3,807万8,000円とするものでございます。

84ページをお開きください。

財産収入、これは土地の貸し付けでございますが、財産運用収入、それから財産売払収入、地役権の設定等のものでございます。合わせまして251万7,000円の増。

繰入金、財産区の基金の方から繰り入れを減額しまして、それが292万9,000円。

合わせまして、歳入合計は41万2,000円の減でございます。予算総額は3,807万8,000円。

歳出でございます。

総務費で、これは総務管理費、人夫賃などでございます。その減。

諸支出金につきましては、一般会計の繰り出しの方が、そちらの事業費の減によりまして繰り出しが減になりまして、これが36万2,000円。

合わせまして41万2,000円の歳出の減。予算総額は歳入と同じでございます。

それから、次に89ページ、平成6年度可児市老人保健特別会計補正予算(第4号)。

既定の予算に8,285万2,000円減額をいたしまして、それぞれ32億1,215万9,000円とす

るものでございます。

90ページの歳入の方をお願いします。

支払基金交付金、これは医療費の交付金でございますが、これが 3,741万 4,000円の減でございます。

国庫支出金、国庫負担金は医療費の負担金、国庫補助金は老人医療費の適正化対策事業等でございます。合わせまして 606万 3,000円の増。

県支出金、県負担金の医療費負担金でございますが、これが 296万 3,000円の増。

繰入金は、一般会計からの繰り入れ、事業費の減とか収入の関係で 5,515万 3,000円の減でございます。

諸収入、第三者の行為の賠償金等の関係で68万 9,000円。

合わせまして 8,285万 2,000円の減額でございます。予算総額32億 1,215万 9,000円というところでございます。

それから歳出でございます。

医療諸費 8,155万 2,000円の減でございます。これは医療給付金等でございます。

諸支出金。これも一時借入れ等の利息でございますが、償還金で30万円の減。

予備費を予算化しておりましたが、それをすべて減にしましてゼロといたしたわけですが、歳出合計、合わせまして 8,285万 2,000円の減でございます。予算総額は歳入と同じでございます。

次に99ページの方をお願いいたします。

平成6年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)。

それぞれ 1,519万 1,000円を減額しまして、31億 5,327万 9,000円の予算総額といたすものでございます。

次の100ページをお願いいたします。

受益者負担金で 1,519万 1,000円の減でございます。

歳出の方、その歳入減そのものを下水道施設費、工事費関係で減をいたしまして 1,519万 1,000円の減。

予算総額は、歳入歳出とも31億 5,327万 9,000円でございます。

以上が認定第5号から9号まででございます。

次に、議案書ナンバー1と、それから資料5番の方で順次説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて、承認第10号でございますが、可児市税条例の一部を改正する条例の専決でございます。

5番の資料の方を見ていただきますと、1ページでございますが、これは地方税法の一部改正が3月の末に行われておりまして、新年度からの課税の関係もありまして専決をさせていただいたものでございます。

ここで市民税関係でございますが、(1)で、特定株式投資信託に係る収益の分配について、

配当控除の適用対象とするということですが、利子所得の扱いをしておりましたが、株式の配当と同じように扱うということで、配当控除を設けたということですが、

それから、2番目の土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得、5年を超える場合の所有のものでございますが、課税の特例（税率区分）を設けたと。これは一律6%で課税されておりましたが、4,000万円を分けて、4,000万円以下は5.5%、4,000万円を超える部分につきましては6%と、いわゆる超過累進の税率適用をしたものでございます。

なお、(1)の方は平成8年4月1日、それから土地譲渡のものにつきましては平成9年4月1日の適用となっております。

それから2番目の固定資産税関係でございますが、土地の評価が、基準年度が6年度になっておりまして、あと7、8で調整負担をしておったわけですが、評価の方は、上昇しますといいますが、基準年度の6年度において上げておりましたが、さらにその調整負担をしておく中で、地価の方は上がらず、あるいはむしろ下がるというような傾向から、さらに調整負担の率を特例を設けて変えたということで、7年度、8年度に限ってそういう措置をとったものでございます。そういった作業の関係で、今年度に限って納期を4月から5月に移したということですが、

それから3番目の軽自動車税関係でございますが、電気自動車税の税率が軽減されておりましたが、これにつきましては、抵公害車としての普及を図るためになされておりましたが、今回、そういう必要がなくなったといいますが、今回これをなくしたということですが、なお、可児市においては対象はございません。

それから、次に資料1の10ページでございます。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて。これは可児市都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても負担調整の関係が固定資産の方でなされましたので、あわせてそれをもとにしております都市計画税も同じく扱いをしたわけですが、

それから、次に12ページでございますが、承認第12号、これは資料の3をお願いします。

平成7年度可児市特別会計補正予算書で4月20日専決としてあるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

平成7年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。ここで債務負担行為の関係でございます。

次の2ページでお願いしたいと思います。

事項としましては、広見汚水幹線管渠築造工事、平成7年度から平成8年度までで、限度額2億5,000万円ということですが、これは広見汚水幹線の工事内容、場所等からして、工事を年度で区切ることなく施工することが最もいい方法ということで、国県の方の予算措置もされておりますので、約6億ぐらいの事業でございますが、既に7年度で3億5,000万円予算化しておりますので、その不足分2億5,000万円を両年度において支出負担するというものでございます。

以上でございますが、続いて専決処分の議案書の1番の13ページでございます。

承認第13号 専決処分の承認を求めることについて。これは、下の記に示しておりますように、5月9日に専決処分を行ったものでございますが、市は、印鑑損傷事故に関し次のとおり和解し、その損害賠償額を定めるということで、1. 相手方、可児市菅刈 584番地の1、芳賀達夫さん。2. 事故の概要、平成7年4月26日午前9時50分ごろ、市役所市民課において、印鑑登録のために預かった印鑑を職員が落とし、損傷させたものということでございますが、これは、御本人が新しく印鑑をつくられて、改印の手續に来られたもので、そのときに発生したものでございます。職員の不注意によるものでございまして、まことに申しわけないわけでございますが、そういうことで市が賠償するものでございますが、早急に対応する必要がございましたので専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で専決処分関係の説明を終わらせていただきます。

議長（林 則夫君） これより質疑を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（林 則夫君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 21番 松本です。

老人福祉費のところなんです、ちょっとページがどこかへ行きましたけれど、何ページでしょうか。

36ページの老人福祉費の節の28の繰出金というところなんです、マイナス5,515万3,000円ですが、これをもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

議長（林 則夫君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） はい、御説明申し上げます。

これは、老人保健特別会計の方のものでございますが、そちらの事業費が決まりましたので、精算的に一般会計からの繰り出しが少なくなったということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（林 則夫君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 春里苑の関係だったのでしょうか。違いますか。

議長（林 則夫君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） 老人保健の方の繰出金です。

〔「はい、よろしいです」と21番議員の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております9案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております9案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから、承認第5号から承認第13号までの9案件を一括採決いたします。

本9案件をそれぞれ原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、9案件については、原案のとおり承認することに決しました。

議案第44号から議案第57号までについて（提案説明）

議長（林 則夫君） 日程第7、議案第44号から議案第57号までの14議案を一括議題といたします。

提出議案に対する市長の説明を求めます。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 御説明をいたします。

議案第44号 平成7年度可児市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,900万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を214億7,900万円とするものでございます。その主な内容は、市道今渡・坂戸線改良事業、団体営農道舗装事業、大衆味おこし定着化推進事業、職制調査報告書作成事業等であります。

議案第45号 平成7年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を930万円とするものでございます。その主な内容は一般会計繰出金であります。

議案第46号 平成7年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,300万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を34億6,870万円とするもの及び既定の地方債の変更でございます。その主な内容は、広見・下恵土地区の面整備であります。

議案第47号 平成7年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を2億8,160万円とするもので、既定の地方債の変更であります。その主な内容は、広見東地区の管渠布設工事であります。

議案第48号 平成7年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を6億520万円とするものでございます。その主な内容は、汚水管移設工事であります。

議案第49号 平成7年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算の総額に9,000万円を追加し、予算の総額を31億6,100万円とするものでございます。その主な内容は、宅地造成に伴う水道管布設工事費であります。

議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の改正に合わせ、公費負担の限度額を改定するもの及び無投票となった場合の規定の整備であります。

議案第51号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例の制定につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に合わせ、選挙長等の報酬の額を改定するものであります。

議案第52号 可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、歯科衛生士に医療職手当を支給するものであります。

議案第53号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「可児市老人デイサービスセンター」の名称を「可児川苑デイサービスセンター」に改めるものであります。

議案第54号 可児市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防表彰規程の改正により、賞じゅつ金の限度額を引き上げるものであります。

議案第55号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により、損害補償基準額を引き上げるものであります。

議案第56号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の改正により、退職報償金を引き上げるものであります。

議案第57号 字区域等の変更につきましては、桂ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目を新たに画するに当たり、地方自治法第 260条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。

詳細につきましては総務部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（林 則夫君） 続いて総務部長から詳細な説明を求めます。

総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、議案第44号から49号までにつきましては資料番号4番の補正予算書でお願いいたします。

まず1ページでございます。

平成7年度可児市一般会計補正予算（第1号）。

既定の予算に3億4,900万円を追加して、それぞれ214億7,900万円とするものでございます。

2ページの方から説明をさせていただきます。

まず市税でございますが、固定資産税の増、都市計画税の減で、補正額はゼロとなっております。

それから分担金及び負担金でございますが、これは土地改良事業関係の分担金等でございます。80万円の増。

それから国庫支出金、これも団体営土地改良事業の補助金等でございます。964万8,000円の増。

それから国庫支出金のうちの委託金でございますが、これは、河川費の事務費の委託金で

55万 6,000円の増。

合わせまして 964万 8,000円の増でございます。

それから県支出金、県補助金でございますが、これは農業費の方で、多面的農地利活用誘導推進事業というものの補助金等でございます。

それから委託金につきましては、県議選の減と参議院選の増、差し引きしまして 948万 9,000円。

合わせまして、県支出金 765万 7,000円の減でございます。

財産収入、財産運用収入は、これは土地の貸し付けでございます。減でございます。

財産売払収入は、代替用地の方の処分の収入でございます。

差し引きしまして 8,488万 1,000円の増。

それから寄附金でございます。花フェスタ関連等合わせまして 307万円の増でございます。

繰入金、基金繰入金、これは財政調整基金からの繰入金で、2億 4,486万 2,000円。

それから財産区の繰入金、これも平牧の関係でございますが、特別会計の方で申し上げますが 130万円の増。

合わせまして 2億 4,616万 2,000円の増でございます。

諸収入、これは雑入で、これもろもろでございますが、一つは消防団員の退職報償費の基金からの収入がございます。1,209万 6,000円。

合わせまして 3億 4,900万円の増。

収入合計が 214億 7,900万円ということでございます。

4ページの歳出の方でございます。

総務費で総務管理費、これはフェニックスサンコーの関係でございますが、仮称コミュニティーセンターというようなことで、とりあえず会議室等の改修費として約 2,500万円を上程しておりますが、それらを含めましてのものでございます。

それから戸籍住民登録費の臨時職員のものでございます。

選挙費は県議選の減でございます。678万 4,000円。

合わせまして総務費で 4,685万 7,000円の増。

それから民生費でございますが、社会福祉費の増、これは福祉センターの営繕工事等が入っております。

それから児童福祉費は、私立保育園の整備費の補助金でございます。

生活保護費のところでは 1万円。

合わせまして 793万円の増額でございます。

衛生費は、清掃費、環境センターの建設の用地関係でございます。7,822万 3,000円の増。

それから農林水産業費では、団体営農の舗装事業の関係で増になっております。3,946万 2,000円。

土木費は、道路橋りょう費で、今春道路の橋梁関係の設計委託など、用地費などを含めまして増になっております。

河川費は、排水樋管といいますが、川へ出る関係の国県の事業の負担金等の分でございます。その工事の委託の関係でございます。

それから都市計画費では、もろもろになっておりまして、合わせて1億639万1,000円ということでございます。

土木費合わせまして1億5,700万6,000円の増でございます。

それから消防費は、先ほどの退職者の報償金等、それから財産区の繰り入れの方から参りました平牧財産区の自営消防体の方へ出す方でございます。合わせまして716万1,000円。

それから教育費につきましては、総務費の関係では、臨時職員、その他需用費等もろもろで増加になっております。

社会教育費では、これもやはりもろもろの補正で、差し引きマイナスになっております。

合わせまして236万1,000円の増でございます。

災害復旧費でございますが、公共土木施設の災害復旧費で1,000万円。

合わせまして、歳出合計3億4,900万円、予算総額は歳入と同じでございます。

次に31ページをお願いします。

平成7年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)。

130万円の追加でございます。930万円とするものでございます。

32ページの方をお願いします。

繰入金、財産区の基金繰り入れで133万円。

繰越金の減がございまして3万円。

歳入合計が130万円。930万円となるものでございます。

歳出は、ちょっと一般会計の方でも申しましたが、一般会計の方へ平牧の自営消防の方へ制服をそろえられるようございまして、その分130万円が一般会計へ出たわけでございます。

次に43ページをお願いします。

平成7年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

3,000万円を追加しまして、それぞれ2億8,160万円とするものでございます。

次の44ページをお願いいたします。

歳入。国庫支出金として国庫補助金、これは事業増によるものでございまして、広見グラウンドの横の工事の関係で、工法等によって増加した分でございます。

次の県支出金の県補助金でございますが、それらと同じように需用費の増によるものでございます。40万円の増。

それから繰入金、一般会計からの繰り入れで1,120万円増。

市債も、これも事業費の増によるもので840万円の増ということで、合わせまして3,000万円の増。予算総額2億8,160万円の歳入合計でございます。

次のページの歳出でございます。

下水道事業費で下水道施設費でございますが、先ほど申しましたように、薬注等の工法が

必要になってまいりまして、工事費の増でございます。

46ページでございますが、地方債の補正で 9,180万円を 1 億20万円にするものでございます。そのほかの内容については変わりございません。

次に51ページでございます。

平成 7 年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。

これは、既定の予算に 200万円を追加して、それぞれ 6 億 520万円とするものでございます。

次の52ページでございます。

歳入の方は一般会計からの繰り入れで 200万円の増で、歳入合計が 6 億 520万円となるものでございます。

歳出の方でございますが、農業集落排水事業費で、そのうちの農業集落排水事業管理費でございますが、塩河の方は既に完成しておりますので、管理費の関係でございますけれども、河川改修がございまして、それに伴いまして管路の改修をするものでございます。200万円でございます。

次の農業集落排水の施設費の方でございますが、これは節の変更のみでございますので、補正額はゼロでございます。

合わせて 200万円の増の補正、歳出は歳入と同じでございます。

次に55ページでございます。

平成 7 年度可児市水道事業会計補正予算（第 1 号）。

ここで資本的収支の関係で補正がなされるものでございますが、この 2 条に書いてございます文言は、これは資本的収支の財源不足を何で補てんするかというのを定めたものでございますが、ここで補正いたしますので、その金額の一部を変更するものでございます。

55ページ、下欄の方を見ていただきますと、資本的収益で、負担金で 8,000万円、これは開発事業に伴う工事費の関係で、開発事業者からの負担金でございます。

次の56ページの資本的支出でございます。9,000万円でございます。その歳入に伴って行う建設改良費でございます。したがって、ここには予算総額等出ておりませんが、当初予算が30億 7,100万円ございましたので、9,000万足しまして31億 6,100万円の予算総額となっております。

以上が補正予算関係でございます。

続きまして、議案第50号からは、最初の議案の資料 1 の議案書、それから 5 の説明書の方でお願いいたします。

まず16ページをお開きいただきたいと思います。そして、5 番の資料の方は 2 ページの方でお願いいたします。

議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これは国の選挙が行われますと、参議院選を機会にいつも執行経費が改正されております

ので、それに伴って改正するものでございますが、この条例そのものは、さきの3月の定例議会に御議決をいただき、3月27日に公布施行をいたしておりますが、その関係で改正をするものでございます。

資料番号の5の2ページの方で見いただきますように、自動車等を使用する場合の最高限度額の引き上げが「5万1,500円」から「5万7,800円」になったわけでございますが、それに伴って、ここのアにありますように、いわゆるハイヤー方式でお借りするものについてもそういうことになったわけでございます。

それから、そういうもの以外の借り方によります自動車の借入契約の金額は「1万3,390円」が「1万5,000円」の1日当たりの基準になったわけでございます。

運転手の雇用契約における日当的なものも「1万円」から「1万1,200円」になったものでございます。

なお、燃料関係については変更がございません。

それからポスターの作成費の関係においても、1枚当たりの基準単価が「462円88銭」から「489円50銭」に改正されまして、また固定費といいますが、企画費として固定のものがございまして、「25万7,500円」から「27万2,435円」に変更になったわけでございます。それをもとに可児市の1枚当たりの単価を出しますと、今までの「1,935円」から「2,047円」になるわけでございます。そして、あと175ヵ所の枚数に上限額を当てはめると、改正前「33万8,625円」が「35万8,225円」に改正されまして、1万9,600円の増ということになるわけでございます。

そのほか、無投票となった場合の言い回しといいますが、字句の整理をしたのがこの条例でございます。

次に議案第51号 議案書の方の17ページでございます。

議案第51号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、ただいま申し上げましたように、参議院選を機に国の選挙の執行経費の改正が行われますが、それに基づきまして選挙関係に従事される投票管理者、あるいは選挙長等、そういった方の費用弁償、いわゆる報酬を改めるものでございます。これも資料5の3ページの上段に掲げてありますように、選挙長、投票管理者、開票管理者「8,300円」が「1万円」、投票立会人、日額「1万円」を「1万2,500円」、これは投票立会人は非常に長時間になりますので、開票立会人を基準にして、時間的に市として単独で算定をいたしております。それから開票立会人と選挙立会人は「6,800円」から「8,200円」ということでございます。

それでは議案の方に戻りまして18ページでございます。

議案第52号 可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、特殊な勤務者についてはいろいろ特殊勤務手当を支給しておりますが、この条例に手当の種類と支給範囲とか金額の限度額が定めてあります。その中の医療職手当の支給す

る職員の範囲においては、今までは、医師、保健婦、看護婦ということでございましたが、そこへ歯科衛生士を一つ加えるということでございます。これは4月から衛生課の方に歯科衛生士を配置しておりますので、その関係でお願いするものでございますが、御議決いただきましたならば、適用を4月1日に遡及をさせていただくというものでございます。なお、具体的な金額につきましては規則で定めていきますが、予定として2,000円を予定いたしております。

ちょっと一つ途中で飛んでおりましたが、最後にさせていただきます。どうもごめんなさい。

議案第53号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これはデイサービスを現在は可児川苑で行っておりまして、その名称を「可児市老人デイサービスセンター」という名称を使っておりますが、今回、春里にできます特別養護老人ホームでも行うことになりまして、そちらは春里苑という名称になるわけですが、したがって、両方で行いますので、その場所の特定をするために名称を変更するものでございます。次に20ページでございます。

議案第54号 可児市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、消防の作業中等においてけがをしたり、あるいは殉職された方への報償するものでございますが、その基準が上がったわけでございます。説明書の3ページの方でございますが、殉職者賞じゅつ金が「410万円以上2,100万円以下」というのが「490万円以上2,520万円以下」ということでございます。

障害者賞じゅつ金が「1,720万円以上」が「2,060万円以下」ということでございます。

それから殉職者特別賞じゅつ金ということでございますが、これは生命の危険を顧みることなく遂行した場合のものでございまして、「2,500万円」から「3,000万円」。

ちょっと2番の説明も失礼いたしました。障害者の賞じゅつ金の最高額が「1,720万円」が「2,060万円」になったということでございます。

それで、その分につきましては、障害者の賞じゅつ金としては議案の20ページの下の方でございますが、1級から8級までのランクのこの一番上が1級で、一番下が8級でございますが、それぞれの金額が掲げてございます。それが上段の方から下段の方にそれぞれ金額が変わったわけでございます。

それから、次のページの22ページでございます。

議案第55号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、消防団員の公務災害補償条例でございますが、消防団員、あるいは消防従事者と申しますか、協力者がけがをした場合等の補償をするものでございまして、その、いわゆる補償基準額、言うなれば日当的な基準額があるわけですが、それを改正するものでございます。これにつきましても、資料5の3ページにも掲げておりますが、22ページの第5条の

2項というのが、これは消防作業従事者の補償基礎額「8,600円」を「8,700円」に。

それから、ただし書きで、収入が非常にかげ離れておるといような場合は、その上の「1万3,900円」を「1万4,000円」ということで変更になったわけでございます。

それから4条でございますが、これは15歳から22歳の扶養親族の関係の加算額が「33円」であったのを「67円」、それぞれ基礎額に加算する額が上がったわけでございます。

それから、表中ということでございますが、これは消防団員の階級とか勤務年齢別によって報償基礎額が定めておりますが、それをそれぞれ改正するものでございます。

これは、適用は今年の4月1日以降に、その支給事由が発生したのものについて適用するものでございます。

次に23ページでございます。

議案第56号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、消防団員の退職時に、いわゆる退職金というような報償金を出しておるわけですが、以前は、これを国の基準そのままやっておりましたが、中間の退職者にということで、現在、この表のように改正しておりますが、5年ごとの国の基準が今回変わってまいりましたので、それに合わせて、それぞれの年数におけるものも改正するものでございます。

それから、次に25ページの議案第57号でございます。字区域の変更でございます。

これは、平成5年の5月1日に一丁目の字界変更を行ったわけでございますが、ちょっと資料6を見ていただきますと、図面に太線で囲んでおりますけれども、今回、この部分を字区域の変更をするもので、大森の藤藪からそれぞれこの地番に該当する分を一丁目、二丁目、三丁目に変更するものでございます。

それではちょっと先ほど失礼いたしました。議案第46号の方でございます。

もう一度資料4の35ページの方をお願いいたします。

平成7年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

それぞれ既定の予算に3億4,300万円を追加いたしまして、それぞれ34億6,870万円とするものでございます。

36ページの方で御説明させていただきます。

国庫支出金、これは事業費の増でございまして7,000万円の増。

それから県支出金の県補助金も同じく事業費の増によるもので280万円の増。

それから繰入金は、一般会計からの繰入金で8,950万円の増。

市債の方も事業費の増に伴いまして1億8,070万円の増。

合わせて3億4,300万円の増。歳入合計34億6,870万円。

支出の方でございますが、下水道施設費で3億4,300万円。これは広見汚水幹線のうち、予定としましては山岸地内で広見特環の方とのつなぎ手を早くするために、そちらの方の管路の布設、あるいは下恵土の中の地域の残っておる部分の工事を予定しておるものでございます。

以上でございます。大変、初めてのことでございましてちょっと緊張し、失礼をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 以上で提案説明は終わりました。

請願 4 号について（提案説明・委員会付託）

議長（林 則夫君） 日程第 8、請願 4 号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員による提案理由の説明を求めます。

14 番議員 今井成美君。

14 番（今井成美君） 議長より御指名をいただきましたので、紹介議員は私のほかに林義弘君と大江金男君の 2 名おられますが、人間を長くやっておるということで私が指名を受けましたので、請願書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

請願の趣旨。学校 5 日制が導入されながら指導要領は依然として従来の 6 日制を基本としています。そのため、学校では諸行事を減らしたり、「ゆとり」の時間に上乘せしたりなど、授業時数の確保が大変になっています。その結果、子供たちの社会性の発達に欠かせない仲間との交流の時間や、みんなで話し合い協力して実行していく自主的な力を育てる時間が削減されることになってしまいました。また、小学校の低学年から学習量が過大であるため、学習内容が理解できず、学ぶことが嫌いになり、意欲を失ってきています。こうしたこともいじめを引き起こす要因となっていくます。そこで、小学校 1 年生から「わかる喜び」を奪い、多くの勉強嫌いの子を生み出し、基礎的な学力さえも身につけられない、現行学習指導要領の早期見直しを強く求めます。

以上です。

議長（林 則夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ただいま議題となっております請願 4 号については文教民生委員会にその審査を付託いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の日程はこの程度にとどめ、議案精読のため、あすから 6 月 13 日までの 7 日間を休会にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから 6 月 13 日までの 7 日間を休会とすることに決しました。

散会の宣告

議長（林 則夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

次は6月14日午前9時30分から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日は長時間にわたりまして御苦労さまでございました。ありがとうございました。

散会 午前11時02分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成7年6月6日

可児市議会議長 林 則 夫

署名議員 奥 田 俊 昭

署名議員 田 口 進

6月14日（水曜日）午前9時30分開議

議事日程（第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第44号から議案第57号まで

会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

議員定数 26名

出席議員（26名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	加藤新次君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山田豊君	助役	山口正雄君
収入役	小池勝雅君	教育長	渡邊春光君
総務部長	大澤守正君	民生部長	可児征治君
経済部長	奥村主税君	建設部長	曾我宏基君
水道部長	堀江智君	福祉事務所長	高橋卓二君
教育部長	宮島凱良君	秘書課長	長瀬文保君

企画調整課長	武藤隆典君	総務課長	奥村雄司君
衛生課長	長谷川強君	環境課長	藤田弘武君
土木課長	小島孝雄君	都市計画課長	渡辺孝夫君
区画整理課長	奥村信隆君	福祉課長	浅野満君
高齢福祉課長	前田正光君	教育委員会 総務課長	山口和紀君
学校教育課長	丹羽一仁君	社会教育課長	奥村晴保君

出席議会事務局職員

議会事務局長	佐橋郁平	係長	籠橋義朗
書記	高野志郎	書記	脇坂忠志
書記	安田美保	書記	丹羽邦江

議長（林 則夫君） おはようございます。

本日会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において25番議員 林義弘君、26番議員 澤野隆司君を指名いたします。

一般質問

議長（林 則夫君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 18番議員 村瀬日出夫でございます。

許可を得ましたので、一般質問を行います。

初めに、一言申し上げます。

地元可児公園において開催の「花フェスタ'95」は大盛況のうち、去る6月4日、閉幕いたしました。また、地元感謝デーも無事終了しました。これは、その間、市長初め、幹部、職員一同による並み並みならぬ御支援によるものと思っております。ここに深く感謝申しまして御慰労するものであります。大変御苦労さまでした。

そこで、今回もトップで質問させていただきます。

私は、定例議会での一般質問を重視するもので、毎回行ってきましたが、その都度、可児市はいかなる都市として自認し、発展すべきかと絶えず考えてきました。なかなか頭の整理ができませんでした。ようやく今回、言うなれば質問のまとめとして、まちづくり基本目標の趣意に沿い、私見を申し上げます。

題して、「「ゆとろぎ」と美（花）の都市・可児市」の提言についてであります。

（理由） 今日、先の見えない時代において、生活や社会を考えると、私たちは一方で新しい知恵を、他方では安心を求めざるを得ません。知恵は新鮮な発想、発見を生む都市がこ

れからの時代であります。社会に必要な創造性の涵養のためにも、「ゆとろぎ」(ゆとりとくつろぎを合わせた概念)を得ることが人生で最も大事とされています。安心は、近代合理主義とは異なり、美意識ないし花のある生き方であります。個人が、美意識に基づき、みずからの生活をデザインしていくことが生活に潤いや楽しさを与えるものであります。このことが、市民としての意識を持った行動に求められているものであります。「ゆとろぎ」と美意識のある生活の実現であります。

可児市は市制施行以来13年を経過し、今日に至っています。最近では、市内の可児公園でのイベント「花フェスタ'95」の開催、皇太子、同妃両殿下の御視察があるなど、今日の可児市は大きく飛躍伸展している現在です。市長の唱えられる「心豊かな活力と潤いのある住みよい可児」の形成のために、新しく目指す都市像を示し、豊かさの実感できる生活の実現を図って、市民とともに独自の魅力あるまちづくりを進めることが活性化につながるものと考えます。市長の御意見と決意をお伺いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 村瀬議員の質問に対し、お答えをいたしますが、その前に「花フェスタ'95 ぎふ」が、職員の協力ということで、御丁寧なごあいさつをいただきました。まことに厚く御礼を申し上げます。当然な立場で、職員が一丸となって協力を申し上げたにすぎないと思います。本当にありがとうございました。

社会の進歩とか成熟化によって、人々は物の豊かさよりも精神的なゆとりや心の豊かさを求めていることは、総理府の国民生活に関する世論調査を見ても明らかでございます。また、バブル経済のもとで、過度な消費行動の反省もあって、物質的な豊かさだけでは生活の満足感を得られないことが再認識され、心の豊かさを見直す動きが強まってきているのも事実でございます。

こうした状況の中で、本市では、平成4年度に「可児市生涯学習まちづくり基本構想」を、平成5年度には「可児市住みよい福祉のまちづくり基本計画」を策定し、すべての市民が生きがいを持ち、生きる喜びに輝くまちづくりを推進しています。「未来へ花・夢・人」をテーマに開催されました「花フェスタ'95 ぎふ」は、私たち可児市民に多くの思い出と夢を残して閉幕しました。花フェスタの会場や市内の沿道に飾られた色とりどりの花々は、私たち見る人の心にいろいろなことを語りかけてくれました。つきましては、昭和59年から始まった花いっぱい運動を今後も継続し、市民が連帯して花を育て、潤いのある居住環境をつくり出すよう努めてまいりたいと思います。

昨年7月に実施しました市民意識調査におきましては、本市のイメージとして、自然環境がよいまちが圧倒的であり、今後も健康福祉都市、環境保全都市づくりを望む声が高く、自然との共生したまちづくりが重要な課題となっていることは、さきの第1回定例議会にも述べたとおりでございます。こうしたことも踏まえ、議員御提案の理念を、本年度策定する第二次総合計画の後期基本計画の中に十分生かすよう進めてまいりたいと考えております。

また、市長就任以来申し上げております、市民皆様が心から幸せを実感できる、人に優しく、本当に住みよいまちの実現のために、心豊かな福祉のまちづくり、住みよさを実感できるまちづくり、活力と可能性を育てるまちづくりの三つの柱に積極的で明るい市政を進めたいと決意を新たにいたしておるところでございます。

〔18番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） ただいま、親切な市長の御回答もありました。このような問題はゆっくりと回答を読んでからでないとなりの意見も出ません。後日、機会を得て、意見を申し上げたいと、このように思っております。私の質問は以上で終わります。御回答ありがとうございました。終わります。

議長（林 則夫君） 以上で、18番議員 村瀬日出夫君の質問を終わります。

6番議員 小池邦夫君。

6番（小池邦夫君） 6番議員 小池邦夫でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして7点質問させていただきます。

まず花フェスタでございますが、「花フェスタ'95」は予測を大幅に上回る大成功で幕を閉じましたが、開催地として県と協力して全力を傾注するという山田市長の公約どおりの市当局の御努力、そして住民サイドの御協力がその原動力として大変大きな役割を果たしたことに最大の感謝を表したいと思えます。

そして、岐阜県と申しますと、中央線、高山線、それらの沿線、岐阜、大垣の大都市と西濃地区、そういう広いエリアがある中で、大盛況でした70の楽市楽座、そのうち25軒が地元可児からということも、県及び実行委員会に働きかけていただいた担当職員の皆様に重ねてお礼を申し上げるものでございます。まさに千載一遇とも言うべき可児市活性化の大チャンスでしたが、可児市における経済効果はどういうふうに判断されているでしょうか。

また、ポスト花フェスタの構想は、市民の間にこのイベントの余韻、残像が鮮やかなうちに明らかにしていただきたいと思えます。明智城跡、南駐車場を含む一帯を、県との連携も織り込んだ長期ビジョンをお聞かせ願いたい。

続きまして、商工行政の位置づけについて。

工場誘致条例の適用期限が終了した時点で、商工予算はそれによって大幅にカットされました。可児市には、新しく発足いたしました商工会議所がありますが、市からの補助金は、他の都市と比較しても、決して少ない方ではないと承知はいたしております。また、観光課としては、予算、人員から考えて、事務処理だけで手いっぱいとも思われます。条文に書かれたことを機械的に正確に処理することは確かに大切ですが、行政としては、商工を全体でとらえ、総合枠で予算を考えていただき、高額な補助が終了したら、そのどれだけかを商工観光のどこかの部門へ振り分けていただくというふうにするべきではないでしょうか。

確かに該当する大規模工場は、市が支援するだけのメリットが目に見えてありますが、商工観光にかかわる個人、法人、会議所だけでも1,667あります。これらを含め、多数あるわ

けですが、現在の補助金のあり方は、ややもすると、規模、業種から考えますと、特定のものに手厚く、あとは条例にないから関知しないかのような誤解を与えかねません。商工会議所会員の一人として、財政状況の厳しい中、多額の補助金を計上していただいていることにつきましては感謝いたしておりますが、本来、行政の果たすべき役割の一端を担っておるといふ面も御理解いただきまして、補助金終了、即商工予算カットではなく、また、予算がなければ情報提供やソフト面での指導を強化するなり、可見市のまちづくりについて、活性化について前向きな姿勢をアピールしていただきたいが、いかがなものでしょうか。

加えまして、市行政内の縦割りについて一言申し添えます。

花フェスタ関連の情報は観光課経由での商工会議所からのものが余りにも少なかったということとはちょっと残念でございました。

それから3点目でございます。観光資源の開発と売り出しについて。

可見市には、歴史的な財産はかなりあります。数ある中で観光資源としてまず手がける基礎があるものといえば、明智光秀ではないでしょうか。明智、それから光秀という名前は、和菓子とか、本人が後ろに見えますが、お酒のネーミングにあれこれ使われております。可見農協の組合長さん、観光協会長さんでもありますが、田上さんを初め、光秀に関する出版も、いわゆる逆賊ではなくて、文武にたけた武将として幾つか行われております。商工青年部やJＣも作家を呼んで講演会を開いています。

そこでお尋ねいたしたい。歴史といえば文化でありまして、保存や啓蒙は教育委員会の領域に入るだろうと思うわけですが、観光資源となると100%その手から離れてしまうのか。また、そのボーダーラインはどのあたりにあるのか。自治省と文化庁は、自治体による文化財取得や保全の財政支援を実施しています。地方指定文化財の買い上げや復元は、75%分は地方債の発行を認め、その元利償還分の55%までを地方交付税で助成するそうですが、これも手続きサイドの内容は教育委員会でしょうが、観光にも大いに寄与いたします。こういった行政の縦割りの関係と、林則夫氏の主宰される明智光秀保存会、それから個々の郷土歴史研究家、それから地元の自治会、それからボランティア、商工会議所とその支部、そして観光協会とあるわけですが、それぞれのエネルギーを集めて、もっと効率よく働くようにコーディネートするのは商工観光ではなかろうかと思うわけでございます。あれこれ考えるわけですけれども、いずれにしても行政の務めであることは変わらないと思います。やるべきことは手に負えないほどあるでしょうが、総花的な予算とエネルギーの使い方を一時とどめまして、ポスト花フェスタの一環として、明智の里と光秀の売り出しを観光の目玉として、ぜひとも取り上げていただきたい。

朝日新聞によりますと、「万華鏡」の欄ですね。これも議長にいただいたんですが、日本一のバラ公園と明智城が加われば、岐阜の名所がふえ、まちの活性化に役立つはずだとなっております。これはまさしく私も同じことを考えておるわけですし、それにさらにプラス、茶室の設置を何とか検討していただきたい。これは光秀のイメージとも合いますし、それから市の織部、黄瀬戸の、いわゆるお茶の器、それと地元の和菓子ということで、結構結びつい

ていいんではないかと思えます。可児市館でのアピールは十分評価しておりますが、一過性では余りにももったいないと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

4番目は、福祉の長期計画について。

福祉施設の充実が優先課題の一つであります。特別養護老人ホームの竣工は大変喜ばしいことです。それでも収容能力はまだ不足でしょうから、もっと必要ですが、一方、障害を持つ方にとっては在宅介護が望ましく、それが人間本来のあり方ではないかと思えます。それにもかなり強力な支援が必要だと思えます。収容施設と在宅介護の支援、これらの比率も踏まえて、可児市の障害者福祉の構想を示していただきたい。

続きまして、ちょっと早口ですが、たくさんありますので。5番目、バリアフリーについてでございますが、いわゆるバリアフリーに対応した住宅の改造、改築、これらには、県及び可児市でも補助金を、県は融資ですが、可児市は補助金を出しております。大変結構なことですが、これを何とか新築にも適用していただけないでしょうか。これは単に金額に対するありがたみだけではなくて、市民全体の福祉に関する意識が高まることだと思えます。さらに派生的ではございますが、住宅建設促進にもプラスに作用すると思えますので、ぜひとも御検討いただきたい。

続きまして、中部中学校の環境設備の充実についてでございます。

中部中学校は、現在、県下のマンモス校でございます。私が校歌を歌ったころは「800の我ら中部」とありましたが、生徒数が1,110人、約5割も多い現在、敷地面積はそれほど変わっていませんから、当然部活動などでは生徒も不自由をしているのは事実であります。生涯に残るような先生や友人に出会うことは何にもまさることですし、教育はハードよりソフトが大事だと思っております。しかし、親心としてはできるだけことはしてやりたいと思えます。今、中部の生徒は、環境を超越して勉学やスポーツに頑張っておってくれますが、当局の対応と考え方を示してください。

最後に、地域情報ネットワークについて。

自治省は、体育館や会議場などの公共施設案内予約システム、図書館情報ネットワークシステム、住民の保健医療データの記録や身分証明書の自動登録などにICカードを活用する地域カードシステムなど、自治体の情報化施策を財政支援するために地域情報ネットワーク構想の推進要綱が出ております。先進地ももう全国にかなりあるわけですが、可児市の取り組みはどうなっておりますでしょうか。

以上、7点をもって私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 小池議員さんの御質問にお答えをいたします。

「花フェスタ'95 ぎふ」の可児市における経済効果というようなこと。また、ポスト花フェスタの構想についての御質問でございますが、お答えをいたします。

可児市における経済効果につきましては、昨年の6月、前市長が御答弁を申し上げておりますように、市内に限定した経済波及効果を計算する手だてはございません。したがって

て、具体的な数字は出てまいりませんが、当初入場目標の4倍近い来場者がありました関係で、直接経済効果だけを見ましても、来場顧客支出の増加や、会場施設の増設による経費の増加などによりまして、当初計画を大きく上回る支出があり、市内への経済効果も大幅に増加したものと予想されます。

また、社会経済効果におきましては、地域ぐるみの花飾りの推進、各種イベントへの市民参加、ボランティアによる清掃活動、ホストキャンペーンの推進など、花フェスタの成功に向けて市民一丸となって取り組んでまいりましたことは、可児市民として意識の高揚、あるいは市の活性化のために大きな成果が上がったものと確信いたしております。

さらに、会期中、連日のように花フェスタ会場から発信される膨大なニュースとともに、「可児市」という文字や言葉が、県内はもとより全国を飛び交ったことや、191万を超える来場者が可児市を訪れたということは、知名度のアップに加え、花フェスタの人気とともに、花のまち可児というイメージアップにつながり、その社会経済効果ははかり知れないものがあったのではないかと考えております。

次に、ポスト花フェスタについてでございますが、既に新聞等で発表されておりますように、今後可児公園を、世界一のバラ公園となるよう再整備が行われるようでございます。また、その際は、南駐車場として利用した市有地につきましても、可児公園との整合を図りながら整備を進めるよう、県からの要請を受けておりまして、昨日、第1回の可児公園再整備計画検討委員会幹事会に、私と助役と企画課長が出席をいたしております。この長時間の検討結果を踏まえ、今後まとまり次第、市の計画策定に着手してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 私からは、小池議員の6番目の御質問にお答えをいたします。

中部中学校は、5月1日の基本調査によりまして、現在29学級、生徒数は1,111名でございます。なお、参考のために6月1日現在では1,109名になっております。そのような規模の、県下では中学校といたしましては最大規模の学校とすることができます。小学校を含めますと、生徒数で2番目、学級数で5番目ぐらいの規模になるかと思っております。

生徒数の推移の見通しでございますけれども、現在をピークとして、市内の各中学校と同様に、今後は徐々に減少していくものと思っております。

御指摘の施設の状況でございますけれども、文部省の定める基準から照らし合わせてみますと、普通教室は30、学級数に対する運動場面積につきましては、1万3,127平方メートルの基準に対しまして2万2,458平方メートル。屋内運動場につきましては、1,222平方メートルの基準に対しまして1,508平方メートルありまして、いずれも教室や面積はその基準を満たしておるところでございます。

しかしながら、御指摘のように、市内の他の学校と比較する場合、生徒数、規模の割に手狭なという印象を受けるわけでございますが、御指摘の部活動等について不便をかけておるといふふうにも思っております。特に部活動では、生徒数が多いために自校のグラウンドだ

けでは十分でないわけでごさいます、現在は屋内に關しましては市民センター、それからゆとりぴあの体育館、屋外につきましては、広見グラウンド等を利用してもらってある状況であります。しかし、全般的に学校の施設等の面での教育環境がほかの学校に比べて非常に劣っておるかという、子どもはそういうふうには思っておりませんわけで、今の公共施設を利用できる位置にあるということも含めまして、できる限り学校間の格差のないように配慮しておるところでごさいます。今後とも大規模校であるがために教育環境が劣ることにならないように、十分配慮していきたいと思っております。

なお、学校備品の問題、あるいは図書の問題につきましては、予算の計上に当たりまして、生徒数、学級数などの割合を取り入れて配分を行っておりますので、ほかの学校との格差が生ずることはないと思っております。以上でごさいます。

議長（林 則夫君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） 私からは、7番目の地域カードシステムについてお答えをいたします。

地域情報ネットワークの中でICカードが注目を浴びておりますことは、議員の御指摘のとおりでごさいます。ICカードは従来のキャッシュカードと同じサイズでごさいますけれども、そのカードの中に集積回路を内蔵し、多量の情報を記録できるもので、多方面での利用が考えられております。従来からの磁気カードやプリペイドカードにかわり普及しているものと考えられます。行政におきまして、これを活用したシステムとして、個人の血液型、あるいは血圧や病歴などをカードに記録し、病院での治療に活用したり、急病や事故の際に救急車の中で利用したりするなど、医療情報システムなどが少しずつ始まっているようでごさいます。

また、ICカードは個人の医療データの記録のほか、身分証明のかわりとして、例えば印鑑登録証明書、住民票、戸籍抄本・謄本など、税務証明などの発行などにもですが、そういった際に身分証明書として使ったり、あるいは国民健康保険証などを兼ねるようなことも可能であるようでごさいます。しかし現在では、老人を対象としたシステム、それから乳幼児を対象としたシステムなど、一つの業務で利用が始められたというのが実情でごさいます。

当市におきまして、地域情報化計画において救急医療情報システムや公共施設予約管理システムなどを計画しておりまして、ICカードはそのメディアとして有望であると思っております。ただ、こうしたシステムの場合には、情報の安全性やメンテナンスの仕組みなどでよく検討する必要がございますが、現在、他市町村で実施しておるところもありますが、そういった実施しているところ、あるいはまだ実施していないところもあるわけでごさいます。そこらあたりのシステムが異なったりしておるところ、そういったことを考えますと、まだまだそういった広域的なネットワークの調整が必要であるということをおもうわけでごさいます。機械的なシステムよりは、まず社会的なシステムを十分検討する必要があるわけでごさいます。

先ほどお話がありましたように、自治省においては、平成3年度から地域情報ネットワー

ク構想を打ち立てまして、全国に普及するよう、その支援を行っておるわけですが、まだ県内では実施しておる市町村はないようでございます。6年度末で、全国では16団体ほどが光カード、あるいはICカードを使っておるところがあるようでございますが、これらもすべて福祉とか医療を中心にしたものようでございます。そして、検討中というところも20団体ほどあるというようなことを聞いております。以上でございます。

議長（林 則夫君） 経済部長 奥村主税君。

経済部長（奥村主税君） それでは、私の方からは2番と3番につきまして、お答えさせていただきます。

2番の商工行政の位置づけについてでございます。

工場誘致条例は、市内の産業の振興を積極的に促進し、さらには雇用の安定と市民所得の向上を図る目的で制定された制度であります。景気が不況の昨今、企業が人件費の安価な海外へ進出を進める中、雇用の空洞化現象が叫ばれております。

こうした中、この制度を利用して、地元で踏みとどまって頑張ろうという企業がございすれば、雇用の安定という面をとらえても、その一助となっており、可児市にとってはなくてはならない制度と考えております。ちなみにこの制度に基づく奨励金は、平成6年度当初からしますと、平成7年度はすごく減額になっております。これは大口であった名古屋パルプの奨励金が、3年目で奨励金の支払いが終了するため、平成7年度から極端に少なくなっておりますのでございます。工場誘致奨励金は市の制度と市の予算全体の枠組みの中で配分される予算であることは議員も御承知のとおりであり、条例に基づく申請が少なければ奨励金も不要となり、予算措置を減額されるものであります。商工行政に対する予算も、市全体の予算のバランスを考えた予算配分の枠組みの中で割り当てられるものであります。商工業は、行政の役割の一端を担っていただいていることは御発言のとおりであり、市が発展していく過程には、商工業の振興は不可欠と考えております。ですから、商工会議所などの関係機関と協力をしまして、必要な情報の提供やソフト面のバックアップ等の方法をどう進めていか検討を重ねつつ、加えて必要な事業の推進を図りたいと考えておりますので、なお一層の御指導と御協力を賜りますよう、よろしく願いをしたいと思っております。

それから、3番目の観光資源の開発と売り出しについてでございます。

当市では、観光資源となり得る歴史上の人物といえば、御提言の明智光秀や景行天皇などが有名であります。また、史跡も数多く、陶芸部門でも歴史的遺産が発見されております。これまで、こうした古い時代を思わせるものは、世間にアピールするよりも、そっとしておいて、自然のままにしておいた方が歴史的価値が高まるというのが通説で、こうした歴史的価値のあるものは、社会教育課文化係が所管となって維持管理や保存に努めてまいりました。しかし、近年、余暇志向の時代の風潮を踏まえ、さらに週休2日制の普及と、国民所得の向上と相まって、人々の意識は、観光施設として整備がなされ、だれでも自由にその歴史に触れられることを望んでまいりました。また、行政もそれにこたえるかのように、個性豊かな現代人のレジャー感覚にマッチした観光地づくりを目指し、新しい観光施設の整備と、こう

した歴史的遺産を観光の目玉として整備し、PRしてまいりました。こうした観光地の開発は当市では商工観光課が行っており、特に歴史価値の高い施設については、その所管が文化遺産として社会教育課が担当をします。観光資源としては商工観光課が担当をするというように、両課が交差するように担ってきたわけであります。議員が御質問のように、確かに窓口の一本化が望まれるものではありませんが、歴史的価値の高い文化遺産を観光地として開発した場合は、どうしてもこうした現象があらわれてしまい、関係者の方々に大変御迷惑をおかけしていることは遺憾に思っておりますのでございます。今後、窓口の一本化に向けて関係各機関とも協議を重ねてまいる所存ですので、何とぞ御指導、御鞭撻をいただきますようお願いをいたします。以上です。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） まず初めに、4番の高齢者や身体障害を持つ人に対する福祉の長期計画、また、施設と在宅介護支援との比率について、お答えをいたします。

高齢者や障害者に対する福祉の中・長期計画といたしましては、平成11年度を目標年次とする老人保健福祉計画と、平成12年度を目標年次とする住みよい福祉のまちづくりの基本計画を、平成5年度にそれぞれ策定をいたしまして、その計画内容に沿って、在宅福祉サービスや施設福祉サービス、そして福祉環境整備の充実を進めているところでございます。

また、施設入所と在宅福祉サービスの比率につきましては、対象者やサービス内容が異なることから、単純な比較はできませんけれども、6年度の在宅関係のデイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス等の利用者は実人員で800人余であります。施設関係では40人で、在宅関係が20倍増となっております。また、費用面で見ますと、在宅1億4,800万円、施設は1億2,300万円で、若干在宅福祉の方が比率が高まっているところでございますが、今後の高齢者や障害者の福祉サービスとしては、基本的には在宅福祉を中心としたサービスの展開が一層されまして、在宅でどうしても介護できない状態になったときに、施設への入所措置を図っていく時代になると予想されます。こうしたことから、時代に対応し、要介護老人等のニーズを掘り起こしながら、介護意識の高揚を図り、福祉サービスの充実に努めていきたいと考えております。

なお、6月末に特養ホーム春里苑が、市内では初の要介護老人の入所施設として開設されて、主としてデイサービス、そして在宅の介護支援センターが併設され、総合福祉の拠点として、一層老人福祉の充実が図られるものと大きな期待が寄せられているところでございます。特に在宅介護支援センターを核として、社会福祉法人協会を初め、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会、医療機関等と連携を図りながら、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスの総合的なサービス提供を行える体制の基盤づくりに努めてまいりたいと存じます。

次に、5番のバリアフリーに向けた住宅改造の支援に続き、新設は対象にできないかという御質問につきましては、心豊かな福祉のまちづくりを推進する当市では、住みよい福祉のまちづくり基本計画に基づき、こうした社会的弱者と言われる人たちの在宅福祉の増進を図

る一環としまして、住宅改善の助成に県内でもいち早く取り組み、平成6年度より開始した障害者に加え、平成7年度からは高齢者でも開始をいたしております。障害者や高齢者にとって、住宅は在宅福祉を推進するための基本単位となっており、この制度は可能な限り自宅で暮らせるよう、例えば浴槽、トイレ等の改善を行うための費用を助成するものであります。また、県の補助要綱によりますと、所得制限により助成を受けることのできない世帯も出てきますが、本市においては、所得により助成額は違ってきますけれど、県の補助率を超えて、該当者であればだれでも助成を受けることができるようになっております。平成6年度では10世帯の方々に御利用をいただき、約300万円ほどを支出しました。今後もさらに皆さん方のニーズを掘り起こしながらPRし、制度の充実に努めてまいりたいと存じます。

さて、議員御提言の新築についても、この制度が障害者や高齢者の自立助長をし、介護者の負担を軽減するという目的であることを考えますと、当然のことと思しますので、予算のこと、あるいは制度上の問題などを勘案しながら、今後、前向きに検討を進めてまいりたいと存じます。

〔6番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 6番議員 小池邦夫君。

6番（小池邦夫君） 御答弁ありがとうございました。

大変多くの項目にわたって大変だったと思いますが、一つだけ、7番目の地域情報ネットワーク、これは安易に飛びつくこともいけないし、無関心でもいけないということですので、情報収集を怠りなく、手がけるときは万全ということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で、6番議員 小池邦夫君の質問を終わります。

4番議員 芦田 功君。

4番（芦田 功君） 4番議員 芦田 功でございます。

まずもって、先ほどからお話に出ております、今世紀、可児市における最大のイベントと位置づけております「花フェスタ'95 ぎふ」は、予想をはるかに上回る191万人の入場者がありまして、超大成功に終わりましたことを、皆様とともに喜び申し上げるところでございます。この成功の陰には、県関係者は無論のこと、可児市におかれましては、物心ともに、市長を初めとする職員の皆さんの並み並みならぬ御尽力をいただきましたことに感謝を申し上げます。これで、可児市を「かごし」、また「かじし」と呼ばれることなく、可児市を「かにし」と呼んでいただける相乗効果もあったのではなかるうかと思うところでございます。

さて、通告によります1点目の質問でございますが、グリーンパークの計画について今年度4億2,070万円の予算づけがされておりますが、この計画内容は、イベント広場、遊びの広場、スポーツの広場として全体計画がなされておりますが、市民全体の潤う憩いの場であって、多目的広場として利用できる施設であって、その計画推進については賛同するところでございますが、一方、スポーツの盛んな可児市を願う者として、スポーツの強化合宿をす

る宿舎、また、青少年の健全な育成を図るためにも、そして可児市でいろんなスポーツの大会、柔道、サッカー、剣道、野球、ソフトボール、ホッケーなど、数々の大きな大会を開催するときに、全国の選手をお迎えするにも公的宿舎が必要であるわけでございます。市民の方々が待望久しく待ち望んでいるわけでございますが、このグリーンパークの今後の計画の中に公的宿泊施設を、グリーンパーク地内に検討ができないものかをお尋ねいたします。

2点目でございますが、今、交通事情等、急速な都市化が始まっております当可児市も、今渡駅などに放置自転車が約300台、そして長崎屋などの大型店にも30台ぐらいの自転車が放置されているのが現状でございます。この放置自転車の位置は、そのほとんどが民地にあるために、放置自転車をなかなか簡単に処理ができない状況にあるわけでございます。これは、放置しておきますと年々その台数がふえてまいりまして、美観上、あるいは管理上、その他で、地元では大変苦慮をしておるところでございます。県下でも、近隣の多治見市、各務原市、また恵那市、その他6市ほどあるわけでございますが、既に条例の実施施行をされておりますので、我が可児市においても、駐輪場管理に関する条例の制定が必要と思っておりますが、市当局の今後の対応をお伺いするところでございます。

以上、簡潔に2件、お尋ねをいたします。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 芦田議員の御質問にお答えをいたします。

グリーンパーク整備計画についてでございますが、御承知のように、隣接しております可児公園との整合性を図るということで重要な課題となってまいりました。先ほども御答弁申し上げましたように、昨日の可児公園再整備計画検討委員会におきましては、可児公園一帯を含めて、どう可児公園の位置づけをするかというようなことと、全体計画を根本から見直すということで、お話のように日本一というよりも世界一の公園にすると、こういうことの構想に入っております。専門の方も、随分あの地球館、それからタワー等の設計の方も委員長としてお入りいただきまして、そのほか世界の公園を見て歩き、また十分御認識の方も学識経験者としてお入りになりまして第1回の会議が行われました。そして、可児公園の、いわゆる可児市の現在の用地もエリアに含めて考えてみたらどうかというような話になっております。それで、まずは可児市がどういうふうな施設をつくるということについても、これから可児市として考えなきゃならんわけでございますが、県の意向としては、現在の可児公園のレイアウトを全面的に見直すと。そうでないと、世界一の公園ということで、絶えず何十万、何百万という、年間100万ぐらいは、少なくともおいでいただかなきゃならんというような、そういう構想の考え方になっておられますので、具体的なことはちょっと申し上げにくいんですが、きのうは、いわゆる2000年までに何とか整備を最大限努力をするということでございます。そういうことにおきまして、逐次、整備の計画ができ次第、順次、部分開園をしていくというようなことも言われておりますが、何を申しまして、この可児市の駐車場用地、グリーンパークの利用という問題は可児市として考えて、県に提案をさせていた

だくということですが、県の方といたしましては、まだしっかり基本が出ておりませんので言えませんが、現在の可児公園の中の運動施設は外へ出したいという考え方のようでございます。すなわち野球場とか、テニスコートというようなものは、そういうようなことございまして、全面的な、いわゆる全体計画の見直しということになってまいりました。そんなことから、グリーンパークも十分県との調整を図って、最小限度の予算で対応して、平成7年では出発をしなければならぬというふうに思っておりますが、そう早くすべての全体計画が立案できて、計画が推進できると思いませんので、とりあえずは最小限度の事業で対応してまいりたいというふうに考えております。したがって、公的施設の建設については、そのようなことから、いましばらく検討を必要とするということで御理解をいただきたいと存じます。

議長（林 則夫君） 民生部長 可児征治君。

民生部長（可児征治君） 私からは2番目の放置自転車の管理に関する条例の制定と今後の対応についてお答えしたいと思います。

放置自転車につきましては、利用者のルール、マナーにかかわる問題と、駐輪場不足の問題があると思います。御指摘のように、駅周辺、あるいは大型店舗周辺に大量に、しかも無秩序に放置され、環境の悪化、歩行障害、広場の機能低下、美観の阻害等を引き起こしておるわけでございます。現行法では民法遺失物法と、それから廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、整理、撤去、処分をすることになっております。これは、所有者の確認や、処分のための警告、拾得物の届け出、一定期間の保管等、手順を経て、処分や粗大ごみとして処分することになるわけでございます。そうした状況を踏まえまして、昭和56年には、自転車の安全利用促進及び自転車駐車場の整備に関する法律ということで、いわゆる自転車法が制定されまして、これを受けまして、自転車の違法駐車防止条例を制定しているいろんな都市も、先ほどお話がございましたけれども、あるわけでございます。こうした条例については、地域の実態や障害の状況に応じまして、鉄道事業者、道路管理者、スーパー、商店街等々の協力を得まして、警察等指導を得て、条例に向けて今後努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 4番議員 芦田 功君。

4番（芦田 功君） ありがとうございます。

先ほどの市長の御答弁の中で、いわゆるけさの新聞にも載っております、花フェスタ可児公園の会議がきのうあったようでございますが、今後はこういった県の対応等も整合性を見ながら、状況が変わってきたわけでございますが、土地取得、あるいは今回の造成費用を入れても40億円近い投資がなされておるところでございますし、今後、本当に慎重にこの周辺整備についてはお考えをいただきたいと思うところでございますが、一つ、公的宿舎は、去年、一昨年、一般質問でも出ておりまして、前市長、鈴木市長は、今後は検討をしていくという答弁をしておられるわけですが、新市長、山田市長におかれては、この公的宿舎が今後

の計画、あるいはお考えの中に、本当にこういうものが必要であるかどうか。そして、今後、そういう要望が多いんだから、検討していこうじゃないかという御意見がありますかどうか、その1点だけお尋ねをしたいと思います。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） ただいまの公的宿舎のことにつきましては、私も実はきのうの検討委員会の状況から見ますと、なかなか簡単に土地利用という問題、それから可児市の都市施設というものの全体を考えなきゃならんというふうにつくづく感じておるところでございます。施設を整備するということになってまいりますと、あそこは御承知のように、運動文化複合施設ということで当初取得をしておりますので、そのことは申し上げておきましたが、当然にそれなりに、今お話のような宿泊施設というものが必要になってくると、こんなふうには考えておりますが、決してないがしろにすることじゃなしに、今後検討の中へ組み込んでいき、また、議会にも御相談を申し上げていくということになるかと思っております。よろしく申し上げます。

〔4番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 4番議員 芦田 功君。

4番（芦田 功君） ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

議長（林 則夫君） 以上で、4番議員 芦田 功君の質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） 議長にお許しいただきましたので、大きく3点について御質問させていただきたいと思っております。

まず第1点でございます。お年寄り給食サービス事業について、お伺いいたします。

先日、中日新聞でございましたが、同世代の人々に給食サービスをとということで、可児市シルバー人材センターの記事が出ておりました。内容を御紹介させていただきますと、お年寄り給食サービス事業を計画しているが、それについては今秋の実施を目指すということになっております。シルバーによる給食サービスは県内では初めてで、全国的にも珍しい事業ということでございます。現在、市内に住んでみえます約270人のひとり住まいのお年寄りを対象にこのシルバー人材センターが給食を配達し、そして、希望があれば一緒に食事をするなど、一番大事と言われております心、ソフトの面での心の通い合いを通じた内容となっているわけでございます。既に約30名の女性会員が、調理、配達の対応ができるように体制を整えているということでございます。

シルバー人材センターの調査によりますと、ひとり住まいのお年寄りの場合、食事をつくるのがおっくうになり、一度つくったものを数回に分けて何回も食べているという実情があるそうでございます。私でも将来そうなるのではないのでしょうか。

この給食サービスにつきましては、材料費だけで1食で約300円程度をめどにしまして、季節の野菜や魚を中心とした料理をするお考えと伺っております。当面はひとり住まいのお年寄りを対象ということでございますけれども、1週間に1度を予定しているということでございます。

そこで、ただ食事を配達するだけではなくて、先ほども申し述べましたように、心の問題に取り組む姿勢が大いにあるようでございます。希望があれば一緒に食事をする。そして、互いに話をする。このようなすばらしい事業を、今、企画していただいているわけでございます。あえて「いただいている」というふうに申し上げさせていただきます。

このような事業は、本来ならば行政の方が先にやるべきじゃないのかなというふうに私は思います。そこで、このシルバー人材センターの給食サービスにつきましては、行政として、やはり何らかのバックアップ体制を整える必要があるのではないのでしょうか。例えば給食をつくるといっても、材料費だけではありません。光熱費、電気、ガス、また調理場所と、いろいろ必要です。そういうものぐらひはやはり行政としてバックアップ体制をとるべきではないのでしょうか。加えて、配達は大変な作業でございます。今後、このように高齢化社会が進んでいきます。その中で、今のうちからこのような部分も考えておかなきゃならない、私はそう思います。岐阜県下では初めての試みということでございます。ただし、公の機関においては、もう既に岐阜市などは実施しております。当市でも同じようなことを考えていかなきゃならないのではないのでしょうか。また、今後、このような事業、今でも表面には出ておりませんが、ボランティアで、隣近所で、また地域で、それぞれ同じような事業をやっただいただいております。そのような方々への支援体制は今後どのように推進されていくのか、重要な課題でございます。ただ問題となりますのは、保健衛生上、難しい部分もあるかと思えます。また、健康管理も必要でございます。ボランティアの方々ですね。そういう部分も必要です。加えて、先ほども回答がございましたように、行政の中にございます福祉事務所、また社会福祉協議会、そういうものとの連携、そして万が一ということもでございます。デイサービス、ショートステイサービス、それに支援介護センターとの連携など、重要な課題が今後たくさんございます。以上の点、お年寄り給食サービス事業についてお伺いしたいと思えます。

続いて、2点目に移らせていただきます。

新設道路の安全対策についてでございます。これも新聞で恐縮でございます。朝日新聞に「1ヵ月で事故5件、可児市の新設市道」という記事が出ておりました。皆さん方も既に御承知のとおりでございます。内容を御紹介させていただきますと、可児市東帷子に新設された市道で、開通して1ヵ月余りの間に死亡事故を含む交通事故が5件起きている。事態を憂慮した地元自治会が、29日、市へ事故防止対策を陳情した。市は可児署の指導を受け、一時

停止の標識の増設など、早急に対応することになった。現場は4月末に開通した市道30号線——南部丘陵環状線です——と、従来からございます市道8103号、8104号、中切から古瀬の方へ通ずる道路の信号のない交差点でございます。可児署によると、同交差点での交通事故は4月24日から5月29日までに5件発生している。1人死亡し、3人がけがをした。ほとんどが以前からある旧道からの一時停止が原因だというふうに結ばれておりますが、このように写真つきで掲載されているわけです。

私も、この事故後、現地に2日ほどずうっと立っておりました。だれかが立っていれば、とまってくれます。がしかし、この事故の原因を私なりに考えてみました。まず第1点目に、従来の8103、8104号線はずうっと通っていたわけでございますけれども、市道30号線の開通時期を明確に皆さん知らなかったというのが第1原因だと思います。ですから、消防署の前で工事をやっても、まだ開通せんだらうというようなことで、通常の気持ちで一時停止もせずに通り抜けてしまっていたということが、まず第1に考えられます。加えて、今、同じようなことでございますけれども、まだ向こうからは来るはずがないというようなことで、利用者の思い込みもあつたらうと思います。また、両方とも非常にいい道路です。2車線ございます。ですから、旧道の方も2車線できておまして、片側には歩道もございまして、どちらが優先なのかはっきりわからないという部分もあつたのではないかというふうに思います。また、交通量が一気に増加したということも考えられるわけでございます。

このようなことから、私はあえて行政側を問い詰めるつもりはございません。また、それまで一生懸命やっていたいておりました。ずうっと現地を見させていただいておまして、何か事故があるというたびに、また現地の方に係員は出向いて調査しております。一生懸命やっている。けれども、このような事故、議会の場で発言する言葉ではないかもわかりませんが、市民からよく言われておりますが、「だれか犠牲にならなければよくならないだろうね」という言葉、全くそのとおりだと思います。まだ可児市内では随所でそのような箇所があるわけです。このような同じような事故を二度とほかの箇所でも発生させないがために、今後、私は使用開始時期、もうあしたからこの道路は通れるよというようなPRを明確に沿線住民の方々に告知する必要があるのではないかと思います。いつの間にか工事が終わっちゃって、通れるようになった。そういうことだけは絶対避けたいというふうに思います。

また、標識などが一応ついております。従来ですと、その標識で十分でしょう。けれども、やはりその地域、地点に応じて実情は違うと思います。ですから、標識などを後から追加するというのではなくて、今度は逆に最初から、また最初のうちは余分につくっておく、標識を設置しておく必要があるのではないのでしょうか。

3点目としまして、交差点の形態に配慮するということでございます。それぞれの地域で難しい地点もあるかと思います。がしかし、やはり30年後、40年後、交通量がどのような形になるかわかりません。でも、やはり人間、弱いものです。ふっとして気が抜けた。そのとき事故が起こる。そういう分は、もう建設段階において、また設計段階にやはり考慮しておく必要があるのではないのでしょうか。

長坂の方から入ります新しい跨線橋ができました。橋ができました。下ってきております。現地に差しかかります。ある程度、平面といたら平面でしょう。今度また消防署の方に行くのには上っていているんですね。オーバーに言えばなべ底です。加えて、今度、旧道の方から参りますと、その交差点に取りつけるために少し登り坂になっております。そのような状況の交差点、やはり今後設計段階から十分検討する必要があるのではないかと思います。

また、当然のことながら、このようなものをつくるについては、行政、また警察署だけの机上だけの設計ではなくて、一番その道を知っている地元の人たちからも意見を聞くべきではないでしょうか。事故が発生して、すぐ見させていただきました。そうしたら、やはり地元の人たちに言わせると、やっぱり起きた。また出ちゃったというのが実情です。残念です。私ども議会の一員として情けなく思いました。

そして、これが一番言いたいわけなんですけれども、そこは通学路でもあるわけですね。交差点。ところが、まだ横断歩道ができていないんです。このようなものは、もう開通させるその時点において、横断歩道、白線を引いておくべきじゃないかというふうに思います。なぜそれができないんでしょう。ましてや、ずうっと歩道が通じてきております。その交差点だけは横断歩道がないんです。どうしてこうなるんでしょうか。不思議です。ちょっときついことを申し上げました。

次に、先ほどから出ておりますように、最後に入りますが、大好評、大成功に終了した「花フェスタ'95」についてでございます。

きのう家に帰りましたら、花フェスタ'95 実行委員会の方からこのようなものが、皆さん方の家にも届いたかと思えます。あえて内容は読みません。要約しますと、予想以上の190万人の方が御来場いただいた。花飾りについて、より関心を持っていただきますことを初め、低迷する景気への刺激、観光振興、花卉産業の振興などを主なねらいとして開催したものであり、所期の目的を達成したということで、非常にすべてが成功、成功ということでお知らせしております。がしかし、私はへそ曲がりというわけではございませんけれども、逆の立場から、今まででもこの花フェスタについて、もう数回、開催前から質問させていただいておりましたので、今度は逆に花フェスタの反省点という面からとらえてみたいというふうに思うわけです。何だかんだといっても、花がよかった。花がすべてという実行委員会の記事もございました。そして、入場者の7割以上が女性であった。リピーター、何回もおいでになってみえる方がいる。しかし、反省点として、これはもう十分わかり切っていることでございますけれども、十分とは言えなかった会場施設面が上げられる。入場者の見込み違いが主な原因。でも、これは見込み違いでうれしい誤算でした。入場者の見込み違いが主な原因であるけれども、会場には1日当たり5万5,000人の入場をピークで想定していた。ところが、現実には9万6,000、7,000、10万人近い方がおいでになったというようなこともあって、あまりの混雑にトイレや駐車場、休憩場、ごみ処理場や、また会場整理人員が不足した。当たり前のことですね、これは。ですから、あえてこのような部分から、今後の会場運営について、また花飾り推進について、反省点をお伺いしたいと思えます。以上で終わります。

議長（林 則夫君） 助役 山口正雄君。

助役（山口正雄君） 私からは、「花フェスタ'95」の反省点、今後の花飾りの推進についてはどのように考えておるかという御質問でございます。

まずもって「花フェスタ'95 ぎふ」が、ただいまも御発言がありましたように、予想をはるかに上回る来場者においでいただきまして、無事に成功裏に終わったことを本当に感謝いたしております。特に開催地であります本市にとりましては大変うれしい喜びとするところでございます。これは市民の皆様の大なる御協力、並びに議員各位の御尽力のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。また、特に公園周辺の皆様及び会場への幹線道路の皆様には多大な御迷惑をおかけいたしましたことがございます。大変申しわけない、深くおわびしなければならないと思っております。特に、ところによりましては営業にも差し支えがあったということをお聞きいたしております。これもあわせておわびを申し上げねばならないと思っております。

さて、花フェスタの反省点でございますけれども、何せ当初の入場者予測がああいったことでもございましたので、駐車場、トイレ、休憩所等の不足が生じました。実行委員会の方では、急遽それぞれ増設はいたしましたけれども、なかなか追いつかなかったというのが現状のようでございます。これら等については、新聞で報じられたとおりでございます。

ただいま実行委員会サイドで、現在、こうしたいろいろな面で反省、いわゆる今後の企画等につきましても取りまとめていると思っております。今後の課題等については、まだ当市もこちらと打ち合わせをしておりませんし、掌握いたしておりませんので、今後、実行委員会とも合同で会議を開くように申し込もうという考えを持っております。そういった席で、またいろいろと取りまとめていきたい。そして、詰めていきたいと思っております。

次に、市の花フェスタ開催への取り組みはどうなっているんだということでもございますけれども、期間中の対応につきましては、市民の皆様を初め、市民のボランティアの皆様、あるいは各種団体の皆様方に大変お世話をいただきまして、これについての努力をしまいたわけてございます。すべて、今後いろんな皆様から御意見をいただくということになるかと思っております。お寄せいただけたらと思っております。その内容を分析いたしまして、次につなげていきたいと考えております。開催地としての貴重な経験を、これからいろいろなイベントに対して、将来にわたって最大限生かさなければならないと思っております。

それから、花飾りの推進についてでございますけれども、本市は花フェスタを花いっぱい運動の集大成として考えておりまして、アクセス道路等、自治会を中心とした皆様方に大変なお骨折りをいただきました。市民ホストキャンペーンの一環といたしまして、各家庭へも花飾りを呼びかけてまいったところでもございます。大変御協力をいただきました。したがって、花フェスタは市内の花飾りの一層の推進の一つの契機となったのではないかと考えております。花いっぱいのまちづくり、花を生かしたまちづくりにこれからもつなげていかなければならないと思っております。御案内のように、花づくりは、まずは苗からつくらなければ意味がないという御指摘もでございます。花フェスタ、花飾りにつきましては、今回はポツ

ト苗を主体として、各自治会に配布してつくっていただきましたけれども、今後はこういった苗づくりからもやったらどうかということで、今後は実行市民会議等にもお考えを御相談申し上げまして、当然、我々各課におきましても検討いたしまして、道路、公園、公共施設等にもまちの花飾りということで一層取り組んでまいりたいと思っております。花フェスタのまち可児市にふさわしい花飾りをこれからも推進していくことは十分考えておりますし、対応してまいりたいと考えております。具体的には、早急にこれから検討いたしますけれども、その際はひとつ、どうぞ皆様方の御指導をよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議長（林 則夫君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） それでは、村上議員さんの2番目の御質問でありますところの新設道路の今後の防止のための安全対策についてのお答えを申し上げたいと思います。

議員御提案はまことにごもつてもございまして、市といたしましては、道路新設改良計画の段階で、関係機関との協議や十分な検討を行ってまいりましたが、さらに一層の事故防止、安全対策全般にわたっての努力をいたす所存でございます。

また、供用の開始に当たりましては、可児警察署の指導をいただきながら、それぞれの現場に合った、より効果的な告知方法による注意、喚起や、紙面による御周知案内に努めてまいりたいと存じます。供用開始ときには設置いただけるよう、緊密な連絡のもとに事業を進めてまいりたいと存じます。

後段になりましたが、交通事故でお亡くなりになられました御遺族の皆様方に心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 議員御質問のシルバー人材センターにおける実施についてのバックアップ体制や、ボランティア等とのかかわりについてでございますが、社会福祉協議会においても、定期的ではないものの、既に実施している支部がございますし、社会福祉協議会が昨年度に策定をいたしました地域福祉計画の中でも実施検討という位置づけがなされております。また、一部のボランティア団体におきましても、社協支部活動に近い活動が見受けられることから、今後、関係機関相互の調整を図る必要がありますし、食品取り扱い上必要な衛生面での手続等も念頭に置いた上で、具体的な実施方法や内容等の検討を早急に進めるべきと考えているところでございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

〔7番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） 回答ありがとうございました。

順番が逆になっておりますけれども、通告書どおりの順番でいかせていただきたいと思います。

ただいま福祉事務所長の方から御回答をいただいたわけでございますけれども、今まで既

に社会福祉協議会、また地域福祉というようなことで、関係機関と早急に緊密な対応をするというようなことでございますけれども、現実問題として、もう既に先ほど一次質問の中でも質問させていただいておりますけれども、このように今度の秋から実施するシルバー人材センターによるサービスについて、質問の中でも述べさせていただきましたが、どのようなバックアップ体制を考えているのか。先ほども言いました、光熱費、ガス、また場所、施設、加えて配達という部分について、再度お答えいただきたいと思います。

続きまして、新設道路の安全対策ということで、今、お答えいただきまして、本当にありがとうございます。前向きに検討いただきたいと思います。

ただ、交通安全大会というのが、まだ1週間前に福祉センターで行われました。そのときに、可児警察署の三宅交通課長は、もう本当に深々と頭を下げてみえるわけです。ちょっと調べてみました、可児警察署におきます5月31日現在の交通事故状況。昨年度と比較しまして、5月31日現在、死亡事故が8件、プラスの7件です。件数としまして264件、45件のプラス。負傷者が352件、プラスの6という数字になっているわけですね。ですから、あの回答の中でも出ておりますように、事故が起こってから、御遺族の方々が本当に気の毒なんですよね。私も葬式に行ってきました。まだ子供さんは小さいんです。ましてや母親です。見ておれません。安らぎと潤い、いや、人に優しい可児市政実現のために温かみのあるというのを標榜しておりますので、山田市長以下、本当にそれが最大の願いだと思いますので、二度とこのような事故の発生しないように、事前からやっぱり検討していただきたいなというふうに思います。これも質問という形にさせていただきます。

三つ目、花フェスタ関連の反省事項ということで、今、質問させていただきました。実はもうちょっと深い回答をいただきたいと思いました。先ほど芦田議員、また執行部側の方も回答がございましたし、市長の方からもいただいておりますけれども、これ、けさの朝刊でしたね。先ほどから何回も御案内がありますように、目指すは世界有数の花施設ということで、きのうですか、会議があった。その花フェスタ終了の記者会見の中で梶原知事は、花フェスタ記念公園とする方針を表明し、世界一のバラ園に育てるため基本設計を見直す。プリンセスホール雅を芝生から大人数が楽しめるようなホールにする。花づくり、花飾りを学ぶ研修所、いわゆるローズミュージアムを新設し、飲食所や花関連商品、県産品の販売所も置く。また、ボカシを利用したりサイクルのモデル公園とするというような、もう記者会見でもしてみえるわけですね。私が一番申し上げたかったことは、こういうことで、今後は、市長も出席していただいておりますので、県の公園といいながら、可児市に実在するわけですので、もうこのような可児市独自の主張をどんどん述べてほしいなというふうに思うわけです。

この花フェスタをごらんになったある主婦から記事をいただきました。ちょっと長くなりますがお許し賜りたいと思います。その中で不満だったこと、日本にはバラ園、数多くございます。資料までいただいております。本まであります。数多くある中で、何をもって日本一だったのか。きつい言葉でした。種類ですか、本数ですか。1,100種類。また2万3,000

本。この本物志向の現代において、余りにも残念。ばかばかしいという言葉も書いてございます。本物志向です。まだいろいろと書いていただいておりますけれども、多くの方々が来た花フェスタ、自然志向、いわゆる花への興味がある人が多い。日本一のバラ園というならば、そのバラを充実させて、可児市は世界一、また日本一のバラ園があるんだ。先ほど回答がございました、年間 100万人の観光客が訪れるような施設にしていきたい。いわゆるそのような一つの情報発信基地をあの可児公園をつくりたいな、つくってほしいというのが願っております。何ごとでも花を咲かせればいいというふうはやめてほしい。生態を無視した種まきやプランター置きはどうだろうか。いろいろな厳しい御指摘をいただいております。ですから、例えばバラの中でも、これがバラかというような感じの話をしていただいている老夫婦も見えました。日本では何かバラの原種が7種類あるそうでございます。そういうやつの一つ、系統立てた花の名札というんでしょうか。ああいうものに、例えばバラの原産地、1945年でしたか、オールドローズというのができて、それ以後ずっと、東洋で、また欧州の方で、いろんな箇所で改良を重ねられて今の種類があるということですが、できれば、情報発信都市というのに加えて、原種から、本当に野に咲いている野バラみたいなものですね。これがバラかというようなものから、ずっと子供たち、または学校などでも、そこに遠足に行って、一つずつ知っていくというような、そういう一つのポリシーを持った施設づくりを目指して、きのう開かれておりました再整備検討委員会の方に具申していただきたいというふうに思います。これも市長の方から回答をいただきたいと。以上です。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） ただいまの御指摘やら御質問のとおりでございまして、先ほど御答弁申し上げましたように、専門の方がきのうも手厳しくいろいろな御意見がありました。今回、短期間の中で花フェスタを開催したということでございまして、今お話のように、バラ園一つとっても、いろいろ問題、指摘がございまして、これは当然だと思います。これを契機に再見直しというか、整備をしていく上において、世界一になるには、しかじかこうでなければならぬというようなことで検討が加えられるわけございまして、世界じゅうのバラ園というものに対しても十分研究をされておいでになる方がおいでになりますので、そういう面からいきますと、これは私ども素人ではわかりませんが、十分検討、研究、協議がされてまいるというふうに思いますので、大いに立派な公園になることを念じて協議に参加してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） それではお答えを申し上げますが、いずれにいたしましても、事故があったということが最悪のことと私どもとしても考えておまして、これ以後、事前の事故防止に対する関係上位機関の御指導はもちろんでございますが、緊密な連絡をとって供用に間に合わせるようにし、御指摘がございましたように、例えば信号機がつかない場合は、それなりの対応策をすべきだと。おっしゃるとおりでございまして、最大限の対策が市内どの交差点にも、特にこうした新設道路が開設されたときの供用以前には極力図っていくよう

に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 可児市老人保健福祉計画では、配食サービスにつきまして、具体的な実施年度まで言及はしておりませんが、早期実現を図ることとしていただいております。本市におきますひとり暮らし老人は、民生児童委員の調査では 259人となっておりますけれども、いずれにいたしましても、現時点では、事業化に向けた初期の準備段階としまして、第 1 にアンケート調査等により需要の把握に努め、先進的な事例の調査とか研究、また財政面での検討も十分踏まえた上で、民生児童委員連絡協議会、あるいは社会福祉協議会など、関係者との協議をしながら、具体化に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

〔 7 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 7 番議員 村上孝志君。

7 番（村上孝志君） ちょっとしつこいようでございますが、今の福祉事務所長の回答なんですけれども、もう今まででも何回もお聞きしております。ただ、私が今お願いしたいというのは、もう現実に独立機関といいたまいますか、シルバー人材センターがもうやると言っているんですね。ですから、せめて、さっき言いましたように、そういう部分はもう早急に何々と言ってなくて、協力するのか、しないのかというのをぜひお聞きしたい、これは市長の方から回答いただきたいと思っております。すみません、お願いします。

それと、花フェスタの関係でございます。本当にいろいろと苦慮していただいておりますけれども、世界一のバラ園、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、またある新聞によりますと、自然との共生ということで、森に戻すことが先決じゃないのかという意見もございませぬ。非常に難しい問題だと思っておりますが、ここら辺の見解も、最後の質問でございますので教えていただきたいと思っております。

議長（林 則夫君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 花フェスタの公園の整備ということにつきましては、再三申し上げておりますように、県の林政部長を初め、本省から参っておりますところの自然保護課長、これは森林法の関係の担当でございますが、そういうところから参りますと、いろいろ御批判はあるようですけれども、十分検討に加わっておいでになりますので、見守っていただきたいというふうに思います。

それから、シルバー人材センターの配食サービスということにつきましては、御承知のようにシルバー人材センターの事業の中で最大限努力をしていただくということが基本でございます。御承知のように、国の補助と県・市の補助で大きな財源で対応をしておいでになりますので、その中で最大限努力をしていただくということがまず第 1 点。それから、自発的に給食サービスをしていただけるということになりますと、これは十分福祉との調整を図っていただかなきゃいけない。今、福祉事務所長が答弁したとおりでございますので、大勢の方に対応するというのは大変だろうと思っております。そういうことから、全面的に市といたしま

しては、今後の予算措置に盛って、助成をする必要がある分については協議をいたしまして予算に計上させていただき、また、当然緊急に対応しなきゃならんものについては、そのような方法で協力をさせていただくということで、決して見ておるといような気持ちはさらさらございませんので、ひとつその辺は十分御安心をいただきたいと存じます。

議長（林 則夫君） 以上で、7番議員 村上孝志君の質問を終わります。

16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、7点の質問をしたいと思います。

3期12年間、1回も休むことなく一般質問を続けてまいりましたけれども、きょうが僕の最後ということで、非常に感慨深いものがあります。答弁につきましては、できるだけ正確にお願いをしたいと思います。

まず第1点でございますが、終戦50周年ということで、ことしは特別の年でもありますし、また、そのため市としても記念行事がいろいろ計画をされております。国会におきましても、衆議院で、先日、国会決議がなされました。太平洋戦争の終戦50周年に当たり、歴史認識をめぐりさまざまな議論がなされておりました。しかし、日本の帝国主義、軍国主義により、アジア各地に侵略をし、日本を盟主とする大東亜共栄圏づくりを果たそうとしたのは、世界的に見て明確になっておるのではないのでしょうか。その結果、2,000万人のアジアの人々や310万人もの国民を犠牲にしてきたわけであります。

この可児市におきましても、可児町史によりますと戦没者が782名に及び、空襲も、塩河、下恵土、広見、土田に受けたようであります。そして、24人の死者と、家屋焼失19戸の被害があったと記されております。

私は戦後生まれですので、実際に戦争の体験はございませんけれども、いろいろな歴史の資料、あるいはこの可児市においては可児町史などでその一端を知ることができるわけですが、大変な惨事であったと。特に私は名古屋からこちらに移り住んできておりますので、可児市で空襲があったというのはその可児町史で初めて知ったわけであります。私が20年前にこの可児市に移り住んだときには、まさに田園が広がる農村地帯でありましたから、空襲があったなどということは全く思いもかけないことでありましたが、可児町史によれば、そういった事情がつぶさに記されております。

私と同じように可児市に移住されてきた方々が市民の中でも半数を超えるところまで来ております。可児市で受けなかったにしても、あるいは当時、身内での犠牲者や、当時住んでおられたところでの戦災経験も数多くお持ちの方もおありかというふうに思います。そういった意味で、こうした幾多の犠牲を出しました太平洋戦争に対する市長の歴史認識を含めた見解をお聞きしたいというふうに思います。

次に二つ目でありまして、可児市の地域防災計画の見直しの進捗状況について、お尋ねをしたいと思います。

この問題につきましては、3月議会で、特に阪神大震災のさまざまな教訓から、幾つかの

問題点をただしてまいりました。特に可児市の地域防災計画の見直しを進めると。時間をかけてやるけれども、あまり時間をかけておっはいかんというふうな答弁も山口総務部長の方から出されておったかと思えます。特に先日、8日の昼に緑団地で火災がありました。作業小屋と建築資材を燃やしたわけですが、約1時間半にわたって火が出ておりました。私もその現場に行ったわけですが、その中で幾つかの問題点が明らかになっております。一つは、一番大きな問題は水利の問題です。1時間半にわたって燃えておりました、実は私は1時間半おっただけですから、そこから先もまだきつと煙が出ておりましたので、くすぶり続けておったのではないかというふうに思います。その中で、まず近くにあったのが消火栓が1基です。そこからは、地元の自衛消防というのか、自治会の方が消火栓で消しておりました。それから、次に見たのが消防署のタンク車です。それと10トン車の給水車です。その水を、私が駆けつけたときには、ほぼ使い切っておりました。次に見たのは、そこへ中継するためのホース、延長をずうっとたどっていきますと防火水槽でありました。これは恐らく緑の団地の集会所の近くにありますが防火水槽だと思えますけれども、そこからホースを引っ張りまして給水をしておりました。その水も私がおるうちに全部使い切りました。あとはただ1本、消火栓から出ている水だけだったわけですね。こうしますと、今回の作業小屋と資材置き場を焼いただけの火災だったんですけれども、大きな災害になりますと、これがうんと広がるわけです。阪神大震災で、皆さん方テレビでごらんになった、そのとおりだと思っうんですね。

近くを見てもみますと、沈砂池がございます。すぐ近くに大きな沈砂池がございました。その池は水が全くありませんでした。先般、指摘した中に、沈砂池の見直しという問題も指摘しておいたと思えますけれども、大変大きな沈砂池があるにもかかわらず、もう既にその沈砂池は沈砂池としての機能を終えておりました、ただ大きな穴ぼこがあいておることでありました。ここに水が張ってあったなら、もっと水利は十分に使えたのではないかと。もっと早く消火もできたのではないかと。いろいろなことを、この前の火災、一つの現場ではありましたが、感じたわけでありました。

そこで、本題の質問に入りますが、地域防災計画、時間をかけてやるとは言いながら、時間もそうかけるわけにはいきませんし、いつあるかわかりません。したがって、いつまでに見直しを策定するのか。この期限を明確にしていきたいということが一つであります。

次に、消防署の職員の国の基準に対する充足率が、先回の質問の中で、可児市の場合は約40%という驚くべき実態でありました。まさかというふうな感じがしたわけでありましたけれども、消防署の職員、南消防署、それから桜ヶ丘、それに西可児の分遣所を含めまして、国の基準からいくと40%という非常に低い充足率であると。実はこのときに、40%、大変低いなということで、実際に消防署の方へお邪魔しまして、職員にも話をする機会をつくりました。その中で、職員が足りないことはもちろんですけれども、可児市に住んでおります職員も足りないんだと。つまり、遠方から通っております職員の中にはおりますけれども、そうしますと、消防署の職員というのは、非番であっても緊急招集がかかるわけです。そのとき

に、近くの可児市在住の職員であれば非常に助かるんだけど、遠方だから連絡がつかないし、ついてもなかなか来れないと。実際するときにはもっと困ってしまうということで、職員の数のみならず、その採用の場所、それについてももう少し検討してほしいというようなことを消防署の職員からも出されております。そういう意味で、もう少し詳しくは、後ほどの再質問のときに答弁を聞きながらお話をしたいと思いますが、この40%に対する市としての対応をどうするのか、これを明確にしていってほしいというふうに思います。充足をもっとせよということです。

それから、同じく組合消防、現在は2市9ヵ町村で組合消防になっております。可児市の単独の消防にするか、あるいはもっと同じ組合消防であっても、せめて可児市・郡という単位の消防へ衣がえができないものかどうか。これも消防署の職員の皆さんにお尋ねをしますと、もう当然そうしてほしいと。今、可児市がどんどん都市化しておりますし、住宅もたくさんできております。設備についても、人員についても、先般答弁があったとおりで、大変だと。当然、もう市で単独であっていいんじゃないかと。そうしてほしいという要望も出ております。いろんな事情はありますかと思いますが、方向性だけははっきり出していきたいというふうに思います。

防火水槽の問題についても触れておきたいと思います。これは先回、防火水槽の予算が今年度は4基ということで、防災予算が出ておりました。広報では7基ということで、その違いの指摘をいたしました。広報は7基、予算は4基、どうなっておるのかということで違いを指摘しましたところ、答弁の中で、広報で7基と報道された以上は7基つけなきゃいかんなど。そのときに、今年度中に補正予算も含めて、6基ないし7基は考えておったことだということで、うまく答弁をされました。

ところが、今回の補正予算の金額を見てみますと、防災予算の増設についての補正が出ておりません。いつ7基に引き上げるのか、あるいはそれ以上つくってもいいと思うんですけども、引き上げるのかどうか明確にしていってほしい。言うだけでは困る。やっていただかなきゃいかんということですので、お願いをします。

それから三つ目の質問です。新設道路の安全対策の検討はどのように行われているかということで、通告を出しておきました。これは先ほど村上議員も同様の質問をいたしておりますので、重複しない部分でお尋ねをしたいと思います。いろんな意味で、村上議員が事故の現状、それから事例等々を挙げられました。そのことについて全く同感であります。ただ、問題なのは、道路を新設いたしますと、先ほど村上議員が例に挙げられた場所だけではありません。これまでも、道路を新設しますと、必ずその新設道路を中心に事故が広がっております。そういう意味で安全対策というのは非常に重要になってくるわけですが、いわゆる道路新設計画から開通までの安全対策は一体どこの機関がやっているのか。可児市庁舎内でいろいろ、例えば交通安全係というのが環境課の中にあります。ここかなというふうに思いますと、新設道路は関係ないんですね。道路を新設するまではそこは関係ないということなんだそうです。で、警察との協議は行われますけれども、これは道路勾配だとか、

あるいは安全対策でいろいろやるわけですが、実際に実地に即してやられておるかという、大変疑問であります。例えば、公安委員会とも調整をするでしょうけれども、これは施設をつくることについての協議がほとんどだと。本当の意味の安全対策、いろんな総合的な安全対策というのは、可児庁舎内では一体どこがやっておるのか。どこがやることになっておるのかを明確にさせていただきたいというふうに思います。この問題に絞っておきます。

それから四つ目の問題です。西可児駅の駅舎の改築が検討されております。名鉄と協議がされておると思うわけですが、現状と見通しをお尋ねしたいと思います。西可児区画整理もいよいよ最終段階に入ってきております。西可児駅の駅舎の改築に関心を持っておられる、あの周辺の皆さんがたくさんおられます。線路をまたいで、南北から利用できる橋上駅にして、エレベーターの設置などの構想があるということはお聞きしておるわけですが、名鉄側との協議がまだ十分煮詰まっておらん。絵はかいてあるけれども、公表できんというふうなことも言われております。

駅舎改築とあわせて、十六銀行、現在営業しておりますが、11月には区画整理地内の、現在東濃信用金庫ができております西側に十六銀行が移転することになっております。現在の十六銀行の西可児支店の跡地及び駅北側のT字路の交差点が二つあって、クランクになっておるわけですが、この改良についての見通しはどうか。これについてお尋ねをするものであります。

さて五つ目ですが、今度は中小零細企業の不況対策について、お尋ねをしたいと思います。

小池議員も、中小零細企業対策の問題について別の角度から一部取り上げておられましたけれども、バブル崩壊だとか、あるいは円高による不況で、中小零細企業の経営実態は深刻であることをたびたびこの場所から指摘してまいりました。これまでの執行部の答弁では、特に実態把握はどうなっておるかという質問に対しては、商工会議所、あるいは当時は商工会ですが、商工会や商工会議所のアンケート結果を待って考えると。みずから調査をするというようなことは一度も聞かれませんでした。あるいは、小口融資制度の手続の簡素化、あるいは融資枠の拡大といったものも指摘してまいりました。これはおくれればせながら手がつけられて、現在は融資の簡素化や、あるいは枠の拡大といったことは行われてきております。

今、可児市には経済部という看板があります。経済部という看板を掲げた立派な部署があるわけですが、調査一つみずからの手でできない。実態把握もできない。可児市の地域経済をどうするのかという指針や、中小零細企業への不況対策、あるいはその指導もできていない経済部というのは、看板が非常に泣いておるのではないかというふうに思います。これは、経済部の諸君の能力がないということを申し上げておるわけではありません。決してそのような失礼なことを言っておるわけではなくて、体制上からできない状態にあるのではないかということを感じざるわけでありまして。これまで、可児市の地域経済を支えてまいりましたのは、大企業ではないんですね。いわゆる中小零細企業、業者の皆さんだというふうに思っておるわけです。そう言っても過言ではないと思います。円高不況だけではなくて、大型店、専門店的な大型店も最近ふえておりますけれども、大型店の進出等によって、身近

な商店も経営危機に瀕して、姿を消すところもたくさん見受けられるようになってまいりました。こうした現状にあって、今こそ市政の中での不況対策、経済対策が求められております。早急に中小零細企業に対する市としての不況対策を示されたい。不況対策等を示せるだけの経済部の充実を図っていただきたいというふうに思います。

六つ目です。住みよい福祉のまちづくり計画の進捗状況について、お尋ねをするものであります。

平成5年度から12年度の8年間にわたる福祉計画が、わかりやすくホップ・ステップ・ジャンプというふうな形で、3段階で年次計画を実践目標として策定されております。5年度から始まりましたから、6年度を終了しておりますので、2年目が終了いたしました。その年次計画どおり進捗しておるのかどうか、あるいは6年度末の計画で、7年度以降にずれ込んだものがあれば、その原因を明確にしていきたいというふうに思います。

最後ですが、選挙の投票所及びポスター掲示板の増設をということで、提言と質問をするものです。

いよいよ参議院選挙が7月6日告示、7月23日投票ということが発表されました。先週は可児市議選が7月16日告示、23日投票ということで、これも公表されております。いよいよ選挙戦が間近になったわけで、私を除きまして、皆さん方、大変いろいろな意味で感慨深いものがあるのではないかというふうに思っておるわけですが、昨年の12月議会で、昨年行われました市議補選の投票率について質問をいたしました。その中で、投票所及び掲示板の数の問題に触れておきました。その際、可児市と美濃加茂市を比較して、可児市は少な過ぎると指摘をいたしました。その結果、どの程度検討され、改善されたのか、伺いたいと思います。

以上、七つの質問について、明快な答弁をお願いしたいと思います。

議長（林 則夫君） 執行部答弁は午後からといたします。

ここで休憩いたします。午後は1時ちょうどから再開いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

副議長（田口 進君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお林議長は、都合によりまして、午後から欠席の旨、届け出がございましたので、私、副議長がその職務に当たりますので、よろしく願いいたします。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 大江議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、終戦50周年に当たっての市長の見解ということでございますが、終戦50周年を迎えるに当たり、さきの大戦で、国内外において幾多の方々がとうとい生命をささげられ、また犠牲となられましたことは、私どもにとって永遠に忘れることのできない深い悲しみであり、謹んで追悼の意を表するものであります。

戦後、私たちの国は、甚大な戦禍の中からひたすら再建に努め、飛躍的な発展を遂げてまいりました。また、私たちの郷土も大きな変貌を遂げ、目覚ましい躍進を続けております。これもひとえに戦没者の方々の犠牲をもととし、血と汗のにじむ思いで頑張っていたいただいた先輩の皆様方の御尽力のたまものであり、その御労苦に対し、心から感謝と敬意を表するものであります。

さきの大戦の歴史的認識につきましても、国民の間で相違があるのも事実でございますが、私自身といたしましては、戦前における世界の列強国が植民地支配や侵略的行為を進めてきた中で、私たちの国もまた戦争及びそれに至る経過において同じ行為を犯してしまったものであり、自国民のみならず、他国民、特にアジアの諸国民に多大な苦痛と犠牲を強いる結果になったことに対し、深く反省すべきものと考えております。それぞれに歴史的認識の相違はあるにいたしましても、大戦の経験と反省に立って、戦争が悲惨であり、平和が大切でとういものであるという認識は、日本国民として共通のものであると確信いたしており、終戦50周年に当たり、将来にわたって再び戦争の惨禍を招くことのないよう、日本国憲法に掲げる恒久平和への思いを新たにしているところでございます。

なお、戦後生まれの世代が多数を占め、戦争体験が風化しつつあるため、今日、本市においては、終戦50周年を機に「伝えよう、21世紀に平和を」をテーマにして、終戦記念事業を8月7日から11日まで可児市福祉センターで開催するよう準備を進めているところでございます。

次に、中小企業、零細企業の不況対策についてでございますが、長引く不況に加え、このところの円高はさらに拍車をかけ、中小企業や零細な企業の方々にとっては、非常に過酷、かつ深刻であることは承知をしております。こうした状況を乗り切っていただくために、市としては、県や市の融資制度の紹介などを行う不況対策相談窓口を平成5年1月から開設して相談に応じております。また、小口融資制度の貸付制度枠の限度額の枠を徐々にふやし、現在、県と市の合計で500万円まで借りられるようにしたほか、勤労者生活資金融資制度にあっては、貸付限度額を現行80万円から100万円に増して、金利も引き下げ実施をいたしております。また、今年度は円高基調が顕著なため、商工会議所とタイアップし、円高に関するアンケート調査を実施し、現在、集計作業も終盤を迎えておりますが、その結果をもとに不況対策を講じたいと考えております。不況対策相談窓口の開設を、広報や新聞等でPRするも、相談件数は2年間で4件と低調で、さらに企業各社のアンケートの中には、仕事がないのに、融資を受けてまで設備を整備する必要がない。たとえ整備や増設をしても、仕事がないければ返済のめどが立たないというような御意見が多くあるわけでございます。県も融資制度を数多く用意し、利用の促進に努めておりますが、前にも述べさせていただいたような事情から、利用促進も思うように進んでいないというのが現状でございます。

また、6月2日に開催されました円高対策地域問題懇談会の席上、中小企業の代表者からは、行政に望むのは、とにかく円高差益の還元と規制緩和を早急にしてほしいとの声が大多数でありました。市としても、日本全体を覆う不況に立ち向かい、中小企業や零細な企業の

方々の力となりたいと考えておりますが、この不況に対抗するために市が行える手段の選択肢はわずかしがなく、これといったきわめつきの方法がないのが現状で、皆さんのお知恵もお聞かせいただければ幸いと考えておる次第でございます。商工業の振興のために、市の独自の政策も当然推進していく必要がありますが、しかしながら、このところの不況を乗り切るために、関係機関との連携もなくてはならないものと考えており、商工会議所や公共職業安定所等との連携を密にして、事業を進めていくのがより得策ではないかと考えております。

さらに、今後も商工業の振興のため、商工会議所はもとより、これを構成する企業等にも力をかりながら、事業推進を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

副議長（田口 進君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは私からは、初めに2番目の可児市の地域防災計画の見直しの進捗状況について、お答えをいたします。

まず、いつまでに見直しの策定をするかということでございますが、現在、見直しを進めておりますが、特にあつした阪神大震災を経験したことによりまして、国や県におきましても、大規模の震災やその他の災害における初動態勢、大震災を中心にした災害対策を中心に検討がなされておるといところでございます。私どももそうしたことを踏まえまして、そうした国・県の計画とのすり合わせ等も必要でございますので、それらのスケジュールからしますと、できるだけ早くと申しましても、今年度ぐらいかかるのではないかとことを思っております。しかし、災害が発生した場合の職員の出勤、動員とか、そういった初動態勢については、早急にマニュアルをつくってまいりたいということを考えております。

それから、次に消防職員の国の基準に対する充足率が40%という実態に対する対策はということでございますが、消防職員の基準につきましても、消防職員のみで基準をとらえた場合は、現在の南署における保有台数等からしますと署員が不足していることは事実でございます。ただ、国が定めております消防力の基準は、常に常設消防のみでなく、消防団も含めての基準としておりますし、市街地やそうでない区域などの基準も定めております。また、その基準の中で内数として、消防署にどれだけ置くのが基準だという、そういう内枠の数として定めておるところでございます。そうした総合的な基準からしますと、現在では不足するところは消防団で補完されておりますので、おおむね全体における消防力というのは満たされているだろうということを認識いたしております。したがって、消防力は市町村の実情といえますか、状況によって考慮していくべきものと考えておりますので、可児市のような場合には、都市型といえますか、都市化が進んでおりますので、消防においても、都市型の消防体制を整えていく必要があるかと思っております。したがって、常設の消防を充実していくことは必要でございますので、これからにつきましては、一部事務組合という枠の中にありますので、即というわけにはまいりませんが、組合に対し、増員については強く申し上げていきたいということを思いますし、先ほどお話がありました、地域の職員を配属するという等につきましても、組合に対し要望をしてみたいということを思って

おります。

なお、最近、西可児での救急件数が多くなっており、ことしの11月には救急車の配備をするというような予定もされているところでございます。

それから次に、組合消防から可児市単独、または御嵩町、兼山町を含めた郡市の消防の検討はということでございますけれども、組合消防から市単独とか、郡・市の消防にしたらということにつきましては、確かにそうすれば、単独の消防本部を設けれることとなりますので、効率のよい施設整備とか、あるいは財政運営もなされるだろうと思えますし、人員の確保においても、いい方向でいくということは思われますが、ただ現在のように、可児加茂で広域的にごみ処理等、ほかの組合等もございまして、そういったことを考えますと、消防だけとか、あるいは都合のよいものだけを切り離して考えるということは非常に難しい問題があるかということをおもいますので、その点だけ御理解をいただきたいと思えます。

それから次に、防火水槽の増設の予算の補正についてでございますが、今回の補正には計上しておりませんが、今年度中に三、四基ほどは追加する予定をいたしております。今までは財政事情等も考慮しながら、国庫補助のついたものについて設置していくということの基本線でまいりましたけれども、あつた大震災の場合を考えると、あるいは先ほどの火災、団地での火災の状態等を考えますときに、やはり消火栓だけに頼るというのは非常に問題がございまして、今後につきましては、必要に応じて補助対象外についても設置してまいりたいということをおもっております。ただ国の方では、二次とか、そういったことによって補助対象に追加してくることもございまして、そういった方面での補助対象の追加については努力してまいりたいと思えますし、また、最初の一次で補助がつかないということで、市単独で即やるというようなことも、なるべく避けていきたいなということをおもっております。

それから、7番目の投票所、ポスターの掲示場等についてでございますけれども、ポスターの掲示場の数は、公職選挙法の施行令の規定によって、投票区の面積とか有権者により決まっておりますのでございます。市内の投票区の数とポスターの掲示場の数とは、そういったことから関連しておりますので、投票区がふえればポスターの掲示場の数もふえてくるわけでございます。投票所の数がふえますと、ポスターの掲示場がふえるだけでなく、やはり投票所の便利さということも出てまいりますので、投票所に出かけやすくなり、有権者にとっては選挙が身近なものになるということはおもえますし、投票率のアップにもつながるということはおもえます。そういったことを考えますと、気軽に投票に出かけることが、そういった環境を確保することは、私ども選挙を管理しておる立場の者からすれば、当然そういった課題については検討していかねばならないということはおもっております。

そこで、投票区の分割につきましては、平成4年の7月の参議院選挙に桜ヶ丘投票区を桜ヶ丘と皐ヶ丘に分けて以来、まだ行っておりませんが、現在、市内で24カ所の投票所がございまして、すべて問題がないということはおもえないわけでございますが、例えば有権

者でも非常に多いところがございます。現在 4,000人を超えている投票区が4カ所ございますが、それは今渡、土田、東帷子、矢戸でございますけれども、それを考えますと、やはり投票所へ来られて、少々時間的に待っていただくような状態にあるときもあるわけでございますので、そういうところは分割したいということは考えなきゃなりませんけれども、今のところ、適正な投票所と申しますか、そういう場所、あるいは投票所を管理していく面での適当な投票所と申しますか、そういったものがちょっと見当たらないというようなこともあるわけございまして、ただそれだけでぶっておくということじゃなくして、今後も引き続き検討はしてまいりたいと思っております。投票所をふやす場合でございますけれども、非常に大きな問題になりますのが、やはり今言いましたように、場所の問題でございますが、今回、参議院選が行われる予定ですが、それに同日選挙ということで、市議会選挙も乗っかってやるような予定をいたしておりますけれども、そういったことから、投票所の一部変更をいたす予定をいたしておるわけでございますけれども、やはりそういった場合にでも、今回、一部変更することについて、非常に苦慮をしたというのが実情でございます。今後の選挙におきましても、衆議院選挙でも二つの投票制になりましたし、それから、参議院はもちろんなら二つでございます。それに衆議院ですと国民審査の方の投票もあるわけですが、そういった多くの投票を必要とする選挙が重なったりしますと、やはり非常に大きな投票所のスペースが要するというようなことから、やはり一度決めますと、そのつどそのつどの選挙のたびに変えるというわけにもまいりませんので、変えるとすれば、やはりどんな選挙にも対応できるような投票所ということも考えていかなきゃならないだろうと、そういうことを思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

副議長（田口 進君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） それでは、3番目でありますところの新設道路の安全対策の検討は、どの機関、部署が所管しているかにつきましての御質問について、お答えいたしたいと思っております。

市道の新設につきましては、土木課、都市計画課、区画整理課が、それぞれの事業により受け持ちまして、所管をしておりますところでございます。そして、交差点の形状、交通安全施設の設置に関しましては、環境課と協議の上で、可児警察署を経まして、県の公安委員会への協議、または信号機などの設置を要望いたしておるところでございます。なお、国・県道につきましては、県につきましては可茂土木事務所、国道につきましては国道事務所が所管しております。

続きまして、4番目の御質問になります、西可児駅の駅舎改築が名鉄と協議されていると思うが、現状と見通しをとの御質問でございますが、西可児地域は本市人口の約4分の1強を占めている現状でありまして、21世紀に向けて、安全で快適、便利な、しかも活力ある地域社会をつくり上げていく必要があると考えております。そこで、これを実現する方策の一つとしまして、西可児駅を核に、駅周辺地区が西可児地域の中心地の役割を果たす、新しい生活拠点を形成したいと考えておりますので、現在、関係者皆様方の御理解と御協力をお願い

いし、西可児土地区画整理事業を施行しているところでございます。

土地区画整理事業施行地区内の道路、駅前広場の公共施設はこの事業で整備しますが、御質問の西可児駅の駅舎改築と、駅北のT字路交差点改良につきましては別事業で改良を検討いたしているところでございます。駅舎の改築につきましては、基本的には名鉄が計画し、名鉄が施工するものであります。西可児土地区画整理事業の計画では、駅前広場については、面積約4,600平方メートルのうち500平方メートルを名鉄さんの方から提供をしていただいて整備を進めてきました。この駅舎改築につきましては、西可児土地区画整理事業の事業計画決定の時点では計画には盛り込まれておりませんでした。しかし、現在、乗降客が線路南側だけとなっており、利用者の利便性を考慮すると、線路北側からの乗降設備の設置も必要と考え、名古屋鉄道株式会社に駅舎の全面改築を含めて要請をお願いし、協議を重ねているところでございます。具体的には、現在、名鉄から駅舎改築の計画図面の提示を受けております。その案では、駅の形態は橋上駅で、南と北側からの階段を設けて、2階駅の東寄りに南北通路を設け、この通路の犬山寄りには、駅用の施設、名鉄業務用、出改札、コンコースを設け、またこの通路の東寄りに店舗を、1階には南側に店舗を計画され、さらには身障者用のエレベーターの設置計画が盛り込まれております。名鉄とされましては、駅舎改築に可児市の費用負担を求める意向もありまして、現在の改築案でどの程度の負担が必要なのかを提示していただけるようお願いいたしましたところ、莫大な事業費で、その費用負担も必要となることが先週末に提示をしていただいた現状であります。今後、市負担金につきまして十分な検討を図り、その上、財政事情を勘案して、より経済的で、市民に便利な駅舎となるよう、改築計画を名鉄と協議し進めていきたいと考えております。

駅北側T字路交差点の改良につきましては、信号が設置されているものの、信号、T字交差点から、踏切までの距離が短く、さらに西に市道126号線、通称(旧称)産業道路が交差しており、渋滞が発生しております。現状のとおりでございます。そのため、改良計画を検討しておりますが、名鉄軌道敷地、県道の並行した配置などから、理想的な十字路交差点の計画は難しい状況であります。今後、市道30号線、南部丘陵環状線の開通などによりまして交通量の変化が予想されるために、それを十分見きわめながら、さらに改良計画を検討し、決定していきたいと考えております。

また、十六銀行が西可児支店を新築移転するため、本年度、名鉄の駅舎改築計画と、交差点改良計画に合わせまして、それを利用する目的で十六銀行跡地を確保する予定にはしておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

副議長(田口 進君) 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長(高橋卓二君) 私の方からは、六つ目の住みよい福祉のまちづくりの計画について、お答えをいたします。

住みよい福祉のまちづくり基本計画に基づき、平成5年度ないし6年度中に実施する予定でありました各種事業につきましては、市議会を初め関係各位の温かい御理解と御協力により、ほぼ計画どおり進めることができましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

そこで、6年度に基本事業別に行った主なアクションプログラムにつきまして御報告をいたしますと、第1に、福祉のまちの器づくりとしましては、B & G体育館トイレ入り口をスロープ化し、車いすの利用者の体育館内のスポーツ活動の振興を図り、また、小・中学校の一部を洋式トイレ化、あるいは小学校に階段手すりを設置し、肢体不自由児童の校内生活の利便につなげております。そして、総合会館玄関前の身障者専用駐車場のサイズを一回り大きくするなど、改修をしております。

第2に、福祉のまちの仕組みづくりとしましては、障害者などが利用しやすい建築物に交付する優しさマークを作成し、建物の目立つところに張ってもらい、入り口の段差解消など、本市が推進している公共施設のバリアフリー化を、大型スーパーや金融機関など、民間レベルにも普及をさせるのがねらいでございます。また、市内の福祉環境整備箇所が一覧できる福祉マップを作成いたしております。

第3に、福祉のまちの心づくりににつきましては、福祉意識の高揚を図るため、八代英太参議院議員を講師として、明るい福祉のまちづくりをテーマにしました福祉講演会を開催しております。

以上、主なアクションプログラムについて申し上げましたが、この計画実施につきましては、計画年度を固定化せず、前倒しで実施できるものは前向きに取り組んでまいりましたが、今後もこの基本姿勢で推進をしていく所存でございます。このように、平成4年度から6年度に国・県補助を受けました住みよい福祉のまちづくり事業を推進したところでございますが、なお引き続き平成12年を目標年次とする住みよい福祉のまちづくり基本計画の実現を図るため、同事業の規模を拡大する中で、ハンディのある者もない者もお互いが理解し、ともに支え合う豊かな心づくりにより重点を置いた心豊かな福祉のまちづくり事業として、国・県の補助を得て、平成7年度から平成9年度の3カ年にわたり実施するものでございます。7年度につきましては、総事業費 5,680万 2,000円で、内容的にはソフト面で 1,530万 2,000円、ハード面は 4,150万円で事業を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

〔16番議員 挙手〕

副議長（田口 進君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） いろいろ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

まず1番目の、終戦50年に当たり市長の見解を問うということで、歴史認識を含んでお答えをいただいたわけですが、市長の見解の中には、戦前、列強各国と同じように侵略をしたというふうな表現であったかというふうに思います。我々日本人というのは、被害者でもあり、加害者でもあったということになるわけですが、むしろ国民はやっぱり押しなべて被害者であったのではなかろうかと。これはアジアの諸国民も含めてですが、やはりそういう認識の上に立って、今後いろんな平和の問題に取り組んでいただきたいというふうに思います。

一つの例を挙げさせていただきますと、一昨年、議会の方から派遣していただきまして、

私はドイツとデンマークを訪問する機会を得たわけですが、その中で、日本と同じように、ナチスの犯罪で有名でありますドイツですが、ハンブルクのまちへ行きました。市庁舎を訪れたわけです。可児市の市庁舎よりはかなり大きいわけですが、あそこは人口も多いですし、同じ建物の中に、半分に分かれて、日本でいうと県に当たる庁舎と市の庁舎が同じ建物の中に入っております。ちょうどロビーを挟んで右と左に分かれておるわけですが、その中間のロビー、これは日曜日でも人が自由に出入りできる場所でありますけれども、そこにナチスの犯罪のパネルが常設で展示されておりました。また、ハンブルク市も、可児市の空襲について若干さっき触れたわけですが、もっと大規模な空襲等も行われておりました、そういった写真パネル等も常設で、これはずうっと年間を通じて展示してあるということでお聞きしたわけですが、後世末代に至るまでやはり戦争犯罪は許さないということをドイツの国民の皆さんは明確にしていってらっしゃる。もちろん行政もその中心に立って、そのことを明確にしていってということをおっしゃっておられました。日本と随分違うなあというふうに思っております。特に日本の場合ですと、永久戦犯と言われておりました人が総理大臣になったり、いろいろしておりますし、随分違いますけれども、やはり同じように、国民の側からしますと、今、日本国憲法を市長は守っていくというふうにおっしゃられましたけれども、まさにそのとおりでありまして、過去の戦争の犯罪責任を明確にすると同時に、やはり恒久平和を今後も可児市として、市長として、その先頭に立って守っていただきたいというふうに思います。

それから、二つ目の防災の問題であります。ちょっと私も聞き落としたのかもわかりませんが、いつまでにとというのは明確になっておったのかしら。僕の聞き落としですかね。後で結構ですが、いつまでにとというのは明確におっしゃっておられたのかどうか。それは僕の聞き落としであれば、もう一度お願いしたいというふうに思います。

それから、特に消防署の職員の基準が不足するのは消防団で補完されているというのは真っ赤なうそでしょう。そんな答弁はないはずや。国の消防基準というのは、消防団を含めた基準ではないでしょう。答弁で、何でこんなところに消防団の基準が出てくるのかよくわかりません。もうちょっとまじめな答弁をしていただきたい。国の防災基準の中で、消防署の消防人員については消防団とは区別されておるはずですが、今の総務部長の答弁ですと、消防団も加えれば十分人員は足りておるという表現ですが、全く偽りだというふうに思います。というのは、過日、消防署を訪問したときに、「今の消防人員でどうですか」と言ったら、「全く足りん」とはっきりと消防職員がおっしゃっておるんですね。もし市が、いや十分足りておるという認識でしたら、全くおかしいじゃないかということになるんです。それと、現実の問題としますと、救急車が全部出払うと、消防車の人員は足りませんと。消防車が全部出払うと、救急車の人員は足りませんとはっきりおっしゃっておるんですよ。消防団がこんなところに入ってくるわけないでしょう。救急車に消防団が乗るわけじゃないわけですし、全く筋違いのことをおっしゃっていただいて、答弁にしてもらっては困るということです。純粋に消防署の職員が充足していないということをはっきりと、そのためにどうするのかと

ということなんです。

もう一つは、組合消防との問題でいきますと、大体おっしゃる答弁はわかっているんですけども、要するにここは可児市の行政なんです。事務組合でしゃべっておるわけじゃないんで、可児市の議会でしゃべっておるんですから、可児市の市民向けに答弁をしていただきたいんですが、いわゆる消防の事務組合で今までそういう経過があったから、今すぐ向けるということを申し上げておるわけじゃないんです。可児市の消防体制を充実させるためにどうするかという観点から申し上げておるんであって、だから、いつまでたっても組合消防から抜け切らんなんていうことでは、やっぱり問題点をすりかえておるにすぎんと。責任逃れだと。可児市の行政は可児市民のことを第1に考えることであるというふうに思うわけですね。そういう意味で、いつまでも組合消防だから組合消防だからと、既成事実はそうでありますけれども、過去はそうであったとしても、将来にわたってもそのことから一步も抜け出さんような答弁はしてもらいたくないんです。本当に真剣に市民のことを考えていくなれば、それも含めて当然考えられるべきじゃないかというふうに思います。

それから、防火水槽の問題ですが、補正予算は今回出ておりませんから、加えて少し要望を出しておきたいというふうに思います。僕は防火水槽というのは、単なる防火水槽だというふうに思っておりましたら、いろいろ調べますと、飲料水を兼ねた防火水槽も今できておるようですね。いわゆる普通、防火水槽といいますと、水が大体たまっておるわけですね。ためてあるんです。ところが通水型の防火水槽もあるんですね。これは飲料水にも使えるということで、まさに先回の阪神大震災のような大きな災害で、飲料水も場合によっては使えなくなっちゃうということになったときには、こうした飲料水にも兼用できる防火水槽というのか、通水型防火水槽というふうに申し上げた方がいいのかもわかりませんが、しかも耐震式で立派なものが出ておるようです。どうも国の方も、そういったものに対しても補助基準にしておるようですので、こういったことを検討されておられるのかどうか。防火用水というと、40トンの今までやってきたようなやつが基準になっておって、それ以外のものは考えておらないのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、3番目の問題ですが、先ほど市道は、県道は、国道はというふうに、それぞれの担当課はお聞きしたわけですが、開通までの間の、これ主語と述語が僕の方もはっきりしておらんで大変申しわけなかったんですけども、要するに新設道路の安全対策について、道路新設計画から開通までの間の検討はどこがやっておるのかということで、改めてお聞きしたい。安全対策について。管理の問題じゃないんですね。管理や建設計画を申し上げておるんじゃないんで、安全対策に対する検討はどこがやるんですかということなんです。そこで、再度お聞きしたいと思います。

それから、4番目の駅舎の問題です。名鉄といろいろ検討いただいておりますので、十分承知しておりますけれども、費用負担の問題でいろいろ行ったり来たりということだというふうに伺っております。総額どれぐらいの費用負担がかかって、可児市に対して、これだけ出してくださいよというふうに言ってきておるのかどうか、発表でき

るんでしたらお願いします。本来はどこがやるものなのかということもお願いしたいと思
います。どこがやるものなのかというよりも、名鉄も含めて、市も一定の責任を負わな
きゃいかんだろうというふうに思いますけれども、それはそういう金額等も明らかにし
て、みんなでやっぱり検討することじゃないかというふうに思いますので、明らか
にしていきたいというふうに思います。

それから、十六銀行の跡地、並びに駅北側のT字路交差点の改良、クランクの部分の改良
についての見通しを、どうなのかというふうにお聞きしておるんで、先ほど御答弁
いただいた中では、どうも見通しがいま一つはっきりせんと。十六銀行の跡地は買
いますよということはお聞きしておりますが、絵もかかれておるようだけれども、
かいては、どうもあんまり公表しておらんようだし、その辺のところ、もちろ
ん地権者がおりますから、勝手に絵だけかいて、しかられても困るんであれで
すが、もう少し見通しを、見通しというのは、今の問題点と、ここを解決すべ
きとできるということですね。そういうところを明らかにしていきたいというこ
とです。

それから、5番目の中小零細業者の不況対策について、市長から御答弁をいた
だきましたけれども、業者の中には、今の可児市へ言っても、何も解決せえへん
わというふうなあきらめの境地が非常に強いんですね。先日も、縫製業者の方
が従業員を全員首切っちゃったと。本当は廃業したいけれども、廃業もま
まならんというようなことで言っておりましたが、どんどんどんどん
そういうところがふえてきています。そんなときに、私が申し上げたいのは、
いろいろ不況対策、不況対策ということであるけれども、体制ができておら
んのに不況対策なんかできるわけないんです。経済部の充実をということ
を申し上げておるんで、冒頭の質問の中でいろいろ不況対策をというふう
に言いましたけれども、体制ができておらんところに、そんなものできい
へんので、本当の経済部として活動ができるような体制づくりができる
のかどうか、市長にお聞きしたいというふうに思います。

それから、住みよい福祉のまちづくり計画につきましては、御答弁
いただいたとおりだと思います。ただ、細かい点で言えば、まだ
まだ不十分なところがありますけれども、どんどん頑張って、前倒
しでやっていただきたいというふうに思います。

7番目の選挙の投票所及びポスター掲示板の増設の件でありますけれども、
投票区の分割についていろいろ検討されておるということですが、ちな
みに今一番たしか有権者数の少ないところは渡投票所だと思
うんですが、ここは有権者数何人でしょうか。それで、そこと比較
して4,000人以上の投票所というのは四つ、先ほどの総務部長さん
のお答えの中に、今渡、土田、東帷子、矢戸と、四つあるという
ふうにお聞きしました。渡と比較して、別に多いところと少ない
ところと比較して、平均化せえということをおっしゃるわけじゃ
なくて、やっぱり一方では、こうした小さな投票所をつくってある
にもかかわらず、大きな投票所をそのまましておくのはおか
しいじゃないかということから、渡の投票所の数をお聞き
します。

副議長（田口 進君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 御指摘の経済部商工観光課というふうに申し上げた方がいいと思いますが、充実体制ということにつきましては、組織・機構の中で、従来から、どこの市も同じことなんですが、随分組織の中では、一番規模が小さいという、他の組織と申しますとですね。そういう中で、観光の大きな事業があるところはそのような体制が整っておりますが、いずれにいたしましても、商工観光という経済関係を担当する部署といたしましては、先ほど申し上げましたように、規模が小さい、また、市の対応する分野というのが極めて少ないということで、これはどこの市も従来から、県に対してどうあるべきかというようなことを、随分議論をしておるさなかでございまして、今後、お説のようなことも考えて、市としてのあり方、体制のあり方について、市のみでなくして、県を含めてひとつ十分検討させていただきますことをお約束させていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長（田口 進君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、まず消防関係からお答えしてまいります。

まず時期の問題ですけれども、先ほど申しましたように、県・国のマニュアルの方と申しますか、災害対策の計画の方が今年度中になされるようなスケジュールになっておりますので、最終的にはうちの計画もその時期ごろになるだろうということを申しますし、ただ先ほど申しましたように、災害が起きたときの初動態勢と申しますか、連絡方法、あるいは職員の態勢、出動態勢とか、そういった初動態勢だけについては早急につくるということで、今、努力しておるところでございます。

それから、消防職員の足りないということについてでございますが、議員のお話のように、40%ということでございますが、これは国の基準を消防署に置きかえたときに、御存じのように13台ということございまして、それに対する職員の数は140というような話を聞いておりますが、それでいきますと当然足りませんし、また、現有の保有台数に対しても、先ほど申しましたように足りないということは事実でございます。ただ、消防車そのものの足りない分については、したがって消防団の方の消防車両によって確保されておるということをお知らせしたわけでございますし、消防署の職員の足りないのを、消防団そのものがすべてをカバーしておるということじゃなくして、いわゆる消防基準で言う消防車の車両台数等に見合わせたことにおいて、消防団の方でカバーをしておると、補完をされておるというような意味でございます。したがって、当然、おっしゃいます消防署そのものを可児市の状態に置きかえて、消防基準に合わせた場合は消防車両も足りませんし、それに対する職員数ということになると、40%ということはいえるわけでございます。

それから、消防組合の関係でございますが、充実の方法ということになりますと、現在では一定の基準に従いまして負担金を拠出し、その負担金をもって、それぞれ長期的な職員の計画、あるいは設備の計画をなされておりますので、それに従わざるを得ないわけですが、方法としては、まだほかの方法を今後考えていくということになりますと、やはりこれは組合の中でいろんな議論をなさなきゃできないことでございます。したがって、可児市の置かれておる実情は十分そういった組合の会議等においても申し上げ、何らかいい方

法を見つけていきたいということを思っております。ただ、先ほどから言っておりますように、現在の組合の枠の中の状態では、現在では無理であるということを思っております。

それから、防火水槽の件でございますが、確かに飲料水として使う防火水槽は最近つくられてきておるようでございます。大きさとしては、現在40トンというのが普通の防火水槽ですけれども、100トン単位以上のもので、それは飲料水の送水管から循環しておりまして、常に新しい水がその防火水槽の中に送られ、そして飲料水となって出ていくということでございますが、それを地震が起きますと、出口と入り口をふさぎまして、遮断弁が作動されまして、その時点で今度は水がストップして、防火用水、あるいは飲料水の保管として使用できるという、そういう水槽ができてきておるようでございますが、値段的にも確かに単価は高くなるわけでございますが、今後はそういったことも検討に加えていかなければならないんじゃないかということを思っております。

もう一つ、投票区の区割りの関係で、渡の有権者数でございますが、現在は766人でございます。

失礼しました。選挙人名簿の登録者数です。投票者数じゃなくて。以上でございます。

副議長（田口 進君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） 先ほどは失礼しました。大変大つまみな御回答をいたして申しわけありません。

一般市道的な考え方で申し上げますと、都計道路のような大きなものにつきましては、都計審議会等々の上位の審議会を経て県の認可を得るといような段階になっておりますが、一般市道的なものにつきましては、その設計の時点におきまして、環境課を通じながら可児署に協議申し上げて、特にこれはという交差点については、当然県の公安委員会に書面的な協議というふうに相なりまして、その指示を受けて、事業が実施できるように配慮しまして、事業発注をし、供用の直前に当たっては、再度、環境課を通じながら、可児署、いわゆる県の公安委員会等の現地での指導を願ってやるというのが通常でございますが、特に大きな都計道路と、今回の西可児地区につきましては、都市計画道路の観点では区画整理課が取り行い、その隣接した地域間の取り付け道路につきましては土木課が所管したといようなふうで、要所要所の事業の手法によっては異なり、他の課と連携を密にしながらやらなくてはならないといような状況下になっております。

それから、西可児駅の駅舎につきましては事業費の可児市負担についての御援助はできないかということですが、つい先般、先週の金曜日、9日ございましたが、私と担当課長、担当係長と行ってまいりましたけれど、以前に提示されておりました総事業費的なものと大幅に変わってはおりませんが、市なりに負担も提示していただきたいと。そして、私どもも上司と関係地域にまず相談する前に、事業費の枠及び実質的な市の負担がどれだけになるかを踏まえ、さらには、この事業にかかわる助成の手だてはないかということも十分踏まえなくてはならないということも勘案しておりまして、幸い現在、私ども都市計画には、県から出向していただいております職員がおりますので、それも通じながら、県に何とかいい対策はない

か、国に対する何かはないかということで、先ほどそういうことについての事例及び今後の新しい事業での助成の手法はないかということで、模索、検討を続けておるところでございます。何せ申し上げたいのは、負担は相当額言われておりますけれども、まだ上司に具体的なそんな話もしておらないような状況といたしますか、名鉄さんの十六銀行さんの用地の買収の関係、及びT字路交差点の改良計画は、それなりには以前につくっております。最終的に市としてはどの案が一番いいのかということも、まだ定まっておらない現状であります。そんなところへ、駅舎は階上駅ということで、先ほど申し上げましたように、南と北を横断して、その先の北側の道路計画にマッチした歩行者がそこから上がって行って、現県道を横断して、駅舎の中を通って南側へ行けるような対策も考えられる。いろいろそういったことも考えられまして、特にお尋ねの負担については、今の時点、申し上げは控えさせていただきたいなと。階段の関係が、次の県道の交差点改良事業との計画のすり合わせがしっかりできておりません。そんなところで、大枠提示いただいておりますところの可児市負担に対しても、まだそれはクエスチョンになっておるところもあります。そして、さらにはこのTの字交差点につきましては、十六銀行さんの土地のみだけでは対応不可能でございます。これを、いかなるぎりぎりの対応をどうするかと。理想案、それなりの案というようなふうで考え、さらにぎりぎり暫定案というのも考えておりますが、それなりにほかの地権者へのお願いもしなくてはならんというような計画になりそうでございます。その辺も踏まえながら、負担のこともお許しを願いたいと思いますし、見通しにつきましては、その兼ね合いを踏まえながら、しかも、この西可児区画整理事業は、もう何年もかかっておりません。が、それとの兼ね合いを少しもおくらかさないような、早い対策が地域からは切望されておりますので、そういった意味からも引き続き検討をし、早急な結論を出さざるを得ないと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔16番議員 挙手〕

副議長（田口 進君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 防災計画の点ですけれども、大体ちゃんと質問を見ていただければ、装備の問題については今回入れておらんですね。職員の国の基準に対する充足率というふうに明確にしております。装備については、たしか60%だったというふうに思いますので、外してありますので、装備の問題についてお聞きしておるわけじゃなくて、職員の問題についてお聞きしておるわけで、明確にしておきたいというふうに思います。

不足しておるのは明らかですし、また、いみじくも総務部長が、組合消防の枠で物を考える限り解決せんと。解決せんのなら枠を外しなさいということをおっしゃるわけで、これは総務部長さんからの答弁ではなくて、市長さんの答弁でお願いしたいと思いますが、今後も組合消防でやっていくつもりなのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それと、消防の職員についての充実を、市長さんとしてはどのように考えておられるか。その辺を改めて問いたいというふうに思います。

それから、同じく市長さんに尋ねます。経済部、あるいは商工観光課というのは、どこの

市町村もそう力を入れておらへんと。入れておらんわけではなくて、大変難しいから入れにくいんやろうというふうに思うんですわ。だけれども、これから地域、いわゆる地方分権型とか、いろいろなことをいろんなところで言われておりますね、地方の時代だと。地方の時代というのは、地方がやっぱり力をつけなきゃいかんという問題でもあるんですわ。力をつけるというのは、経済的にも力をつけなきゃいかんし、それからシンクタンク、要するに能力的にも力をつけなきゃいかんという、二つの側面があると思うわけです。そういう意味で、今後、可児市の将来を考えるならば、地域経済を本当に発展させていくというのは、やっぱり中小零細業者だというふうに思うんですわ。どこまで行っても、大企業が幾つもどんどん来るわけではありませんし、やはり中小零細業者が、それぞれ地域の経済発展、経済の活性化、あるいは雇用も含めてですけれども、担っていかざるを得ないわけですわ。そういう観点から、経済部の、僕は商工観光課ということをあえて言いませんでした。経済部というふうに申し上げておりますが、本当の意味の地域経済の発展に期するような、あるいはそういう能力をつけれるような経済部に発展させてほしいということであります。

特に可児市の場合は地場産業はありません。いわゆる地場産業と言えるものはないと思うんですわ。だからこそ、余計に地域経済がどういう方向へ発展していったらいいのか。あるいは、どういう方向へ産業を導いていったらいいのかということも含めて、検討する機関が必要ではないだろうか、という意味で申し上げたいというふうに思います。

それから、新設道路の安全対策についてですけれども、ちょっともうわかりません、答弁が。要するに、本当の意味で安全対策を検討しておるんですか。いわゆる午前中の村上議員が指摘された道路の問題一つとってみても、当然、優先道路が変更になっておるわけですね。一番大きな問題点は優先道路の変更だと思うんですわ。その場合の安全対策は、当然どこが責任を負うかということになるんです。責任を負っておるところ、ないじゃないですか。今回のいろいろな事故の件数やら、いろいろ指摘されましたけれども、いわゆる本当に安全対策というのは、事故がないということ、これに尽きるわけですわ。じゃあ、いろいろ想定される問題も今までにだってたくさんあるんですわ、例が。優先道路を変更したことによって、事故が多発しておるといふところはいっぱいあるんですわ、今までにも。その教訓が一個も生かされていない。ということは、どこでそういうことが論議されているのかということがさっぱりわからんわけですわ。そういう意味で、やはり新設道路というのは、新設道路だけじゃありませんけれども、優先道路のつけかえとか、特に可児市の場合は、新しい道路が今後もできていきますし、新しい道路ができることによって、今まで使っておった優先道路だったのが、逆に側道になる場合もあるわけですね。そういう場合に、十分安全の問題について、ただ施設の問題については公安委員会だとか、警察だとかということではなしに、総合的にやっぱり考える部門、あるいは担当課が必要ではないかと思うんです。やっぱりいろんな調整をしなければいかんと思うんです。そういう点では、やっぱり部長のイニシアチブが本当の意味で発揮されるんじゃないかというふうに思いますので、あえてお願いをしたいというふうに思います。

それから、西可児駅の問題についても、ちょっとわかりません。率直に言って、何のことやらと。何のために私が質問したのかわからへんですわ。何も具体的になっとらへんということです。今のままでいくと、どうやってもう一遍、最後の機会にどうやって聞いたら出てくるんやろかというんで悩んじゃいますけれども、ここで悩んでおってもいけませんから、できれば、ここでは公表しにくいということもあるようですので、付託の建設委員会でもう少し明らかにしていただくようお願いしたいと思います。

副議長（田口 進君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 消防事務組合の問題は、現状どおり、これからも推進していくということでございます。と申しますのは、現在、消防事務組合でのいろいろな施設面での整備計画は国の助成を受けて進行しております。そういうところから見ますと、かなり効率的に運営できるという、まず第1点があるわけです。それから、消防職員の充実という問題は、これは私どももかねがね可児市の中で消防職員になってほしいということを随分いろいろな角度をお願いをしておるわけですが、なかなかそううまくいかないのが現状で、刃金が鳴るようなところもあるわけですが、そういう時代ではないというふうに割り切った方がいいかもわかりませんけれども、現実はそのような状況でございますが、今後も一人でも多く可児市の中から消防職員がお願いできたらというふうに努力をしていきたいというふうに思います。

消防職員の充実問題は、これはなかなか難しい問題で、御指摘のように、基準に到達するまではなかなかいかないということで、毎年毎年これの議論が噴出しておるわけでございます。と申しますのは、一つの国の基準から申しますと、消防費というのは、このくらいだという、基準財政需要額、10万人の人口でどうだというような、そういうようなデータがあるわけでございます。そういうところから見ると、広域圏の事業としては、消防費は、今、可児市の予算は、御存じのように約7億、5億8,000万余の消防事務組合に負担をしておるわけですね。そういうことからまいりますと、年々経常費が増大してくることは当然ですが、現在の可児地区の、可茂地区のというふうに申し上げてもいいと思いますが、都市型の大都市の消防署と違ってございまして、いわゆる基準は消防関係、予防関係、それから救急関係と、こういうような形に分類されておるわけです。それで、何とかして限られた人員で、最小の人員で最大の効果を上げるといいますか、努力はできんかということが絶えずいろいろな面で検討されております。例えて言いますと、救急業務を入れると、それだけ何人かふやさなきゃならんというのが通常言えるわけですが、これは両方の職員がお互いに協力し合っていくというような、そういう効率の面も含めて考えると、徐々に増員をしていくということが一番皆さんに御理解いただけるのではなからうかと、こういうことございまして、5年計画というようなものを絶えず検討をしつつ、増員をし、整備をしていくということございまして、なかなか可児市、可児郡というような考え方で対応するというようなことにはなっていないというのが現状でございます。極力、可児市としては、充実をしていただく、職員の充実と分遣所のいわゆる整備、または出張所に格上げするとかというようなことも含めて、強力をお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお

願いをしたいと思います。

それから、経済部の充実という問題は、これは大いに研究をしていかなきゃならんことまでございまして、私もこの面は御指摘のとおり大変難しい問題だと。ただ増員するだけで云々ということではないわけなんでございまして、十分研究をさせていただきますことを考えております。よろしく願いいたしたいと思います。

〔16番議員 挙手〕

副議長（田口 進君） 16番議員 大江金男君。特に許します。

16番（大江金男君） 議長の御配慮に深く感謝を申し上げます。

先ほど、せっかく総務部長に渡の投票所の有権者数を聞きながら、質問するのを失ってしまっ、大変申しわけなかったと思います。

あえて渡の投票所の人数をお聞きしましたのは、いわゆる一方では4,000人を超える有権者の投票所があって、一方では七数百十人という有権者を有する投票所があると。別に平均化しろということではありません。だけれども、投票率をいかに引き上げていくのかというのは、これは投票管理者の方としての責務でもあるかと思うんですね。そういう観点で、前回、12月に質問させていただいたわけで、その関連として申し上げておるわけで、今回、やはり美濃加茂市の投票所の数、あるいは掲示板の数等と同じ数字を上げておきましたけれども、投票所の区割りは今やっぱり必須の課題ではないだろうかというふうに思います。特に長坂団地を有する東帷子の投票所を見てみますと、中切公民館へ行くことになっていますね。たしかあそこは長坂の団地だけで、戸数で1,400戸あるかと思うんですね。有権者で3,000人ぐらいおるんじゃないかと思うんです。じゃあ長坂の団地の中に投票所に適する場所がないかということ、ちゃんと自治会で集会所も持っていらっしゃるし、別に長坂の集会所にしろということじゃないですよ。例えばの例を挙げておるわけですが、そういうところもちゃんとあるわけですね。それだけじゃありませんし、矢戸の場合でも春里公民館ということになっていますし、また、今渡や土田についても、投票所の分区をして、できるだけ身近で投票ができるように、なおかつそれに応じて掲示板の数もふえていくわけですから、そういうふうな配慮の中で投票率を上げ、できるだけ身近に選挙ができるようお願いしたいと。人員の問題については、投票管理等については、これはどこでもやっていらっしゃることで、そんなことは理由にしてほしくないというふうに思います。

副議長（田口 進君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） ただいまお話がありますのはごもっともでございます。帷子につきましては、先ほども申しましたように、一部投票所の狭隘ということから、今回、同日で選挙を行うというようなことの観点等も踏まえながら、長坂の集会所の方に中切の公民館から移しがえをお願いしておるところでございます。したがって、今後につきましても、御意見がありましたように、やはり場所等の適当な場所、あるいは分割するとなりますと、やはり何らかの基準といたしますか、今、住民基本台帳をもとに作成しておるわけですが、そういったところで、地番で割る、あるいは字、大字、そういったいろんな割り

は駐車場がなく、やむなく帰るといった状態です。近くに住む私たちは気の毒でなりません。急遽、土曜、日曜だけでも東明小の運動場、瀬田支所、また近くの市の土地など、駐車場に回してもよかったのではないかと、その対応の悪さにあきれています。運動場が悪くなるのは、このようなイベントを用意するなら、その覚悟はあってもよかったのではないかと思います。

また、交通事情の改善についての口ですが、違う方の意見です。ユニット規制等、迂回路を検討すべきであった。特にイベントを実施する場合、地元住民の生活権が一部脅かされるものであり、事前に説明し、協力を得るよう万全の方法をとるべきである。

交通事情の改善についての八ですが、駅からのバス料金が高い。往復 300円くらいだといのに。

二、交通量が極めて多いので、商売が全然麻痺で困っている。

ホ、駅前の一般車の一時的な駐車場がなくなり、毎朝夕、大変困っています。駅前のあんな狭い道を大型バスが行き来しては大変困ります。

それで、大きく質問の、そのほかの改善要望についての中で御意見をいただいた分なんです。押しつけ的な花の寄せ集めで、洋花がほとんどの内容には残念です。今、日本古来の花が忘れ去られつつあるとき、日本の花のコーナーがあってもよいのに。ただ、色に惑わされた内容だったと、厳しいようですが、そう思います。またある方は、可児には山野草の種類が多くあると思います。山野草保存の方向にもっと金をかけても大切に保存してほしい。

そしてトイレの問題では、トイレが少な過ぎる。あの行列にはうんざり。うちの子は並んでいるときに出てしまい、男子用でも大は一つでは少ない。そして、トイレの少なさは論外。宣伝にかかる費用をトイレ、休憩所に回してほしい。

また駅の問題ですが、駅、駅前整備が急務。これは可児駅のことです。

それから、花フェスタ後の駐車場料金は無料にしてほしい。

そして、花フェスタ行事の感想についてですが、これを小さく設問ですが、先ほど申しました、よい催しである。よい催しだが見通しが甘いのでは。押しつけ的な催しで、住民の声が届いていないというふうに、1、2、3とありますが、よい催しであるというふうに、手放しで言っている人は、私のところへ寄せていただいた方は1割にならない程度です。それで、2と3、このところで答えている人が多数なわけです。また、税金の使い道を、福祉、教育に優先すべきと思う、これは2と3と同じように多数でした。

また、そのほかについては、会期後の管理はどうするか。これだけの規模の行事ができる予算があるんだったら、災害に備える設備を充実してもらいたい。そして、収益金の用途はどうなるか。

以上が市民の声として、主なところを拾い上げてみました。それぞれに答弁をお願いします。

「花フェスタ'95 ぎふ」は地域の活性化と景気対策というふうに言われてきました。ところが、市内のお店では、交通渋滞の道路沿線上ですが、いつものお客さんが入らなくて、40

日間、大変苦しい状況のようでした。中日新聞などでは「スーパー減収」という記事を書かれていましたが、個人で営業しているお店では、パート従業員の解雇をしたところもあると聞いております。交通規制によっても、通常の営業活動ができなかった店もあり、行政が税金を使ってイベントを行い、そのために減収となる、これでは地域の活性化とならないと思うわけですが、いかがですか。

また、期間中のごみ、し尿の処理はどのようであったでしょうか。このごみ拾いでボランティアで参加をした方から、今後、市内のイベントがあったときには、ぜひごみの持ち帰りを提唱してほしいという大変強い意見がありまして、この点についてお尋ねをいたします。

次に、老人性痴呆のぼけ予防の定期検診の問題についてです。可児市老人保健福祉計画には「寝たきり老人ゼロ作戦」がありますが、「痴呆性老人ゼロ作戦」というのが見当たらないように思います。痴呆症の老人の介護はとても大変なものです。ぼけを早目に見つけ、早目に治す方法を研究し、治療法、脳機能トレーニングについて、すぐれたシステムとして、浜松方式を生み出した浜松医療センターというところのあることを知りました。この臨床心理士、高槻絹子さんという方の本なんです、「ぼけません、私の老後。早目に見つけ、早目に治す方法」という本の中です。この本では、その方法の説明もされていますが、この方が全国どこの保健所でもやってくれるようになると簡単で気軽に利用できるのですがと、この浜松医療センターの住所も本の中で紹介をしておられます。ここのお医者さんが、ぼけは防げる、治せると断言しておられるようです。ぼけを早く見つけ、早目に治すことができれば、老後の不安が少しは軽くなるというものです。可児市でもぜひ研究してほしいことですが、いかがでしょうか。

大きく3点目ですが、テレホンクラブ、ツーショットカードから子供たちを守るために。岐阜県青少年対策本部事務局から出された資料には、女子中学生2、3年生の27%がテレクラに電話経験ありとあります。ところが親の方が、このテレクラやツーショットカードのことを知らない傾向にあるのではないのでしょうか。資料では、可児市にも、数は少ないですが営業がされているようです。市内の子供たちがこの被害に遭わないことを願うものです。テレホンクラブの業者に営業中止や、ツーショットカードなどの自販機の撤去、こういうことについて可児市は要望することができるか、されるかどうか、お尋ねします。また、保護者や子供たちには説明がされておりますでしょうか。

次に、めぐみ保育園の仮園舎についてでございます。可児市立めぐみ保育園の新改築工事に当たり、養護訓練センターの隣接地にプレハブ園舎が建ちました。ところが、行って見ますと、南北に建っているために、朝日と夕日が入って、南からの風が入りにくいように思われます。ゼロ歳児から就学前という子供たちが一日じゅう保育をされているわけで、7、8月のプレハブ園舎では、暑くて、とても大変だろうと今から思うわけです。保育園では子供たちが昼寝をするわけですから、プレハブ園舎をできるだけ快適な環境にするべきではないのでしょうか。学校の仮校舎とよく一緒にされがちですが、保育園は夏休みがありません。この点を忘れないで、エアコンそのほかで涼しくするお考えはありませんでしょうか。

最後ですが、可児市議会の定数について、市長の見解をお尋ねします。

憲法93条は、地方自治体に議会を設置すること。自治体の首長と議会の議員は、住民が直接選挙で選ぶことを定めています。憲法のこの規定を受けて、地方自治法は、各自治体に議会の設置と、90条と91条で、議員の定数を自治体の人口規模に応じて自動的に決定する基準を定めています。可児市でいえば8万以上15万未満で36人です。この基準は、住民の代表機能を十分に発揮できるように、人口規模と会議の運営の規模を考慮して定められたものです。

同時に、地方自治法では、地方議会の議員定数は、条例で特にこれを減少することができますとなっています。地方自治法の議員定数は、定められた基準に基づいて定めるのが原則。すなわち精神であり、減少については、「特に」とあるように、あくまで例外として行うものです。ところが、財界、自民党などは、特に1980年代以降、この減少条項を悪用して、行革の一環と称して定数削減キャンペーンを繰り広げてきました。その結果、全国で地方自治法の精神に基づく定数よりも2万100議席も少なくなっています。削減された分だけ住民の意思が議会に反映できなくなり、行政の監視機能も低下するわけです。チェックされる側として、地方自治法に定められた議員定数は当然であるとされるか、見解をお尋ねします。可児市の現在の定数が26議席ということですので、この点でのお尋ねをするわけでございます。

以上、質問を終わります。

副議長（田口 進君） 執行部の回答は休憩後といたします。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

副議長（田口 進君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 松本議員の議会の定数について、答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、市議会議員の定数につきましては、御承知の地方自治法第91条第1項の規定でございまして、現在、国勢調査人口約8万人ということでありまして、定数は36人となります。一方、第2項につきましては、法律では定数は条例で特に減少することができることも規定されております。本市におきましては、昭和46年の4月、臨時議会におかれまして、当時の定数30人を26人に減少する条例が可決されました。同年7月の議会運営から適用され、現在に至っておりますとおりでございます。

ところで、議員定数を減少させる意義でございますが、これにつきましては、次の二つに根拠が求められておりまして、まず地方自治法第2条第13項における規定でございます。すなわち地方自治体の運営は、常に最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという点でございます。次に同じく第14項に規定がございまして、その地方自治行政を効率化するためには、その組織や運営の合理化に努めなければならないという点でございます。これらの自治体運営の基本原則を実現するための方法の一つに、議員定数を減少させる規定

があるということが言われております。

議員の御発言によりますと、議員定数を減少させることにより、市民の意思が議会に反映されにくくなり、また行政への監視機能が低下するとのことですが、当時、条例を制定された議会におかれましては、定数を減少させることの意義について、また定数減少に伴うさまざまな問題点について十分に御検討の上、議決されたものと聞き及んでおります。地方自治法では原則的な議員定数を36人としておりますが、反面、各自治体の実情に応じ減少させることも許しております。私といたしましては、自治法の趣旨にのっとり、定数を減少させておられます議会の総意は厳粛なものであると受けとめております。

最近の傾向といたしましては、御承知のように全国的にも市町村の定数は減少傾向にあるというのが現状のようでございます。いずれにいたしましても、議員定数におきましては、議会内で十分協議をいただく問題になろうかというふうに思っております。

副議長（田口 進君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 松本議員のテレホンクラブ、ツーショットカードから子供たちを守るための御質問にお答えをいたします。

テレホンクラブ等については、青少年の健全育成にとって大変大きな問題であるというふうに認識をしております。市内においても、一部でありますけれども、営業がなされておるとことは把握をしておるところであります。これらの営業の中止や自販機の撤去について、市として指示したり、法に基づいて取り締まることができるかどうかという問題であります。現状では大変困難であるというふうに思っております。これら営業の関連法令といたしましては、ツーショットの場合で言いますと、電気通信事業法による届け出を必要としているのみで、風営法でありますとか、青少年保護育成条例の適用による排除等は困難であります。

だからといって、手をこまねいて傍観するわけにはまいりません。そこで、現在、市青少年育成市民会議では県民会議と連携をいたしまして、テレホンクラブ等の営業の中止や自販機の撤去等、規制を求める署名運動を展開しているところであります。つまり、市民皆様の御協力を得て、設置者や地権者にその撤去、中止を要請していくことでありまして、また県に対しましては、条例を制定し、その取り締まりを強化することを要望するものであります。

なお、御質問の児童・生徒等についての指導であります。PTAでありますとか、子ども会、その他、諸団体の会合のたびに、その指導について、実情を説明する中で依頼をしておるところでありますし、今後、可児警察署とも連携をとりながら、市民の皆さんの理解を得て、住民運動として盛り上げていきたい、そういうふうに考えておりますので、議員におかれましても御支援をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長（田口 進君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、私からは花フェスタについてのお答えを申し上げます。

花フェスタに関しましての総括的なことにつきましては、先ほど来の御質問に対しまして、

市長や助役の方から申し上げておるとおりでございますが、大成功と言われる中で、多くの方にいろいろお世話になっておること、これに対しましては感謝を申し上げますし、御迷惑をかけておることにつきましてはおわびを申し上げるところでございます。

ところで、議員さんのお答えの一つずつ具体的に説明をしていきたいと思えます。

まず交通事情の改善についてでございますが、連休の始まりに非常に車が混雑しまして、駐車場へ入れない車が多く出たことは事実でございますが、私どももその対策として、学校の運動場、あるいはそのほかにというようなことも考えながら、とりあえず我々でできることとして、まず職員を朝早くから駐車場の整理に入らせましたし、一日じゅう南駐車場で整理に当たらせてたわけでございます。その効果は出ておるということを認識しております。そんなことから、連休明けから会期中ごろにつきましては大変順調になってきたということをおもっておりましたが、御存じのように、5月27日、28日の両日には10万人近い来場者があり、大変な混雑となりました。そこで、もう一度、東明小学校の方についても考えてみましたが、やはり当初、これだけは予想していなかったために、市の方からは、学校の開放についても教育委員会、あるいは学校の方の御理解を得て、用意を最初はしておりましたが、実行委員会としては、それほどのということもありませんが、まずいいでしょうというようなことから、いろんな行事をそこへ予定をさせていただいてしまったというようなこともあったわけですが、そんなことで、学校開放の事業によって、どうしようもなく使えなかったというところがございます。そんなことから、最終の土・日につきましては、とりあえず確保させていただいたわけですが、御承知のように最終の土・日には、その前の週ほども込まなかったということから、使わなかったというのが実情でございます。

それから、アクセス道路につきましては、市街地の道路、特に慢性的に渋滞をしております南北の道路は極力避けるように設定いたしましたし、混雑が予想されます道路周辺の皆様には、自治会を通じて御説明、御理解等をお願いしたところでございます。特に交通規制がなされます地域の皆さんには御説明にお伺いし、御了解をいただいております。

それから、駅からの直行バスにつきましては、料金の問題があるわけですが、これは路線バスの認定を受けて運行されたものでございまして、通常のバス料金と同じように、距離換算によって設定されたものでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、期間中の交通渋滞によって売り上げが落ちた商店があるというお話は、新聞報道などにもありましたし、承知をしているところでございますが、大変御迷惑をおかけいたしました皆さんには、何とぞ御容赦をいただきたいと、かように思っております。

それから、可児駅の駅前の広場、道路につきましては、市といたしましても、以前から狭小であることは申し上げてきておるところでございますが、駅周辺の整備計画を地元へもお示しして検討をいただいくようお願いをしているところでございます。今後とも、議員各位の御協力のほどもよろしくお願い申し上げたいと思えます。

それから、大きな2番目のその他の改善要望についてでございますが、押しつけ的な寄せ集めでというような、花フェスタ会場の花が洋花が多かったという御指摘でございますが、広い会場内を華やかに飾るためには、色鮮やかな洋花が選ばれたものと思います。また、珍しい花を数多く見ていただくことも花フェスタの趣旨の一つでもございましたので、花の地球館では、なかなか見ることのできない珍しい植物等も植えられておりましたし、愛好家の方々には大変好評であったようでございます。

それから、山野草の保存につきましては、教育委員会において貴重な植物の自生地には囲いなどをして、あるいは立て札を立てたりしております、保護を呼びかけているところでございます。

それから、トイレの数が少ないということにつきましてでございますが、私どもも非常に込んだ日なんかは、あの長い列を見ますとやるせない気持ちにもなったわけでございますが、実行委員会では急遽仮設トイレも増設を行いました、それ以上に入場者の増加があり、対応できなかったというのが実情でございます、そういった意味では予想をはるかに上回るという実態であったということでございます。

それから、イベントにおける宣伝は重要なものの一つでございますが、花フェスタの宣伝費については、50万人の来場を想定のもとに予算に基づいて行われたもので、予想外の入場者による混雑の回避のために途中で宣伝を控えることはありましたが、宣伝を強化したということはございません。したがって、宣伝費に使うなら福祉にというような、そういうようなお話もありますけれども、全体の経費から見ましたら、特に多かったとは言えないのではないかと思います。

それから、次の駅前整備につきましても、先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから、可児公園の駐車料金の無料化につきましてでございますが、これにつきましては、県の方へ申し入れてまいりますけれども、さきの質問にもありました、あそこの公園の整備が今後どういうふうになっていくかわかりませんが、公園管理には相当経費がかかるわけですので、そういったことも御承知いただきたいと存じます。

それから、3番目の花フェスタの感想についてでございます。会期中に、地域文化研究所が会場の出口で行いましたアンケートによりますと、よかったという方が全体の8割を占めたという結果で出ております。これは、先ほど村上議員さんがおっしゃいましたリピーターが多かったというようなこともあるわけですが、それはやはりそれなりに皆さんに高い評価を得ているということを確認いたしております。

それから、押しつけ的な催しで、住民の声が届いていないという意見が多いということでございますが、会場あふれんばかりの来場者があり、大盛況のうちに終わることができたのは、花フェスタがまさに人々の望んでいたイベントではなかったかと考えております。

それから、福祉、教育を優先にということでございますが、花フェスタは福祉とかけ離れたイベントではなく、むしろ福祉の一環としての位置づけもあろうかと思います。身障者の方やお年寄りの方にも十分楽しんで見ていただけたのではないかと考えておりますし、また

会期中にはたくさんの児童や生徒が見学に参加しておりまして、花を愛する心、あるいは自然を大切に作る心の醸成ということで、教育的見地から見ても十分成果があったものと考えております。

その他、花フェスタ終了後の可児公園は、パビリオン等の仮設建物の撤去とか、復旧工事のためにしばらく閉園になるようでございます。聞くところによりますと、その整備等を行いながら、ことしの秋ごろには一部お見せできる部分があるのではないかとということも承っております。

それから、災害というような話との兼ね合いでございますが、災害については、県では阪神大震災を教訓に災害基金を設置するというようなことも考えられておられるようですし、災害対策にも真剣に取り組んでおられるということでございます。

それから「花フェスタ'95」の収支について、その収益金の問題ですが、まだ報告が来ておりませんが、収益金の一部を阪神大震災への寄附金に充てるというようなことも検討されているということをお聞きしております。

それから、花フェスタが地域の活性化にならなかったとの御意見でございますが、確かに40日間だけを見てまいりますと、大きな恩恵を受けた方がおられる一方で、通常の営業にさえ支障が出た方もあったようでございます。今回の花フェスタの目標の一つであります地域の活性化とは、開催期間中の直接的な収支に限らず、イベントの開催がもたらす将来にわたっての波及効果を期待するものであります。花フェスタの成功は、市民が一丸となって盛り上げてきた成果であります。今後その大きな自信と誇りを持って市民活動に取り組むことができるようになれば、それが地域の活性化につながっていくものと考えております。

また、会期中、愛知県、特に名古屋とか三河からお越しになった方の中にも、可児市というところが山奥というような感じをお持ちしておられた方が多くあったようでございますが、来ていただきますと、意外と近いんですねとか、そういったような話も聞いております。

それから会期後も、県外の方から電話等もまだ入っておりますが、可児公園は今、開いていますかとか、いつごろ開きますかというような電話もまだかかってきておりますが、そういったことを考えますと、可児市の知名度も上がっておりますし、今後はやはり可児公園をお訪ねになる方もふえてくるものと思っております。そういったことは、今後の経済効果にはかり知れないものがあるのではないかとということも思っております。

それから、期間中のごみ、し尿の処理状況でございますが、まずごみにつきましては、総量で205.49トンでございました。入場者70万人で予測しておりましたので、140トンを65トンほどオーバーしたわけでございますが、1人当たりになりますと107グラムということで、当初の予測の200グラムは下回って、1人当たりになりますと約半分のごみというような計算になるかと思っております。また、し尿につきましては711.6キロリットルでございまして、当初予測の240キロリットルの約3倍になっております。しかしながら、ごみ、し尿ともにふえましたけれども、そういったことから大変心配もしましたが、可茂衛生センターの御尽力、

御努力によりまして、無事処理をしていただいたところでございます。

最後にごみの持ち帰りについてでございますが、こうしたイベントには、ごみというものが出るのは予測されるわけでございますが、先日の地元感謝デーにおきましては、ごみ袋をお渡しし、ごみ箱を封鎖するという、そういうことでお願いをしましたが、かなりの効果は出ております。したがって、今後はイベントの内容等によっては、そういったことも考えていく必要があるかと思えますし、効果があるというふうに考えております。以上でございます。

副議長（田口 進君） 民生部長 可児征治君。

民生部長（可児征治君） 私からは、老人性痴呆のぼけ予防の定期検診について、お答えします。

議員御指摘のように、可児市の老人福祉計画の中には「痴呆老人ゼロ作戦」と銘打ったものはございません。これは厚生省においても適切な予防対策が見つからず、指導の面でもマニュアルにも外れていたようでございます。確かに高齢化社会の進行とともに、痴呆という言葉もポピュラーになってまいりました。特に最近では、アメリカのレーガン元大統領がみずからアルツハイマー病であると公言するなど、痴呆に対する意識は年々高まってきています。

私では専門的なことはよくわかりませんが、痴呆は大きく分けて二つに分けられるようでございます。それは、脳血管性の病気が原因となって起こる痴呆と、それから大脳の神経細胞が変形萎縮していくアルツハイマー型の痴呆に分けられるようでございます。日本では前者の方が多く見られますけれども、こちらは基礎疾患を治療すれば、日常生活に支障がない程度までに回復可能と言われておりますが、後者はなかなか回復が難しいと言われております。

さて、本市における現時点での介護を必要とする痴呆性老人の数は75名でございますが、健康診査、家族調査、家族の方からの相談、あるいは福祉サイドとの連携により把握しているところでございます。この方たちについては、既に保健婦による訪問指導にて援助をしております。また、この方々以外にも、軽度の痴呆の方が存在すると推測されますが、自分を健康だと認識している人に、検査することによって、あなたは将来痴呆性の可能性があるという宣言をすることは、現在では根本的な治療法が確立されておられませんので、非常に難しいというように思っております。

いずれにしても、御指摘いただいているとおり、ぼけてしまったらどうするというのではなく、ぼけないためにどうするかが重要であると思っております。そこで、本市の老人保健福祉計画では、確かに痴呆性老人対策とはなっておりませんが、痴呆の原因の多くと言われる脳血管性痴呆の予防について、その基礎疾患となる成人病予防に重点を置き、成人病基本健康診査、成人病健康相談及び成人病予防教育等の保健事業を展開しておるところでございます。

また、毎月、保健婦と栄養士が可児川苑と福寿苑へ出向き、老人の健康講話を実施したり、

毎月の70歳医療受給手帳交付の折に健康講話を実施したりと、高齢者の方への健康教育は積極的に行っているところでございます。今後はこれらの事業の内容充実に取り組んでいきたいと考えております。議員御提案の浜松方式は、痴呆早期発見のための仮名拾いテストや、MMS式と言われますテストによって判定する方式でございます。最近注目されているようでございます。こうしたものを今後よく研究しまして、今後の健康相談とあわせて、希望者に実施できないか、検討してまいりたいと思います。

また、可児市の老人保健福祉計画は、平成8年度には中間見直しをするということになっておりますので、そうした痴呆性の老人対策も織り込んでいけないかということも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長（田口 進君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 私の方からは、めぐみ保育園の仮設園舎について、お答えをいたします。

仮設園舎につきましては、本年度7月より来年度2月までの期間、利用をいたします。園児たちは、常日ごろ、室内や屋外でみんな元気に楽しく遊び、健全な心身の発達をしております。御質問の夏の期間の暑さ対策につきましては、仮設園舎の構造が従来より改造されてまいりまして、天井には断熱材が施工され、改善されております。室内におきましては、各保育室の天井には扇風機を設置し、また、未満児保育室にはエアコンを設置しております。また、夏休み期間中のお昼寝につきましては、隣接の養護訓練センターの大プレールームを利用し、保育を行いたいと考えております。一方、屋根からの散水、よしず等でも対処していきたいと思っておりますので、今後、保護者の御理解、御協力を賜りながら、保育業務を行ってまいりたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

〔21番議員 挙手〕

副議長（田口 進君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 21番 松本です。

市長さんにお尋ねをするわけですが、議員の定数のことですが、46年の4月に減少の条例ができて以後、そのまま変わっておりませんので、現在の人口に比してということで御答弁をいただきたいと思っております。46年当時とでは人口の規模が違いますので、その点についてお尋ねをします。

それから花フェスタの関係ですが、191万人余の人たちがこの花フェスタの会場に来られたわけで、私は可児市の市民の立場ということから、こうしたはがきについてのお尋ねをしたわけです。可児市民全部、あの会場に参加いたしましても、1回ずつ行かれても10万人には達しないわけで、191万人の人たちの感想に比べますと、大変少ないものかもしれませんが、それはやはり一番会場のもとになった、この可児市の市民の皆さんの御意見ですので、それは慎重に御答弁をいただきたいということで、こうしたはがきの中から拾ってお尋ねをしたわけです。そのところを十分今後におかれましても、これぐらいの意見かというようなことで、過少評価をされることのないようお願いをしたいと思います。

このはがきの中で、花フェスタと関係なしにいろんな意見を言われる方がありまして、ちょっとだけ紹介しておきますと、関係はあるんですが、これはお年寄りの方だと思いますが、「花フェスタの跡地に文化会館をと皆言うています。多くの市民の声を聞いてください。そこに文化会館を、文化会館を」と、文化会館だけ書いてある、こういうような方もあるわけです。ほかにもいろんな意見があるということの紹介の一つにしたいと思います。花フェスタのことについては、そのような意見を慎重に受けとめていただきたいというふうにお願いをします。

それから、痴呆症の問題ですが、私は、ここ10年ほどの間に、大変身近にこの痴呆症の老人と向き合ってきたわけなんです、これが治るとか、前もってそれなりにわかるとかという知識を得たのは、この浜松医療センターの本で初めてでしたので、もう10年も前にこれを知っていたらもうちょっと何とかできたんじゃないかなと、私自身、反省をしております。

先ほど民生部長さんが言われました仮名拾いテストですね。これはこの本の中に書いてあるものですから、ちょっと皆さんに紹介したいと思いますが、仮名拾いですので、平仮名で書いたおとぎ話のような文章がありまして、それを読みながら、あいうえおを拾い上げて、丸を打っていくわけです。それもお話の内容がわかって、字、あいうえおを拾うという、そういうのを2分間の間にどれだけ拾えるかということで、痴呆症が起き始めているかどうかという判定がかなり正確に、この仮名拾いでできるということだそうです。これぐらいのテストだったら、一般に市の保健婦さんあたりとか、そういうところで十分やっていただけるものじゃないかなと思って、私はそれで飛びついたわけなんで、ぜひこれから、これは一例ですので、研究をしていただきたいというふうに思います。

ここで言いますと、この本では前頭葉の働きの低下によって痴呆症が起きてくるというようなことだそうですので、脳の働きと痴呆症という研究がまだまだ不十分みたいで、それでわざわざこの本の中に浜松医療センターの住所から、ファクス番号から、何もかも書いて、ぜひ利用してくださいと、そういう内容なんです。これが全国に広がると、もっともっというんな研究がされて、今、ある程度年になりますと、ぼけにならんかなあというお年寄りの方がたくさんあるわけで、本当に年にとってぼけにならんようにと願っている人はほとんどなわけですので、ぜひ市の方でも研究を十分に進めていただいて、厚生省の方から何も通達がなくても、ここ独自でも研究を進めていただきたいというふうに御要望します。

それから、めぐみ保育園の方の仮設園舎につきましては、ぜひ快適な環境ということで、十分考えていただいているようにも思えますので、よろしく願いいたします。

副議長（田口 進君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 定数問題につきましては、現在、御承知のように5万から15万未満ですか。これは36人という法定数でございます。御承知のように24年も経過いたしております、可児市もさま変わりをいたしております。そういう中から見ますと、端的に申し上げますと、議会の皆さんから定数問題についての何の動きも今まで出ておらないということは、議会としては現状で十分民意を反映し、また監視機能も十分働いているというふうに御認識

をいただいてみえるのではなかろうかというふうに言わざるを得んわけでございます、これは私どもからよりも、議員の皆さん方が市民の皆さんの意向を踏まえて御検討いただくということが一番適正ではなかろうかというふうに思っておるような次第でございます。

〔21番議員 挙手〕

副議長（田口 進君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 今の議員定数のことですが、市長さんとしてはどうですかということで、議会の方から何も言われんとか、そういう問題じゃなしに、市長さんの立場からどうですかという単純なことをお聞きしているわけでございますので、よろしくお願いします。

副議長（田口 進君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 私といたしましては、法定数が全国ケースで減少傾向にあることを見ますと、これは法定数に近い、いわゆる現状を見直しすることについては、積極的に発言は難しいのではなかろうかというふうに思っています。すなわち現状で御理解をいただいておりますということで、私から増員を云々とか、こうであった方がいいですよということについては、申し上げることは妥当ではないというふうに考えております。

副議長（田口 進君） 以上で、21番議員 松本喜代子さんの質問を終わります。

以上で通告による質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

議案第44号から議案第57号までについて（質疑・委員会付託）

副議長（田口 進君） 日程第3、議案第44号から議案第57号までの14議案を一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

副議長（田口 進君） 質疑もないようでございますので、これによって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案の付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託いたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、あすから6月20日までの6日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（田口 進君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから6月20日までの6日間を休会とすることに決しました。

散会の宣告

副議長（田口 進君） 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

次は6月21日午後2時から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集くださいますよ

うお願い申し上げます。

本日はこれをもって散会いたします。長時間にわたりまして、まことに御苦労さんでした。

散会 午後3時19分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成7年6月14日

可児市議会議長 林 則 夫

可児市議会副議長 田 口 進

署名議員 林 義 弘

署名議員 澤 野 隆 司

6月21日（水曜日）午後2時00分開議

議事日程（第3日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第44号から議案第57号まで
日程第3 請願3号 法務局職員の増員についての請願書（前定例会より継続中）
請願4号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書
日程第4 議案第58号 請負契約の締結について
議案第59号 請負契約の締結について
議案第60号 請負契約の締結について
議案第61号 請負契約の締結について
日程第5 下水道対策特別委員会委員長報告
環境センター建設特別委員会委員長報告
-

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第44号から議案第57号まで
日程第3 請願3号 法務局職員の増員についての請願書（前定例会より継続中）
請願4号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書
日程第4 発議第4号 法務局職員の増員に関する意見書（案）（日程追加）
日程第5 議案第58号 請負契約の締結について
議案第59号 請負契約の締結について
議案第60号 請負契約の締結について
議案第61号 請負契約の締結について
日程第6 下水道対策特別委員会委員長報告
環境センター建設特別委員会委員長報告
-

議員定数 26名

出席議員（26名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	加藤新次君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君

13番	可 児 慶 志 君	14番	今 井 成 美 君
15番	河 村 恭 輔 君	16番	大 江 金 男 君
17番	勝 野 健 範 君	18番	村 瀬 日 出 夫 君
19番	渡 辺 重 造 君	20番	小 池 優 之 助 君
21番	松 本 喜 代 子 君	22番	奥 田 俊 昭 君
23番	田 口 進 君	24番	林 則 夫 君
25番	林 義 弘 君	26番	澤 野 隆 司 君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	山 田 豊 君	助 役	山 口 正 雄 君
収 入 役	小 池 勝 雅 君	教 育 長	渡 邊 春 光 君
総 務 部 長	大 澤 守 正 君	民 生 部 長	可 児 征 治 君
経 済 部 長	奥 村 主 税 君	建 設 部 長	曾 我 宏 基 君
水 道 部 長	堀 江 智 君	福 祉 事 務 所 長	高 橋 卓 二 君
教 育 部 長	宮 島 凱 良 君	秘 書 課 長	長 瀬 文 保 君
総 務 課 長	奥 村 雄 司 君	管 財 課 長	藤 田 禮 三 君
保 険 年 金 課 長	富 賀 見 孝 道 君	土 木 課 長	小 島 孝 雄 君
下 水 道 課 長	水 野 治 君	学 校 教 育 課 長	丹 羽 一 仁 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	佐 橋 郁 平	係 長	籠 橋 義 朗
書 記	高 野 志 郎	書 記	脇 坂 忠 志
書 記	丹 羽 邦 江		

議長（林 則夫君） 本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位におかれましては御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおり定めましたので、よろしく願います。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において 1 番議員 高木利行君、 2 番議員 遠藤久夫君を指名いたします。

議案第44号から議案第57号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第 2、議案第44号から議案第57号までの14議案を一括議題といたします。

これら14議案につきましては、各常任委員会にその審査の付託がしてございますので、その審査結果について御報告を求めます。

総務委員長 今井成美君。

総務委員長（今井成美君） それでは議長より指名をされましたので、総務委員会の審査の結果を報告いたします。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成 7 年度予算関係が 2 件、条例の一部改正が 6 件、その他 1 件で、計 9 件でございました。

去る 6 月19日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第44号 平成 7 年度可児市一般会計補正予算（第 1 号）についての所管部分については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とするものと決しました。

議案第45号 平成 7 年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第 1 号）については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とするものと決しました。

次に、議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号 可児市

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 可児市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 字区域等の変更については、それぞれ適正な処置であると認め、全会一致で原案を可とするものと決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がありますので申し添えます。

本市の防災体制の整備についてでございますが、本年1月の阪神大震災に伴って、市民の防災意識が高まっている現在、これまでの防災体制をさらに前進させ、また本市職員を兵庫県芦屋市に派遣した教訓をつぶさに検討する中で、防災物品、防災資材の品目を含めて、防災計画の見直しをされるよう要望いたします。

以上で総務委員会の審査結果の報告を終わります。失礼します。

議長（林 則夫君） 文教民生委員長 近藤忠實君。

文教民生委員長（近藤忠實君） 文教民生委員会の審査結果を報告いたします。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成7年度補正予算が1件、条例の一部改正が1件の計2件でございました。

去る6月16日、当委員会で審査をいたしました結果、議案第44号 平成7年度可児市一般会計補正予算（第1号）の所管部分につきましては、適正な補正であると認め、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第53号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条文中の「可児市老人デイサービスセンター」を「可児川苑デイサービスセンター」に語句を改めるものであり、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上で文教民生委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（林 則夫君） 水道経済委員長 可児慶志君。

水道経済委員長（可児慶志君） 水道経済委員会の審査の結果を報告します。

今期定例会において当委員会に審査を付託されました案件は、平成7年度補正予算関係が5件でございました。

去る6月19日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第44号 平成7年度可児市一般会計補正予算（第1号）の所管部分及び議案第46号 平成7年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第47号 平成7年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第48号 平成7年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第49号 平成7年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）については、いずれも適正な補正と認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上で水道経済委員会の審査結果の報告を終わりますが、要望事項がありますので申し添

えます。

一つ目は下水道事業についてですが、市の事業の総合的な調整の中で、今後の下水道事業を積極的に推進し、計画区域の市民の要望にこたえるべく、速やかに供用を開始されるよう要望します。

二つ目は工業団地への企業の誘致等についてですが、現在、我が国経済の低迷の中、企業の誘致は難しくなってくると思われます。市の経済対策として、十分な成果が得られるよう検討していただきたい。

三つ目は県営可児公園についてですが、「花フェスタ'95 ぎふ」は成功のうちに幕を閉じましたが、今後、市の観光の拠点とし、県に積極的に働きかけをしていただきたい。

以上3点を申し添えまして、水道経済委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（林 則夫君） 建設委員長 渡辺朝子さん。

建設委員長（渡辺朝子君） 建設委員会の審査の結果を報告します。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成7年度補正予算関係が1件でございました。

去る6月16日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第44号 平成7年度可児市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、適正な補正であると認め、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上で建設委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（林 則夫君） 以上で各常任委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまの各常任委員会の審査結果の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております14議案を一括採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これら14議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各常任委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件はただいまの報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本14議案はそれぞれ原案のとおり決しました。

請願3号及び請願4号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）
議長（林 則夫君） 日程第3、請願3号並びに請願4号を一括議題といたします。

これら請願につきましては、所管の各常任委員会にその審査の付託がしてございますので、その審査の結果について報告を求めます。

総務委員長 今井成美君。

総務委員長（今井成美君） 総務委員会に審査を付託されております継続中の請願1件について、審査の結果を報告いたします。

請願3号 法務局職員の増員についての請願書につきましては、近年の社会環境の変化により法務局の業務量が増大しており、地域住民の権利と財産の擁護、経済取引の安全確保を図るため、本請願を採択すべきものと決しました。以上です。

議長（林 則夫君） 文教民生委員長 近藤忠實君。

文教民生委員長（近藤忠實君） 請願審査結果報告を申し上げます。

6月6日の本会議において、文教民生委員会に審査を付託されました請願4号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書についての審査結果の報告を申し上げます。

本請願の趣旨は、学校5日制が導入されながら、指導要領は従来6日制を基本としているため、授業時数の確保が難しく、学習量が過大になり、学習意欲の消失やいじめを引き起こす要因となっている。そこで、基礎的な学力さえも身につけられない現行学習指導要領の早期見直しを強く求めるものであります。

去る6月16日、当委員会において審査したところ、現在の学校5日制は月2回の実施であり、現行の指導要領のままでも何とか対応できるという文部省の結論も出ているようです。しかし、将来は5日制が完全実施されることになるので、現行の指導要領では当然対応できないということです。そのことについては、現在、国の中央教育審議会で審議が始められたところであるため、その審議の結論が出てから、それを参考にして当委員会の結論を出した方がいいということに決定しました。

したがって、本請願は継続審査とすべきものと決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。以上です。

議長（林 則夫君） 以上で所管委員会の審査結果の報告は終わりました。

それぞれの委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（林 則夫君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 発言の許可を得ましたので、私は文教民生委員長に対しまして、請願第4号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書の審査結果並びに経過について、若干の質問をしたいと思います。

まず第1点ですが、聞くところによりますと、請願者より委員会の傍聴依頼があったとお聞きするわけですが、傍聴を拒否されたようですが、何ゆえに拒否されたのかお尋ねをしたいのが1点です。

もう1点は、委員長報告は継続審査ということですが、委員会の委員の皆さんのみならず、我々一同も8月10日までが任期であり、本案は本会議付託案件となっております。したがって、休会中でも委員長が招集すれば委員会を開いて審査することができるはずであります。委員長としては当然そのことを御存じのことと思いますが、8月10日までに委員会を開催し、継続審査されるおつもりかどうか確認をしたいと思います。以上です。

議長（林 則夫君） 文教民生委員長 近藤忠實君。

文教民生委員長（近藤忠實君） ただいま大江議員の方からお話ございましたように、委員会の傍聴をさせていただくということにつきましては、全然聞いておりません。

それから2点目ですが、先ほどの文教民生委員会での審査結果報告書のとおりでありまして、本議会で委員長として個人的な意見については差し控えさせていただきますが、議員の任期が8月10日までありますので、その間、各委員より本件について要望があれば再審査も考えられますが、委員会の結論としては、中央教育審議会で指導要領の見直しが現在なされておりますので、その経過を見ながら、将来的には検討しなければならない問題だと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（林 則夫君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 私が申し上げたいのは、2番目の問題ですが、報告、そのとおりだと思うんですけども、議員の任期が8月10日までで、しかも定例議会というのは今期が終わりになります。付託案件ですからいつでも開くことはできるわけですが、最終的には本会議を開いて終結をしなければいけないと。手続的にはそういうことになると思うんです。そうしますと、形としては継続審議ですけども、実質は審議未了、廃案ということが当然想定されるわけです。そういうことで、皆さん方が十分な、そういう点も踏まえた論議がなされたのかどうかをお聞きをしたいというふうに思います。

議長（林 則夫君） 文教民生委員長 近藤忠實君。

文教民生委員長（近藤忠實君） 今の大江議員の方から質問ございましたんですが、文教民生委員会としてはかなりの時間を割いて討論した結果でございますが、当然、大江議員の申します8月10日の議員の任期切れに伴います廃案ということは、頭の中に入れながら討論をしたつもりでございます。以上です。

議長（林 則夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

16番議員 大江金男君。

16番(大江金男君) 許可を得ましたので、ただいま文教民生委員長の報告は、継続審査ということでございましたが、本請願の趣旨が、委員長報告にもありますように、学校5日制が導入されながら指導要領は従来の6日制を基本としている。したがって、授業時間数の確保が大変難しく、学習量が過大になり、学習意欲の消失や、現在大変社会問題にもなっておりますいじめを引き起こす要因ともなっております。そこで、基礎的な学力さえも身につけられない現行学習指導要領の早期見直しを強く求めた請願であるわけです。

一方、審査内容の中で、委員長報告でも触れられておりますが、現在、国の中央教育審議会で審議が始められたということを経由に継続審査ということでもありますけれども、国の中央教育審議会で審議が始められておろうとおるまいと、本議会での意思を明確にするというのが本来の議会請願のあり方ではないかというふうに思います。

したがって、私は委員長報告に反対をし、採択をしていただきたいということを主張いたしまして、討論といたします。

議長(林 則夫君) ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(林 則夫君) 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより二つの請願について、それぞれ採決いたします。

お諮りいたします。初めに請願3号について採決いたします。本請願に対する総務委員長の報告は採択でございます。よって、本請願を報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(林 則夫君) 御異議がないものと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、請願4号について採決いたします。

お諮りいたします。本請願に対する文教民生委員長の報告は継続審査でございます。よって、本請願を報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(林 則夫君) 起立多数と認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時25分

議長(林 則夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、発議第4号 法務局職員の増員に関する意見書(案)の提出がございました。この際、本発議を本日の日程に追加し、

直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（林 則夫君） はい、16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 異議はないんだけど、発議というのは、本来どなたが発議されたかというのが明確になっておらんとあかんのじゃないですか。手続上の問題で、これだけを配られると……。

議長（林 則夫君） 暫時休憩をいたします。2時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

議長（林 則夫君） 事務手続の不備を謹んでおわびいたします。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、発議第4号 法務局職員の増員に関する意見書（案）の提出がございました。この際、本発議を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本発議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

なお、念のため申し上げます。ただいま発議第4号が日程に追加されたことに伴い、日程第4以下の順序が繰り下げられたものとみなします。

発議第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第4、発議第4号 法務局職員の増員に関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 法務局職員の増員に関する意見書（案）。提出者、松本喜代子でございます。

意見書（案）を朗読いたしますので、よろしく願いいたします。

法務局職員の増員に関する意見書（案）。

法務局の所掌事務は近年の社会情勢の変化に伴い、増加の一途をたどり、特に登記業務は著しく増大し、職員の負担は非常に重いものとなっている。

もとより法務局の業務は、登記のほか、戸籍、供託、行政訴訟、並びに同和問題、公害問題などの人権擁護などがあるが、これらは国民生活に重大なかかわりを持つものであり、こ

これらの業務が現在では十分に機能しているとはいえない実情にある。

よって、政府におかれては、これらの実態把握に努め、地域住民の権利と財産の擁護、経済取引の安全確保をするため、法務局職員の大幅な増員を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成7年6月21日、岐阜県可児市議会。内閣総理大臣、法務大臣、大蔵大臣、自治大臣、総務庁長官、人事院総裁様。以上でございます。

議長（林 則夫君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。お諮りいたします。ただいまから発議第4号について採決をいたします。

本発議を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本発議は原案のとおり決しました。

議案第58号から議案第61号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第5、議案第58号から議案第61号までの4議案を一括議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、本日追加上程をさせていただきました4件でございますが、議案書14番、資料番号14番、それから15、16をあわせてお願いいたします。

議案第58号 請負契約の締結について。工事請負契約を次のとおり締結する。

記の方でございます。目的、広見汚水幹線管渠築造（第3工区）工事。方法としまして、一般競争入札。金額6億564万円。契約の相手方ですが、名古屋市中区錦二丁目4番11号、株式会社フジタ名古屋支店 常務取締役支店長 小泉郁郎。

入札を6月の9日に参加社数36社で行いました。工事内容につきましては、延長が730メートル、口径1,200ミリでございます。工法はミニシールド工法でございますが、一部推進の工法の部分がございます。場所としましては、16番にありますように、田尻の交差点から広見の駅から参りました道路の元町のところまででございます。工期は、契約の日から平成8年12月25日。2年度間の継続事業でございます。

次に、2ページの議案第59号でございます。

議案第59号 請負契約の締結について。工事請負契約を次のとおり締結する。

記の方にまいります。目的、広見面整備管渠布設1工区工事。方法は、一般競争入札。金額が2億3,329万5,000円。契約の相手方ですが、岐阜市吉野町六丁目14番地、三井建設株式会社岐阜営業所所長 大館嘉治。

これも6月の9日に参加社数27社でもって入札を行いました。工事内容は、延長が4,265メートル、管の大きさが200ミリでございます。工法は、開削工法でございます。場所は、16番の図面にありますように、広見一丁目から四丁目、県道可児・兼山線の西の区画整理事業地内でございます。面積的には約16ヘクタールでございます。工期は契約日から平成8年3月の25日でございます。

次に3ページでございます。

議案第60号 請負契約の締結について。工事請負契約を次のとおり締結する。

記の方にまいります。目的は、可児市立旭小学校校舎新增築事業（建築工事）でございます。方法としまして、指名競争入札。金額が1億7,664万5,000円。契約の相手方として、可児市今渡1852番地、吉田建設株式会社 代表取締役 加藤正明。

入札を6月の8日に指名12社で行いました。工事内容は、構造が鉄筋コンクリートの2階建てでございます。建築面積が337.7平方メートル、延べ床面積が772.21平方メートル。施設の内容でございますが、1階が図書室、生活科室など、2階が視聴覚室あるいは音楽室など、こういった特別教室でございます。工期は契約の日から平成8年3月15日までとなっております。

次に4ページでございます。

議案第61号 請負契約の締結について。工事請負契約を次のとおり締結する。

記の方にまいります。目的がめぐみ保育園園舎新增改築（建築）工事。方法は、指名競争入札でございます。金額が1億5,141万円。契約の相手方が、可児市今渡1155番地の1、東海建設株式会社 代表取締役 高木康允。

これは6月の15日に指名12社で入札を行いました。工事内容といたしましては、構造が鉄骨一部木造の平屋建てでございます。延べ床面積が950.7平方メートル。工期は、契約の日から平成8年2月の29日までとなっております。以上でございます。

議長（林 則夫君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております各案件については、委員会への付託、並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております各案件については、委員会への付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することにいたします。

お諮りいたします。議案第58号から議案第61号までの4議案を、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております各案件については、原案のとおり決しました。

下水道対策特別委員会委員長報告及び環境センター建設特別委員会委員長報告
議長（林 則夫君） 日程第 6、下水道対策特別委員会委員長報告、環境センター建設特別委員会委員長報告を議題といたします。

両委員長の報告を求めます。

下水道対策特別委員会委員長 渡辺重造君。

下水道対策特別委員長（渡辺重造君） 下水道対策特別委員会の委員長報告を申し上げます。

昭和63年 6 月定例会で設置された当委員会も、平成 3 年 8 月の議会改選に伴い、委員も改選をされました。以来、執行部と一丸となって下水道整備に伴う諸問題の解決に当たるとともに、全市下水道整備の早期実現に向けて活動してまいりましたが、この間に下水道事業も本格化し、塩河地区が供用開始したほか、昨年10月には、一部ではありますが公共下水道が一部供用開始されるなど、可児市の下水道事業にとってターニングポイントとなった 4 年間であったと言えます。

さて、昨年 6 月定例会において本委員会の中間報告を行っておりますので、今回はそれ以降の状況について御報告申し上げます。

御承知のとおり、当市の下水道事業は、木曾川右岸流域下水道関連公共下水道を初め、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業と、整備の方法は異にしながらも、市内各地で事業が進められております。中でも久々利地区、今地区では既に平成 2 年度から供用が開始され、その水洗化率も現在では90%を超えて、頭打ちとなっております。また、昨年 4 月より供用開始となった塩河地区の農業集落排水事業の水洗化率は75%となり、3 地区全体では85%という状況であります。そして、いよいよ流域関連におきましても、昨年10月より市内西部の一部で供用開始となりました。現在水洗化率は10%程度であります。平均して月約50件のペースで普及を進めております。

ところで委員会の活動状況でございますが、平成 6 年 9 月26日に第15回の特別委員会を開催いたしました。平成 6 年度事業の当初計画、並びに事業の進捗状況として、久々利地区、今地区及び塩河地区の接続状況と申し込み件数、そして水洗化の状況について説明を受けたところであります。また10月 1 日の一部供用開始に向けての問題提起、並びに協議をいたしました。

次に平成 6 年11月 9 日から10日にかけて、先進地である奈良県大和郡山市の下水道事業について視察研修を実施いたしました。大和郡山市は奈良県の西北部を占める大和盆地のほぼ中央に位置しており、人口は約 9 万 6,000人で、京阪神のベッドタウン、並びに商工業都市として発展している都市であります。下水道事業は、奈良県が行う大和川上流流域下水道事業

の関連公共下水道として昭和45年度から始められ、昭和50年10月20日に公共下水、53年10月2日に特定環境下水が供用を開始しており、平成6年10月1日時点の処理区域面積が807ヘクタールで、普及率が51.6%、水洗化戸数が1万3,149戸で85.6%とのことでした。受益者負担金につきましては、1平方メートル当たり201円、115円、297円と、地区により負担金額が異なっておりました。なお、過去に受益者負担金訴訟の経験をお持ちで、結果は原告側請求棄却となって、受益者負担金の正当性が証明されているわけですが、その第1審の奈良地裁、第2審の大阪高裁、第3審の最高裁までの判例について、興味深く御教示をいただいていたまいりました。

人口規模や市の成り立ちなど、可児市と似通っており、非常に参考となる視察でございました。

次に、平成6年12月6日に第16回の特別委員会を開催し、平成6年度各事業の詳細な進捗状況、並びに供用開始間もない公共下水道の接続状況と、本格的に接続が始まった塩河地区の状況について説明を受けました。

次に平成7年3月1日に、第17回の特別委員会を開催いたしました。平成6年度各事業の進捗状況と平成7年度の各事業計画及び債務負担について、並びに県に要望している計画区域拡大の見通しについてと、大森地区の取り扱いについて説明を受けたところであります。またこの席では、広見東地区の今後についてと区画整理予定区域の今後の取り扱いについて協議し、執行部の積極的な対応を要望いたしました。

次に、去る6月9日に第18回の特別委員会を開催いたしました。平成6年度繰り越し事業の現在の施工状況と、6月議会に上程する一般競争入札となる工事について、並びに公共下水道の現在の水洗化状況について説明を受けました。また、若葉台、長坂を初めとした団地の下水道普及に積極的に取り組んでいただくよう、執行部に要望いたしました。

以上、過去1年間の当委員会の活動状況を申し述べました。

さきに申し述べましたように、昭和63年度から始まった当市の下水道事業も、公共下水道の供用開始という一つの節目を迎え、新たな段階に入ったという感がございます。これまでの執行部の御努力に敬意を表する次第ではありますが、下水道の整備はこれからが本番であり、なお長い年月と多額な費用を要する事業であります。

執行部におかれましては、市民から寄せられるさまざまな要望にこたえるべく、計画的な事業の推進に努められるよう強く要望させていただくとともに、一層の普及率向上に努められるようお願いするところであります。

なお、議員各位におかれましても、下水道の事業の推進に一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、本委員会の経過報告とさせていただきます。

議長（林 則夫君） 環境センター建設特別委員会委員長 勝野健範君。

環境センター建設特別委員長（勝野健範君） 環境センター建設特別委員会の委員長報告を申し上げます。

この環境センター建設特別委員会の活動報告につきましては、昨年9月の定例議会におい

て、それまでの経緯を御報告申し上げたところでございますが、その後、5回の環境センター建設特別委員会を開催いたしておりますので、その活動状況について御報告申し上げます。

まず平成6年9月26日、第6回環境センター建設特別委員会を開催いたしました。この委員会では、市執行部及び担当職員より、事業用地買収事業の現状報告、並びに協定書に基づく地元条件の履行に関する対応状況、地元との協議内容などが報告されました。

特に買収するもととなる買収単価については、地権者の代表である世話人と精力的に話し合いをされた結果、買収地の標準となる一般山林の買収単価を坪当たり2万9,000円とし、立木の補償は、岐阜県用地補償基準による金額とすることで何とか合意を得られる見込みであると説明がありました。この説明に対しまして、委員から、事業の特性や事業促進を図ることからこの金額はやむを得ないが、これ以上の上積みはしないようにとの意見などがあり、市としては、この金額を上限として交渉に当たるとの回答を得ましたので、当委員会としましては、この買収単価の提示額を了承し、早期に買収単価の合意を得られるよう、市執行部に要請をいたしたところでございます。

また、地元条件の履行に関する状況報告につきましては、塩河公園計画、塩河地内の道路新設計画の進捗状況や、農政関係の事業に伴います地元負担金の予定額などについて説明を受け、理解を深めたところでございます。

次に、平成6年10月25日、第7回の委員会を開催いたしました。この委員会では、用地買収単価交渉の結果と、事業地の造成基本計画について説明を受けました。

用地買収交渉結果の説明では、買収単価について先回の委員会で提示のあった金額で地権者側と合意ができ、また買収面積の算出方法などについても合意が得られ、個人交渉に着手する状況となった説明を受け、また、この設定単価については、可茂衛生施設利用組合の助役会、首長会においても了承されていることなどの説明があり、この委員会においても、全員一致で了承いたしました。

また事業地の造成基本計画につきましては、約30ヘクタールの予定区域の土地利用として、約35%を進入道路、中間処理施設、最終処分場施設、調整ため池施設の用地として、残りの65%に当たる地域については緑地帯として、山林を健全な状態で残す土地利用計画により、環境保全や景観にも配慮した造成計画の説明と、今、区域内では造成の計画資料とするための地質調査を委託会社により実施している旨の報告を受け、委員全員が理解をしたところであります。

なお、これら買収単価、買収方法についての決定事項や交渉の経緯などについては、議員全員の皆さんにも理解を得るため、この委員会終了後に開催された議員全員協議会の協議事項として、市執行部より説明されたところでございます。

次に、平成6年12月19日に、第8回の委員会を開催いたしました。この委員会では、可児市の担当者より、用地買収状況を説明、そして可茂衛生施設利用組合の所長にも出席を願ひまして、施設計画の概要と現状の進捗状況の説明を受けました。

用地買収の進捗状況では、区域内の共有地買収について共同調印方式が行われたことから、

現況で全体の約61%の買収が進んでいると報告があり、委員から、未買収者の事由等について質疑がありました。委員会では、このような買収の状況を理解した上で、さらに積極的な交渉を続けられ、早期に買収を完了されるよう、市執行部に要請をいたしたところでありませす。

続いての施設建設計画の状況報告では、組合の所長より建設施設の規模とその概要について説明があり、委員からは、ごみの現状と施設規模との関連、概算費用の根拠、焼却炉の余熱利用、最終処分場の埋め立て方法、灰溶融施設の規模、不燃物のリサイクル活用の考え方や、これからの工事工程などについて質疑があり、これらについて活発な討議を行い、理解を得ることができました。

なお、委員会としても、ごみ処理施設計画の説明を受けるだけでなく、実際に施設を見て研修、理解することが必要であると考え、先進施設を視察することに決定しました。視察は平成7年2月1日、2日に、平成6年4月に操業開始をいたしました愛媛県松山市の南クリーンセンターを視察し、最新技術を備えて悪臭などが感じられないクリーンな施設環境で行われているごみ処理の状況を見て、理解を深めたところでございます。

次に、平成7年3月9日に、第9回の委員会を開催いたしました。この委員会では、3月3日の可茂衛生施設利用組合の議会です承された中間処理施設の基本計画などについて、組合の副管理者である美濃加茂市助役と担当職員の出席を願って説明を受けました。

この説明によれば、計画されている焼却炉はストーカー方式による1日処理能力80トンの炉が3基で、排出される灰などを溶融して固化する溶融炉は、電気プラズマを熱源とする方式による1日処理能力60トンの施設が設置され、その電源は焼却余熱を利用して発電を行い、必要な電力を少しでも補う計画となっています。

さらに粗大ごみ処理施設としては、アルミ、鉄、瓶の資源化処理と、自転車などの再生利用によるごみの減量化を図る計画がされております。

また施設全体として、施設排水のクロード方式や、バグフィルターの採用によるばい煙のクリーン化など、公害の心配のない施設計画であり、7年度事業の見通しとしては、本年の10月ごろには造成工事など建設に着手する予定であるとの説明を受けました。

これに対して、委員からは、灰溶融施設の処理能力や安定性、自家発電の効率性などの質問があり、担当者より適切な回答を得ました。委員会では、建設される施設がこの可児市塩河地内に建設される意味からも、全国的にも誇れる、また住民が安心のできる施設づくりをしていただくよう要望しました。

続いて市担当者より、用地買収が2月末現在で約80%完了しているとの現状が報告され、さらに塩河公園の整備計画、道路新設事業計画の進捗状況や、地元附帯条件の環境整備事業実施状況の説明があり、委員からは、引き続き積極的に事業推進されるよう意見がありました。

続いて、塩河環境保全委員会から、市議会の環境センター建設特別委員会と環境センター建設に関する事項について、互いに意見交換するため懇談会を行いたいとの申し出があり、

委員会も了承した上で、3月10日に委員全員が参加することを決めました。

懇談会では、市全体レベルでのごみに対する市民意識向上の方策、ごみ減量化に向けた事業展開の方法、すぐれた処理施設づくりの要件、そして地域環境の向上を図る意味でも、市道23号線の延長先である犬山市側の道路整備計画についての調査依頼など、数項目について熱心に意見を交わし、今後はさらに一層の連携とお互いに協力しながら環境センター建設促進に邁進することを確認できた大変有意義な懇談会でありました。

なお、この懇談会で要請のありました市道23号線の延長先である犬山市側の道路整備計画の調査依頼につきましては、私を含めた3名の委員が代表として、市職員の方たちと、5月16日に犬山市に参り、整備計画の内容や現状などを伺ってまいり、その結果を6月19日に開催された定例の塩河環境保全委員会に報告し、理解を賜ったところでございます。

次に、平成7年5月31日に、第10回の委員会を開催いたしました。この委員会では、市執行部から用地買収の状況が報告され、事業地の約95%以上については買収の見込みができたが、残り数%の買収については非常に困難な状況であり、このままでは今後の事業展開に支障のおそれもあり、この対応に大変苦慮しているとの説明がありました。

委員会としても、困難な事情は理解できるが、用地取得は可児市の責任で行うことになっていることから、委員も協力しながら取得についてのあらゆる方策を模索して、何とか事業進捗に影響の出ないように努力されるように、市執行部に対して要請をいたしたところでございます。

以上、昨年10月から今日までの当委員会の活動経緯を申し述べてまいりましたが、既に議員各位が御承知のように、可茂衛生施設利用組合管内のごみ処理施設問題は一刻の猶予もならない状況であり、それだけに、何としてでも建設用地の確保は急務の課題でございます。議員各位におかれましても、この現状を御理解賜り、用地取得、またこの環境センター建設事業が円滑に推進できますよう御協力をお願い申し上げますとともに、市当局の一層の御尽力を御要望申し上げ、委員長報告といたします。

議長（林 則夫君） 以上で両委員長の報告は終わりました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 平成7年第2回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月6日から本日まで、本会議並びに各委員会を通じまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜りました議員各位の御労苦に対しまして、心より感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、本日、本年度の補正予算案を初め各重要案件を原案どおり御議決賜り、厚く御礼を申し上げます。

また議案審議の中で種々賜りました各位の御意見、御教示につきましては、十分尊重し、検討を重ねまして、8万7,000市民の期待にこたえるべく、今後の市政運営に反映してまい

る所存でございます。

さて、在任中、幾多の御功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。顧みますれば、皆様御在任のこの4年間は、本市におきましては厳しい財政事情にありながら来るべき21世紀を展望し、地域中核都市を目指し本格的な都市建設に取り組んだ時期でありました。都市街路、土地区画整理等の推進を図りながら下水道事業にも本格的に着手するなど、都市基盤整備に全力を傾注し、着々と活力あるまちづくりが進展してまいりました。また高齢化等の時代の変化に対応した在宅福祉の充実、コミュニティー関係施設の整備も着実に進めることができ、学校施設の整備を初め、生涯学習推進体制の整備も進展してまいりました。さらには花いっぱい運動を初めとした市民の自主的な花飾りも盛り上がりを見、今年度本市における一大イベント、「花フェスタ'95 ぎふ」も大盛況のうちに幕を閉じることができました。

このように各分野に着実な成果を上げることができましたのも、ひとえに議員各位が日夜粉骨砕身、市政の進展に御尽力されましたたまものと、重ねて深く敬意を表する次第でございます。

いよいよ皆様方の任期も間近に迫り、次期選挙も近づいてまいりましたが、引き続き御出馬される方々におかれましては、見事御当選の榮譽を勝ち取られ、再びこの議場でお目にかかれまますよう、心から御健闘をお祈り申し上げます。

また、今期を最後に御勇退されます方々もあるやにお伺いしておりますが、退任されましても、どうか御在任中と変わることなく、市政に対しまして御指導、御教示を賜りますようお願い申し上げます。

これからは一段と酷暑に向かう折でもございます。議員各位にはくれぐれも健康に御留意され、御自愛いただきますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

閉会の宣告

議長（林 則夫君） それでは、これをもちまして平成7年第2回可児市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまことに御苦労さまでございました。

閉会 午後3時18分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成7年6月21日

可児市議会議長 林 則 夫

署 名 議 員 高 木 利 行

署 名 議 員 遠 藤 久 夫